

協 定 等

災害時における車両用燃料等の優先供給に関する協定書

災害時における車両用燃料及び発電機等燃料（以下「車両用燃料等」という。）の優先供給に関し、新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜石油業協同組合（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が行う新居浜市内の災害応急対策業務において、車両用燃料等が必要となったとき、乙の積極的な協力により、円滑な活動の確保を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害応急対策業務のため車両用燃料等が必要となったときは、乙に対し車両用燃料等の優先供給を要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、特別の理由が無い限り、車両用燃料等の供給について協力するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、乙から供給された車両用燃料等の費用を負担するものとする。この場合の価格については、災害発生時における乙との契約価格とする。

（請求及び支払い）

第5条 乙は、前条に掲げる費用を、車両用燃料等を甲に供給したときに請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第6条 甲の要請に基づき、乙の組合員が車両用燃料等を輸送中に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年市条例第27号）」の例に準じて災害補償を行うものとする。

ただし、乙又は当該組合員に過失がある場合はこの限りでない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年12月 5日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 新居浜市田所町4番1号
新居浜石油業協同組合
組合長 今西忠晴

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）とイオン株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給することのできる物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交

換を行い、災害時に備えるものとする。

(物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動及び終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、災害が発生し、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年 3月 9日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 大阪府大阪市福島区海老江1-1-23
イオン株式会社西日本カンパニー
執行役支社長 岡内 祐一郎

災害時における救援物資提供に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 新居浜市内に震度5弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は第3条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成18年6月30日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社
専務取締役営業本部長 大内 喬

基本協定書の一部を変更する協定書

平成18年6月30日付け、新居浜市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）との間で締結した基本協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

原協定書文中、「地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）」を「地域貢献型自動販売機（災害対応機）」に変更する。

本協定締結の証として本協定書を2通作成し、記名捺印の上、各々1通を所持する。

平成28年8月26日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

乙 香川県高松市春日町1378番地
四国コカ・コーラボトリング株式会社

営業本部長 原 幹弘

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙がその要請に応じ供給が可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（物資の安定供給）

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等

の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動及び終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、災害が発生し、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年 1月10日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 松山市朝生田町3-1-12
生活協同組合コープえひめ
理事長 大川 耕三

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給することのできる物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動、終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年 6月15日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社 フジ
代表取締役 尾崎 英雄

災害時における応急生活物資（LPガス等）の供給に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会新居浜支部（以下「乙」という。）とは、災害時に必要な応急生活物資（LPガス等）（以下「LPガス等」という。）の調達及び運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、新居浜市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、LPガス等を調達する必要があると認められるときには、乙に対し、その調達が可能なLPガス等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第2条 前条の要請は、LPガス等の発注書（別紙1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により口頭で要請し、その後速やかにLPガス等発注書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第3条 乙は、第1条の要請に基づき、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を措置状況報告書（別紙2）により甲に提出するものとする。

（LPガス等の指定）

第4条 この協定の対象となるLPガス等は、LPガス、容器（LPガスを供給するための配管等を含む。）及び燃焼器具等とし、これらの設置工事を含むものとする。

（LPガス等の運搬及び引渡し）

第5条 LPガス等の引渡場所及び運搬については、甲乙協議のうえ決定する。

2 甲は、引渡場所に職員を派遣し、LPガス等の数量等を確認のうえ引き取るものとする。

（費用負担）

第6条 乙が供給したLPガス等の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、乙が引渡し場所への運搬終了後に提出する出荷確認書等に基づく単価契約価格とする。

3 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様にみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第7条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（担当者等の報告）

第8条 甲及び乙は、担当者連絡先報告書（別紙3）により、この協定に係る担当者及び連絡先を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

（車両の運行）

第9条 甲は、乙がLPガス等を運搬する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（従事者の災害補償）

第10条 甲の要請に基づき、乙の支部会員がLPガス等を搬送中に負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、「新居浜市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年新居浜市条例第27号）」の例に準じて災害補償を行うものとする。ただし、乙又は当該支部会員に過失がある場合は、この限りでない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定める。

（効力）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年11月30日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 新居浜市泉宮町5番8号ユアーズオフィスコート内102号
社団法人愛媛県エルピーガス協会新居浜支部
支部長 高尾 忠 春

別紙1（第2条関係）

物 資 発 注 書

第 年 月 日

社団法人 愛媛県エルピーガス協会新居浜支部
支部長 様

新居浜市長

「災害時における生活必需物資（LPガス等）の調達に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第3条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

要請する物資

調達要請期間	調達要請物資	調達要請数量	引渡し希望場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

問い合わせ先 部 課
担当
TEL FAX
E-mail

措置状況報告書

年 月 日

（あて先）新居浜市長

社団法人 愛媛県エルピーガス協会新居浜支部
支部長

「災害時における生活必需物資（LPガス等）の調達に関する協定」第3条の規定に基づき、当支部の措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 調達可能数量等

調達可能期間	調達可能物資	調達可能数量	引渡場所
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

2 物資の引渡場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 新居浜市の引渡希望場所まで支部が搬入する。
- ② 支部が指定する場所で新居浜市に引き渡す。
- ③ その他

運搬方法（陸路、空路、海路）

担当者氏名
TEL
E-mail

FAX

担当者連絡先報告書

年 月 日

様

「災害時における生活必需物資（LPガス等）の調達に関する協定」第8条の規定に基づき、担当者及び連絡先を下記のとおり報告します。

記

順位	所 属	担当者名	電話（FAX）番号
1			TEL FAX
2			TEL FAX
3			TEL FAX

(注)電話（FAX）番号は、緊急時に使用するものです。

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社 マルヨシセンター（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給することのできる物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交

換を行い、災害時に備えるものとする。

(物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動、終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年6月13日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 香川県高松市南新町4番地の6
株式会社 マルヨシセンター
代表取締役会長 佐竹 文 彰

協定店舗

- | | |
|-------------------|---------------|
| ① 新居浜市寿町1番50号 | マルヨシセンター新居浜店 |
| ② 新居浜市田の上1丁目5番50号 | マルヨシセンター新居浜東店 |

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ新居浜本店（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給することのできる物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交

換を行い、災害時に備えるものとする。

(物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動、終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年 7月22日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市上泉町12番1号
株式会社マルナカ新居浜本店
店長 岩田吉史

※平成24年2月21日に、株式会社マルナカ若水店（新居浜市若水町二丁目6番5号）及び株式会社マルナカ久保田店（新居浜市久保田町一丁目7番20号）と同様の協定を締結。

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給することのできる物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動、終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年2月 5日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 兵庫県姫路市北条口4丁目4番
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役社長 藤 本 昭

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社ママイ（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給することのできる物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（情報の収集及び提供）

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動、終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年7月1日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県四国中央市上分町442番1
株式会社 ママイ
代表取締役 後藤 隆彦

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ若水店（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給することのできる物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動、終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなった

ときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 2月21日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市若水町二丁目6番5号
株式会社マルナカ若水店
店 長 妹 尾 信 之

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ久保田店（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して、乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が要請し、乙がその要請に応じ、供給することのできる物資

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取る

ものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(情報の収集及び提供)

第9条 甲は、災害時において、市民に対し物資の配布場所、品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

2 甲及び乙は、災害時において、被災地域及び被災者の状況、地域の物資の価格、供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰等を防止するため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(物資の安定供給)

第10条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう市民に対する物資の安定供給に努力するものとする。

(協力事項の発動、終了)

第11条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

(協議)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(疑義の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、そ

の効力を持続する。ただし、乙が別表に掲げる物資の全てを取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 2月21日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市久保田町一丁目7番20号
株式会社マルナカ久保田店
店 長 水 原 良 幸

災害時における物資供給等の協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、新居浜市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合（以下「災害時」という。）の物資供給等の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の調達及び安定供給を行うことにより、市民生活の平静と安定を図ることを目的とする。

（供給要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲で保有物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が取り扱いする調達可能な物資とする。

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、供給要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後すみやかに供給要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。この場合において、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引渡し）

第7条 物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該場所において乙の提出する供給確認書（第2号様式）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費の負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資供給及び運搬終了後、乙の提出する供給確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協力事項の発動、終了）

第9条 この協定に定める物資供給に関する協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、かつ、甲の物資調達が著しく困難となったとき、又はそのおそれがあるときに、甲乙協議のうえ甲が乙に対して要請を行うことにより発動する。

2 甲は、前項の目的を達成したと認めるときは、乙と協議のうえ協力事項の終了を決定する。

（協議）

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（疑義の決定）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年5月31日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 東京都中央区日本橋三丁目12番2号
株式会社 アクティオ
代表取締役 小沼 光雄

別表（第4条関係）

適用：イオン、フジ、マルヨシセンター、マルナカ、ママイ

供給要請物資一覧表	
食料品	米、小麦粉、パン、漬物、缶詰、レトルト食品、インスタント麺、果物、粉ミルク、味噌、しょう油、塩、上白糖、食用油、容器入飲料水
日用品	毛布、肌着、靴下、軍手、運動靴、長靴、タオル、雨具、刃物、なべ、やかん、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、紙コップ、紙皿、はし、スプーン、ほ乳びん、ラップ、洗剤、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、ごみ袋、ガムテープ、マッチ、ライター、ろうそく、乾電池、懐中電灯、蚊取り線香、使い捨てカイロ、救急絆創膏、ノートブック
燃料等	カセット式ガスコンロ、カートリッジガスボンベ

適用：マックスバリュ

供給要請物資一覧表	
食料品	米、小麦粉、パン、漬物、缶詰、レトルト食品、インスタント麺、果物、味噌、しょう油、塩、上白糖、食用油、容器入飲料水
日用品	紙コップ、紙皿、はし、スプーン、ラップ、洗剤、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、ちり紙、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、ごみ袋、ガムテープ、軍手、ライター、ろうそく、乾電池、懐中電灯、蚊取り線香、使い捨てカイロ、救急絆創膏、ノートブック
燃料等	カセット式ガスコンロ、カートリッジガスボンベ

災害時等における支援協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、新居浜市域に地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資供給等の協力並びに避難及び救援場所の提供並びに平常時（災害時等以外の場合をいう。以下同じ。）における防災啓発活動等への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等及び平常時における支援協力に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は、乙が新居浜市域に所有する店舗の駐車場等を、被災者の一時避難場所等として必要とするときは、乙に対し、提供を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、保有物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、乙が保有する物資及び調達可能な物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の規定による要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 乙は、生活物資等の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用を支払うもの

とする。

(報告)

第9条 甲は、乙が保有する生活物資等の在庫品目、数量等について、報告を求めることができるものとする。

(平常時の協力)

第10条 乙は、平常時において、甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練等に対し、可能な限り協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定めるもののほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者の設置)

第12条 甲及び乙は、協力要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、連絡責任者を置くものとする。

(支援体制の整備)

第13条 乙は、甲に対する円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年12月27日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市長 石川 勝行

乙 愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

ダイキ株式会社

代表取締役社長執行役員 高橋 幸

災害時等における支援協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、新居浜市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 甲が、物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資を供給すること。
- (2) 市内における乙の店舗の駐車場を、被災者に対し、一時避難場所、炊き出し等救援の場所として無償提供すること。

2 前項の要請は、市内における乙の店舗の営業時間である24時間随時行うことができるものとする。

（要請手続き）

第2条 前条第1項の要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 乙が甲の要請を受け提供する物資は、別表に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものと

する。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成26年2月7日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、市内における乙の店舗の全てが閉店した場合、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年 2 月 7 日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市長

印

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号
株式会社ハローズ

代表取締役社長

印

(様式第1号)

年 月 日

ハローズ 店 様

新 居 浜 市 長

災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担 当 者 欄	新居浜市災害対策本部 (部 課) (担当者) 氏 名 印
------------------	--

(様式第2号)

年 月 日

新 居 浜 市 長 様

ハローズ 店
(担当者)
氏 名 印

物 資 納 品 書

年 月 日付、災害時等における物資の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

確 認 欄	上記、確認いたしました。	新居浜市災害対策本部 (部 課) (担当者) 氏 名 印
-------------	--------------	--

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹼、洗濯石鹼(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光 熱 材 料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 料	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

- (1) 応急食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時等における支援協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜市農業協同組合（以下「乙」という。）は、新居浜市域に地震、風水害等の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資供給等の協力並びに避難及び救援場所の提供並びに平常時（災害時等以外の場合をいう。以下同じ。）における防災啓発活動等への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等及び平常時における支援協力に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲は、乙が所有する別表1に掲げる店舗の駐車場等を、被災者の一時避難場所等として必要とするときは、乙に対し提供を要請することができる。

3 甲は、乙が所有する別表2に掲げる施設を、避難物資の集積場所として必要とするときは、乙に対し要請を行い、乙は可能な範囲で施設の提供及び資機材の使用について協力するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、保有物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 乙が甲の要請を受け提供する物資は、別表3に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

（要請手続等）

第5条 第2条第1項の規定による要請は、供給要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するも

のとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、生活物資等の引渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用を支払うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(平常時の協力)

第10条 乙は、平常時において、甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練等に対し、可能な限り協力するものとする。

(その他必要な支援)

第11条 この協定に定めるもののほか、被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者の設置)

第12条 甲及び乙は、協力要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、連絡責任者を置くものとする。

(支援体制の整備)

第13条 乙は、甲に対する円滑な協力を図るため、社内及び各店舗間との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年12月27日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 愛媛県新居浜市田所町3番63号
新居浜市農業協同組合
代表理事組合長 福本 頼幸

(様式第1号)

年 月 日

新居浜市農業協同組合 様

新居浜市長

災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担 当 者 欄	新居浜市災害対策本部 (部 課) (担当者) 氏 名 印
------------------	--

(様式第2号)

年 月 日

新 居 浜 市 長 様

新居浜市農業協同組合

(担当者) 氏名

印

物 資 納 品 書

年 月 日付、災害時等における物資の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

確 認 欄	上記、確認いたしました。	新居浜市災害対策本部 (部 課) (担当者) 氏 名	印
-------------	--------------	--------------------------------------	---

別表 1 (第 2 条第 2 項関係)

新居浜市農業協同組合の提供する一時避難場所一覧表

名 称	所 在 地	避難場所及び施設
本 館	新居浜市田所町 3 - 6 3	駐車場及び便所
川東支所	新居浜市松神子 1 - 2 - 3 5	2 階会議室及び駐車場
上部東支所	新居浜市外山町 1 5 - 3 7	2 階会議室及び駐車場
上部西支所	新居浜市菰生 1 1 6 8 - 1	2 階会議室及び駐車場
経済センター	新居浜市坂井町 3 - 1 0 - 4 0	2 階会議室及び駐車場

別表 2 (第 2 条第 3 項関係)

名 称	所 在 地
経済センター	新居浜市坂井町 3 - 1 0 - 4 0

別表 3 (第 4 条関係)

災害時の主な必要物資一覧表 (例)

種 類	物 資 名
日用雑貨	ゴミ袋、ブルーシート、ホース、ガムテープ、ビニールテープ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、靴下、長靴、合羽
食 料	各種野菜、米、味噌、醤油、砂糖、塩、調味料、お茶葉
	みかんジュース、お茶、水
農業用資材	スコップ、鎌、鋸、鍬、農業用手袋、地下足袋、麦わら帽子
	農業用マスク、コンバイン用ひも

(1) 応急食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

(2) 品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時等及び平常時における支援協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社松山工場（以下「乙」という。）は、新居浜市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における物資供給等の協力及び平常時（災害時等以外の場合をいう。以下同じ。）における防災啓発活動等への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等及び平常時における支援協力に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

2 甲と乙が同時に被災しているときは、甲は乙の系列工場に対し、物資の供給を要求することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請があったときは、保有物資の優先供給等に積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 乙が甲の要請を受け提供する物資は、次に掲げるものとする。

- （1）段ボール製簡易ベッド
- （2）段ボール製シート
- （3）段ボール製間仕切り
- （4）その他乙の取り扱い用品

（要請手続等）

第5条 第2条の規定による要請は、供給要請書（第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに供給要請書を提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が物資の供給に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 乙は、生活物資等の引渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用を支払うものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(平常時の協力)

第10条 乙は、平常時において、甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練等に対し、可能な限り協力するものとする。

(連絡責任者の設置)

第11条 甲及び乙は、協力要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、連絡責任者を置くものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年12月2日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長

乙 愛媛県松山市南吉田町1861番地
レンゴー株式会社
松山工場長

(様式第1号)

年 月 日

レンゴー株式会社松山工場
様

新居浜市長

災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担 当 者 欄	新居浜市災害対策本部 (部 課) (担当者) 氏 名
------------------	--------------------------------------

(様式第2号)

年 月 日

新居浜市長 様

レンゴー株式会社松山工場

物 資 納 品 書

年 月 日付、災害時等における物資の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

確 認 欄	上記、確認いたしました。	新居浜市災害対策本部 (部 課) (担当者) 氏 名
-------------	--------------	--------------------------------------

災害時等における支援協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と公益社団法人新居浜青年会議所（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が新居浜市内において発生し、または発生しようとしている場合（以下「災害時等」という。）に、甲の協力要請に基づき乙が支援協力を実施するにあたり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等に乙の設置する新居浜青年会議所災害対策本部に対し書面により協力を要請することができる。ただし、書面によりがたい場合は、口頭により協力を要請できるものとし、事後速やかに書面にて通知する。

（支援協力内容）

第3条 乙は、乙のメンバー及びメンバーの所属する会社など各法人又は個人が持つ専門技能並びに新居浜市内外の各種関係団体とのネットワーク等を最大限に活かし、状況に応じて次に掲げる支援協力を行うものとする。

- （1）支援物資等の調達及び受付、仕分け、運搬
- （2）メンバー及びメンバーの所属する会社など法人が所有する土地建物を一時避難場所として提供する
- （3）専門的な知識や技能を活用した救援活動
- （4）災害に関する情報収集及び双方向性の情報交換
- （5）その他甲乙協議により定めた支援内容

（費用負担）

第4条 前条に規定する支援協力に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、実費分又は災害発生直前における適正な取引価格を基準として算出した額とする。

3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

（個人情報保護）

第5条 乙は、この協定による支援協力を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(情報の交換)

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び災害発生時の対応に関する情報交換を行い、乙の支援協力体制及び内容については毎年度甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

平成27年12月3日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長

乙 新居浜市泉宮町5番8号ユアーズオフィスコート101号
公益社団法人新居浜青年会議所

理事長

年 月 日

新居浜青年会議所災害対策本部 様

新 居 浜 市 長

災害時等における支援協力要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第2条に基づき、次の支援内容（物資等の供給）を要請します。

支援内容（物資）	単 位（数量）	備 考

担 当 者 欄	新居浜市災害対策本部（ 部 課 ） （担当者） 氏 名 印
------------------	-------------------------------------

年 月 日

新 居 浜 市 長 様

新居浜青年会議所災害対策本部
(担当者)

氏 名 印

確 認 書

年 月 日付、災害時等における支援協力要請書により、次の支援内容を行います。

支援内容 (物資)	単 位 (数量)	備 考

確 認 欄	上記、確認いたしました。	新居浜市災害対策本部 (部 課) (担当者) 氏 名 印
-------------	--------------	--------------------------------------

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1)甲が、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定による新居浜市水防計画に基づく水防本部又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定による新居浜市地域防災計画に基づく災害対策本部（以下「水防本部等」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2)甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第2条（定義）

本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1)「住宅地図」とは、新居浜市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2)「広域図」とは、新居浜市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3)「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4)「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5)「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が水防本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、第1条第(1)号に基づき水防本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1)水防本部等設置期間中の閲覧
 - (2)水防本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年3月28日

甲) 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5-1
新居浜市
市長 石川 勝 行

乙) 香川県高松市上福岡町816-1
株式会社ゼンリン 四国エリア統括部
統括部長 若林 康 司

ZNET TOWN 利用約款

第1条（定義）

本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

第2条（本約款の適用）

本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容）

乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

第4条（本サービスの中断・中止）

1. 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。
2. 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。
3. 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

第5条（本データの使用許諾）

乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

第6条（甲の遵守事項）

甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第(1)号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第(3)号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

第7条（不保証及び免責）

1. 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。
2. 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

第8条（権利の帰属）

本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

第9条（その他）

甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

大規模災害時における生活用水等の確保に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と東予広域生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時に必要な生活用水等の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管轄区域において、火災、地震、風水害等により大規模災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲が乙に行う飲料水を除く生活用水や消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害時において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対して用水の輸送要請を行うことができる。

2 乙は、要請があったときは、業務に支障がない範囲で指定された場所に出動し、甲による用水補給後、指定された場所まで用水を輸送するものとする。

3 乙は、前項に規定により要請があった場合は、実施の可否を電話等により回答するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、要請業務を実施したときは、甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を別記様式1により報告するものとする。

（経費負担）

第4条 要請業務に要する費用は、実費を勘案し甲乙協議の上負担額を決定するものとする。

（損害の負担）

第5条 要請業務により、第三者に損害が生じたときは、甲と乙が協議してその処理解決にあたるものとする。

（災害補償）

第6条 乙が第2条の業務に従事した場合において、当該業務に従事した者が死亡、負傷又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する補償については、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律

第50号)」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

（業務の中断）

第7条 甲から連絡を受けた乙の所属会員が、指定された場所への輸送時に道路状況等が危険と判断し、かつ、安全を確保することが困難な場合は、業務継続を中断することができる。この場合、甲に対して連絡するものとする。

（訓練）

第8条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に業務支障のない範囲で参加するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

令和 2年10月19日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
市長 石川 勝行

乙 新居浜市星原町11番31号
東予広域生コンクリート協同組合
理事長 飛鷹 康志

別記様式1

年 月 日

大規模災害時における生活用水等の輸送業務報告書

新居浜市長 殿

東予広域生コンクリート協同組合
理事長

要請のありました業務につきまして下記のとおり報告いたします。

要 請 日 時	年	月	日 ()	時	分
業務完了日時	年	月	日 ()	時	分
要 請 機 関 名			要 請 者 名		
対 応 事 業 所			対 応 者 名		
業 務 の 場 所					
業務内容					
ミキサー車派遣元			派遣台数		台

災害時における物資提供等の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と王子コンテナ株式会社愛媛工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資提供等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、新居浜市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときに、乙に対し、保有する物資の供給を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条の要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、操業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第5条 乙が甲の要請を受け提供する物資は、別表に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

（物資の費用負担）

第6条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資の運搬）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）

第8条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する物資納品書（様式第2号）により確認のうえ、物資を引取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第9条 乙は、物資の引渡し完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年 7月 14日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市長

乙 愛媛県四国中央市土居町天満177
王子コンテナ株式会社 愛媛工場

工場長

(様式第1号)

年 月 日

王子コンテナ株式会社愛媛工場
工場長 殿

新 居 浜 市 長

災害時における物資等の供給要請書

災害時における物資提供等の協力に関する協定書第3条により、次のとおり物資等の供給を要請します。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考

担 当 者 欄	部 課 (担当者) 氏 名 印
------------------	---------------------------

(様式第2号)

年 月 日

新 居 浜 市 長 殿

王子コンテナ株式会社愛媛工場
(担当者)

氏 名 印

物 資 納 品 書

年 月 日付け、災害時における物資等の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品 目	数 量	引渡し場所	備 考
確 認 欄	上記、確認いたしました。		部 課 (担当者) 氏 名 印

別表（第5条関係）

災害時の主な提供物資一覧表

種 類	品 目
環境用品	段ボールベット
	段ボールパーテーション、床敷き

- (1) 提供物資は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は、上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時の医療救護活動についての協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜市医師会（以下「乙」という。）との間において次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、新居浜市地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

2 乙の代表者は、医師会に対し医療救護活動が迅速かつ円滑に行われるよう必要な調整を行うものとする。

（医療救護活動の要請及び実施）

第2条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合、甲の非常勤嘱託扱いとし、直ちに医療救護班を第3条に定める救護所に派遣し、医療活動を実施するものとする。

（救護所）

第3条 甲は、災害の状況により必要に応じた救護所を発災地近くに設置するものとする。

（医療救護班の編成）

第4条 医療救護班は、乙において編成する。

2 班長は、医師とする。

3 班長は、必要により甲の消防救急隊員等の応援を求めることができる。

（医療救護班の業務）

第5条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置

(2) 傷病者の選別

(3) 死亡の確認

(4) その他状況に応じた処置

（指揮命令）

第6条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の代表者が行うものとする。

（連絡調整）

第7条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲・乙双方緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸 送）

第8条 医療救護班は、原則としてタクシー等の交通機関又は乙の会員の所有する車両等により第3条に定める救護所へ直行するものとする。ただし、災害の状況により、必要に応じ、甲の調達する車両等で第3条に定める救護所へ行くものとする。

2 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

（医薬品等）

第9条 医療救護活動に必要な医薬品・医療材料等は原則として甲が調達する。ただし、甲からの要請があった場合は乙が携行又は調達する。

（個人装備）

第10条 甲は、乙に対し、医療救護活動に必要な個人装備（ヘルメット・雨衣・ゴム長靴）は救護所において貸与するものとする。

（防災訓練）

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する防災訓練に医療救護班を参加させるものとする。

（費用弁償等）

第12条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担する。

(1) 医療救護活動の従事者に対する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品の実費

(3) 医療救護班の派遣に要する費用

（災害補償）

第13条 甲の要請を受諾した者が、医療活動に従事し、又は防災訓練に参加している間及び救護所等までの往復の途上において、負傷し疾病にかかり又は死亡した場合は、「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年市条例第27号）」の例に準じて災害補償を行うものとする。

（医事紛争の処理）

第14条 乙の会員等と傷病者等との間に甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じた場合は、甲・乙協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

（災害救助法との関係）

第15条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けた場合は、災害救助法の定めるところによる。

（協定の期間）

第16条 この協定の有効期間は、平成4年4月1日から平成5年3月31日までとする。

2 協定期間満了の日の1月前までに甲又は乙のいずれかの一方から解除又は協定事項の変更について意思表示のないときは、期間満了の際同一条件で更に1年協定を更新したものとし、以後も同様とする。

（実施細目）

第17条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じたときは、甲・乙双方協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成4年4月1日 甲 新 居 浜 市 代 表 者 新居浜市長 伊 藤 武 志
乙 新居浜市医師会 代 表 者 会 長 千 葉 陽 三

災 害 時 の 医 療 救 護 活 動 に 係 る 実 施 細 目

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜市医師会（以下「乙」という。）との間において、平成4年4月1日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

(乙の代表者)

第1条 協定書第1条第2項に定める乙の代表者は、新居浜市医師会長とする。

(連絡調整の責任者)

第2条 協定書第7条に定める連絡調整の甲の責任者は、新居浜市消防本部消防長とする。

(緊急連絡網の整備)

第3条 甲及び乙は、協定書第2条に定める医療救護活動の要請及び実施を迅速かつ円滑に行うため、緊急連絡網の整備を行い相互に交換するものとする。

(連絡調整事項)

第4条 甲及び乙の連絡調整事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護班に関すること。
- (2) 医療救護所等に関すること。
- (3) 死亡に関すること。
- (4) 後方医療施設に関すること。
- (5) 医薬品及び医療材料に関すること。
- (6) その他医療救護に関すること。

(要請する災害程度)

第5条 協定書第2条第1項に定める医療救護活動を実施する必要がある場合は、集団的に多数の傷病者（おおむね15人以上）が生じた場合をいう。

(要請の方法)

第6条 協定書第2条第1項に定める要請は、新居浜市消防本部消防長又は、新居浜市保健環境部長から新居浜市医師会長に対して行うものとする。

(傷病者の選別表示及び応急処置)

第7条 傷病者の選別及び応急処置は、医師の指示により消防救急隊員等が行うことができる。

2 傷病者伝票は医師の指示により、あらかじめ甲が指名する職員が記入する。

(医療救護活動従事者の費用弁償)

第8条 協定書第12条第1号に定める医療救護活動の従事者の費用は災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定を準用する。

(費用弁償等の請求)

第9条 協定書第12条に定める費用弁償等は、次の各号により行う。

(1) 第1号に定める費用弁償は、費用弁償請求書（様式第1号）に各医療救護班ごとの医療救護班活動報告書（様式第1の2号）を添えて請求する。

(2) 第2号に定める実費弁償は、実費弁償請求書（様式第2号）に医薬品医療材料等使用報告書（様式第2の2号）を添えて請求する。

(3) 第3号に定める実費弁償は、交通機関等利用実費請求書（様式第3号）により請求する。

2 乙は、医療救護活動等の終了後、速やかに乙が取りまとめ甲に請求するものとする。

(災害報告)

第10条 協定書第13条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに医療活動従事者事故報告書（様式第4号）により報告するものとする。

(広 報)

第11条 報道機関に対する医療救護活動に関する広報は、すべて甲が行う。

この実施細目締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成4年4月1日 甲 新 居 浜 市 代 表 者 新居浜市長 伊 藤 武 志
乙 新居浜市医師会 代 表 者 会 長 千 葉 陽 三

医療活動従事者事故報告書

年 月 日から同年 月 日までににおける災害時医療救護活動において、下記のとおり事故傷病者が発生したので報告します。

年 月 日

新居浜市長

殿

印

事故傷病者概要

氏名	性別	男・女	年齢	歳	住所	
職種	所属医療機関					
傷病名	程度		重症	・	中等症	・
	診療(入院)医療機関名		軽症	転帰		
外来・入院(月 日)	年	月	日	午前	・	午後
受傷(発病)日時	年		月	日	時	分
受傷(発病)場所						
受傷状況 発病時の						

災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班の派遣の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）救護班の編成計画
- （2）救護班の医療救護活動計画
- （3）郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）救護班の派遣先の場所
- （4）派遣を要する班数
- （5）救護班の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむ得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむ得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定
- (2) 重傷者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したものと並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれら原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからでも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から換算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑 則)

第17条 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲

愛知県知事 伊賀 貞雪

乙

松山市長	田中 誠一	久万町長	河野 修
今治市長	岡島 一夫	面河村長	中川鬼子太郎
宇和島市長	柴田 勲	美川村長	木下 久敬
八幡浜市長	吉見 弘晏	柳谷村長	近澤 房男
新居浜市長	伊藤 武志	小田町長	池田 泰典
西条市長	伊藤 宏太郎	松前町長	住田 廣行
大洲市長	榊田 與一	砥部町長	大内 茂
川之江市長	石津 隆敏	広田村長	肥田 禎之
伊予三島市長	篠永 善雄	中山町長	亀井 正哲
伊予市長	増野 英作	双海町長	丸山 勇三
北条市長	菅 朝照	長浜町長	上田 邦彦
東予市長	青野 勝	内子町長	河内 紘一
新宮村長	高橋 仗	五十崎町長	森永 隆男
土居町長	藤田 勝志	肱川町長	大野 和
別子山村長	和田 秋廣	河辺村長	大野 富士男
小松町長	塩出 皓治	保内町長	二宮 通明
丹原町長	渡部 高尚	伊方町長	中元 清吉
朝倉村長	武田 愛三郎	瀬戸町長	阿部 茂久
玉川町長	村上 忠美	三崎町長	菊池 功
波方町長	片上 修二郎	三瓶町長	山本 昌夫
大西町長	越智 正	明浜町長	酒井 正直
菊間町長	田中 和十郎	宇和町長	宇都宮 象一
吉海町長	村上 哲司	野村町長	山崎 巖
宮窪町長	菅原 恒夫	城川町長	河野 泰成
伯方町長	中野 敏光	吉田町長	児玉 武夫
魚島村長	佐伯 眞登	三間町長	太宰 仁三
弓削町長	木下 良一	広見町長	松浦 甚一
生名村長	村上 貞俊	松野町長	古川 林三郎
岩城村長	稲本 一	日吉村長	山本 光男
上浦町長	金子 司	津島村長	岩城 忠
大三島町長	菅 省三	内海村長	赤樫 重幸
関前村長	池田 深	御荘町長	山口 繁喜
重信町長	和田 治樹	城辺町長	山下 武一
川内町長	森 房義	一本松町長	中澤 良夫
中島町長	武田 治	西海町長	池田 弘康

丙

社団法人愛媛県医師会
会 長 村上 郁夫

災害時の医療救護に関する協定実施細則

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、平成8年2月1日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第1号）
- （2）救護班員名簿（様式第2号）
- （3）薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合においては、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれの災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	（1）休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書
障害補償金	（2）休業の期間を記載した事業主の証明書
遺族補償金	（3）事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
葬祭補償金	（1）障害の程度を記載した医師の診断書
打切補償金	（2）支給基礎額算定証明書
	（1）遺族補償金の受給順位を明らかにした書類
	（2）支給基礎額算定証明書
	（1）死亡診断書
	（2）支給基礎額算定証明書
	（1）療養経過を明らかにした医師の診断書
	（2）支給基礎額算定証明書

(支 払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

甲

愛知県知事 伊賀 貞雪

乙

松山市長	田中 誠一	久万町長	河野 修
今治市長	岡島 一夫	面河村長	中川 鬼子太郎
宇和島市長	柴田 勲	美川村長	木下 久敬
八幡浜市長	吉見 弘晏	柳谷村長	近澤 房男
新居浜市長	伊藤 武志	小田町長	池田 泰典
西条市長	伊藤 宏太郎	松前町長	住田 廣行
大洲市長	榊田 與一	砥部町長	大内 茂
川之江市長	石津 隆敏	広田村長	肥田 禎之
伊予三島市長	篠永 善雄	中山町長	亀井 正哲
伊予市長	増野 英作	双海町長	丸山 勇三
北条市長	菅 朝照	長浜町長	上田 邦彦
東予市長	青野 勝	内子町長	河内 紘一
新宮村長	高橋 仗	五十崎町長	森永 隆男
土居町長	藤田 勝志	肱川町長	大野 和
別子山村長	和田 秋廣	河辺村長	大野 富士男
小松町長	塩出 皓治	保内町長	二宮 通明
丹原町長	渡部 高尚	伊方町長	中元 清吉
朝倉村長	武田 愛三郎	瀬戸町長	阿部 茂久
玉川町長	村上 忠美	三崎町長	菊池 功
波方町長	片上 修二郎	三瓶町長	山本 昌夫
大西町長	越智 正	明浜町長	酒井 正直
菊間町長	田中 和十郎	宇和町長	宇都宮 象一
吉海町長	村上 哲司	野村町長	山崎 巖
宮窪町長	菅原 恒夫	城川町長	河野 泰成
伯方町長	中野 敏光	吉田町長	児玉 武夫
魚島村長	佐伯 眞登	三間町長	太宰 仁三
弓削町長	木下 良一	広見町長	松浦 甚一
生名村長	村上 貞俊	松野町長	古川 林三郎
岩城村長	稲本 一	日吉村長	山本 光男
上浦町長	金子 司	津島村長	岩城 忠
大三島町長	菅 省三	内海村長	赤樫 重幸
関前村長	池田 深	御荘町長	山口 繁喜
重信町長	和田 治樹	城辺町長	山下 武一
川内町長	森 房義	一本松町長	中澤 良夫
中島町長	武田 治	西海町長	池田 弘康

丙

社団法人愛媛県医師会
会長 村上 郁夫

災害時の医療救護に関する協定（社団法人 愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）医療従事者の編成計画
- （2）医療従事者の医療救護活動計画
- （3）医療機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）医療従事者の派遣先の場所
- （4）派遣を要する医療従事者数
- （5）医療従事者の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむ得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこられの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から換算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。
平成15年4月9日

甲

愛知県知事 加戸 守行

乙

松山市長	中村 時広	久万町長	玉水 壽清
今治市長職務代理者		面河村長	梅木 正一
今治市助役	白石 哲朗	美川村長	木下 久敬
宇和島市長	石橋 寛久	柳谷村長	鶴井 國夫
八幡浜市長	高橋 英吾	小田町長	大塚 雅教
新居浜市長	佐々木 龍	松前町長	白石 勝也
西条市長	伊藤 宏太郎	砥部町長	中村 剛志
大洲市長	榊田 與一	広田村長	三好 晃二
川之江市長	石津 隆敏	中山町長	市田 勝久
伊予三島市長	篠永 善雄	双海町長	丸山 勇三
伊予市長	中村 佑	長浜町長	西田 洋一
北条市長	井手 順二	内子町長	河内 紘一
東予市長	青野 勝	五十崎町長	富岡 廣行
新宮村長	法橋 信一	肱川町長	久保田 仁之
土居町長	藤田 勝志	河辺町長	稲田 秀一
小松町長	塩出 皓治	保内町長	二宮 通明
丹原町長	渡部 高尚	伊瀬町長	中元 清吉
朝倉村長	清水 俊光	瀬三崎町長	井上 善一
玉川町長	村上 忠美	三瓶町長	杉山 陽三郎
波方町長	片上 修二郎	三明町長	井伊 敏郎
大西町長	門田 迪郎	宇野村長	酒井 正直
菊海町長	白石 隆彦	吉川町長	宇都宮 象一
宮窪町長	村上 哲司	三田町長	大塚 泰成
伯方町長	岡田 哲也	三間町長	清家 文男
魚島村長	佐伯 眞登	広見町長	太宰 仁三
弓削町長	木下 良一	松野村長	松浦 甚一
生名城村長	田尾 紀一	日吉村長	柳野 大和
岩浦町長	小野 功	津島村長	山本 曾根
大三島町長	奥本 忠孝	内海村長	加藤 仁一
関前村長	池田 深	御莊町長	山下 英雄
重信町長	和田 治樹	城辺町長	谷口 長治
川内町長	大西 勉	一本松町長	菊池 信武
中島町長	武田 満幸	西海町長	中田 廣

丙

社団法人愛媛県薬剤師会
会長 澤田 乙吉

災害時の医療救護に関する協定実施細則（社団法人 愛媛県薬剤師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれの災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支 払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。
平成15年4月9日

甲

愛知県知事 加戸 守行

乙

松山市長	中村 時広
今治市長職務代理者	
今治市助役	白石 哲朗
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	高橋 英吾
新居浜市長	佐々木 龍
西条市長	伊藤 宏太郎
大洲市長	榎田 與一
川之江市長	石津 隆敏
伊予三島市長	篠永 善雄
伊予市長	中村 佑
北条市長	井手 順二
東予市長	青野 勝
新宮村長	法橋 信一
土居町長	藤田 勝志
小松町長	塩出 皓治
丹原町長	渡部 高尚
朝倉村長	清水 俊光
玉川町長	村上 忠美
波方町長	片上 修二郎
大西町長	門田 迪郎
菊間町長	白石 隆彦
吉海町長	村上 哲司
宮窪町長	矢野 勝俊
伯方町長	岡田 哲也
魚島村長	佐伯 眞登
弓削町長	木下 良一
生名村長	田尾 紀
岩城村長	稲本 一
上浦町長	小野 功
大三島町長	奥本 忠孝
関前村長	池田 深
重信町長	和田 治樹
川内町長	大西 勉
中島町長	武田 満幸

久万町長	玉水 壽清
面河村長	梅木 正一
美川村長	木下 久敬
柳谷村長	鶴井 國夫
小田町長	大塚 雅教
松前町長	白石 勝也
砥部町長	中村 剛志
広田村長	三好 晃二
中山町長	市田 勝久
双海町長	丸山 勇三
長浜町長	西田 洋一
内子町長	河内 紘一
五十崎町長	富岡 廣行
肱川町長	久保田 仁之
河辺村長	稲田 秀一
保内町長	二宮 通明
伊方町長	中元 清吉
瀬戸町長	井上 善一
三崎町長	杉山 陽三郎
三瓶町長	井伊 敏郎
明浜町長	酒井 正直
宇和町長	宇都宮 象一
野村町長	大塚 功
城川町長	河野 泰成
吉田町長	清家 文男
三間町長	太宰 仁三
広見町長	松浦 甚一
松野町長	柳野 大和
日吉村長	山本 雅之
津島村長	曾根 貞義
内海村長	加藤 仁一
御荘町長	山下 英雄
城辺町長	谷口 長治
一本松町長	菊池 信武
西海町長	中田 廣

丙

社団法人愛媛県薬剤師会
会長 澤田 乙吉

災害時の医療救護に関する協定（社団法人 愛媛県看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- （1）医療従事者の編成計画
- （2）医療従事者の医療救護活動計画
- （3）医療機関との連絡体制
- （4）医療救護訓練の計画
- （5）その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- （1）災害発生の日時及び場所
- （2）災害の原因及び状況
- （3）医療従事者の派遣先の場所
- （4）派遣を要する医療従事者数
- （5）医療従事者の派遣期間
- （6）その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない医療従事者の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（医療従事者に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

第8条 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）又は救護病院等において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の教護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこられの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から換算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲

愛知県知事 加戸 守行

乙

松山市長 中村 時広
 今治市長職務代理者
 今治市助役 白石 哲朗
 宇和島市長 石橋 寛久
 八幡浜市長 高橋 英吾
 新居浜市長 佐々木 龍
 西条市長 伊藤 宏 太郎
 大洲市長 梶田 與一
 川之江市長 石津 隆敏
 伊予三島市長 篠永 善雄
 伊予市長 中村 佑
 北条市長 井手 順二
 東予市長 青野 勝
 新宮村長 法橋 信一
 土居町長 藤田 勝志
 小松町長 塩出 皓治
 丹原町長 渡部 高尚
 朝倉村長 清水 俊光
 玉川町長 村上 忠美
 波方町長 片上 修二郎
 大西町長 門田 迪郎
 菊間町長 白石 隆彦
 吉海町長 村上 哲司
 宮窪町長 矢野 勝俊
 伯方町長 岡田 哲也
 魚島村長 佐伯 眞登
 弓削町長 木下 良一
 生名村長 田尾 紀
 岩城村長 稲本 一
 上浦町長 小野 功
 大三島町長 奥本 忠孝
 関前村長 池田 深
 重信町長 和田 治樹
 川内町長 大西 勉
 中島町長 武田 満幸

久万町長 玉水 壽清
 面河村長 梅木 正一
 美川村長 木下 久敬
 柳谷村長 鶴井 國夫
 小田町長 大塚 雅教
 松前町長 白石 勝也
 砥部町長 中村 剛志
 広田村長 三好 晃二
 中山町長 市田 勝久
 双海町長 丸山 勇三
 長浜町長 西田 洋一
 内子町長 河内 紘一
 五十崎町長 富岡 廣行
 肱川町長 久保田 仁之
 河辺村長 稲田 秀一
 保内町長 二宮 通明
 伊方町長 中元 清吉
 瀬戸町長 井上 善一
 三崎町長 杉山 陽三郎
 三瓶町長 井伊 敏郎
 明浜町長 酒井 正直
 宇和村長 宇都宮 象一
 野川町長 大塚 功
 吉田町長 河野 泰成
 三間町長 清家 文男
 広見町長 太宰 仁三
 松野町長 松浦 甚一
 日吉村長 柳野 大和
 津島村長 山本 雅之
 内海村長 曾根 貞義
 御莊町長 加藤 仁一
 城辺町長 山下 英雄
 一本松町長 谷口 長治
 西海町長 菊池 信武
 中田

丙

社団法人愛媛県看護協会
 会長 廣田 玲子

災害時の医療救護に関する協定実施細則（社団法人 愛媛県看護協会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県看護協会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき医療従事者を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該医療従事者の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（様式第1号）
- (2) 医療従事者名簿（様式第2号）
- (3) 薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれの災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算定した額とする。

2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	(1) 休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 (2) 休業の期間を記載した事業主の証明書 (3) 事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	(1) 障害の程度を記載した医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
遺族補償金	(1) 遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 (2) 支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	(1) 死亡診断書 (2) 支給基礎額算定証明書
打切補償金	(1) 療養経過を明らかにした医師の診断書 (2) 支給基礎額算定証明書

(支 払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

甲

愛知県知事 加戸 守行

乙

松山市長	中村 時広	久万町長	玉水 壽清
今治市長職務代理者		面河村長	梅木 正一
今治市助役	白石 哲朗	美川村長	木下 久敬
宇和島市長	石橋 寛久	柳谷村長	鶴井 國夫
八幡浜市長	高橋 英吾	小田町長	大塚 雅教
新居浜市長	佐々木 龍	松前町長	白石 勝也
西条市長	伊藤 宏太郎	砥部町長	中村 剛志
大洲市長	榊田 與一	広田村長	三好 晃二
川之江市長	石津 隆敏	中山町長	市田 勝久
伊予三島市長	篠永 善雄	双海町長	丸山 勇三
伊予市長	中村 佑	長浜町長	西田 洋一
北条市長	井手 順二	内子町長	河内 紘一
東予市長	青野 勝	五十崎町長	富岡 廣行
新宮村長	法橋 信一	肱川町長	久保田 仁之
土居町長	藤田 勝志	河辺村長	稲田 秀一
小松町長	塩出 皓治	保内町長	二宮 通明
丹原町長	渡部 高尚	伊方町長	中元 清吉
朝倉村長	清水 俊光	瀬戸町長	井上 善一
玉川町長	村上 忠美	三崎町長	杉山 陽三郎
波方町長	片上 修二郎	三瓶町長	井伊 敏郎
大西町長	門田 迪郎	明浜町長	酒井 正直
菊間町長	白石 隆彦	宇和村長	宇都宮 象一
吉海町長	村上 哲司	城川町長	大塚 功
宮窪町長	矢野 勝俊	吉田町長	河野 泰成
伯方町長	岡田 哲也	三間町長	清家 文男
魚島村長	佐伯 眞登	広見町長	太宰 仁三
弓削町長	木下 良一	松野町長	松浦 甚一
生名村長	田尾 紀	日吉村長	柳野 大和
岩城村長	稲本 一	津島村長	山本 雅之
上浦町長	小野 功	内海村長	曾根 貞義
大三島町長	奥本 忠孝	御荘町長	加藤 仁一
関前村長	池田 深	城辺町長	山下 英雄
重信町長	和田 治樹	一本松町長	谷口 長治
川内町長	大西 勉	西海町長	菊池 信武
中島町長	武田 満幸		中田 廣

丙

社団法人愛媛県看護協会
会長 廣田 玲子

災害時の医療救護に関する協定（社団法人 愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

第4条 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむ得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班の派遣の方法）

第5条 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

（要請によらない救護班の派遣）

第6条 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

（救護班に対する指揮）

第7条 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

第8条 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第9条 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

第10条 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第11条 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

第12条 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの。

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

第13条 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこられの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

第14条 この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から換算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

第17条 乙と丙又は群市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。
平成15年4月9日

甲

愛知県知事 加戸 守行

乙

松山市長	中村 時広	久万町長	玉水 壽清
今治市長職務代理者		面河村長	梅木 正一
今治市助役	白石 哲朗	美川村長	木下 久敬
宇和島市長	石橋 寛久	柳谷村長	鶴井 國夫
八幡浜市長	高橋 英吾	小田町長	大塚 雅教
新居浜市長	佐々木 龍	松前町長	白石 勝也
西条市長	伊藤 宏太郎	砥部町長	中村 剛志
大洲市長	榊田 與一	広田村長	三好 晃二
川之江市長	石津 隆敏	中山町長	市田 勝久
伊予三島市長	篠永 善雄	双海町長	丸山 勇三
伊予市長	中村 佑	長浜町長	西田 洋一
北条市長	井手 順二	内子町長	河内 紘一
東予市長	青野 勝	五十崎町長	富岡 廣行
新宮村長	法橋 信一	肱川町長	久保田 仁之
土居町長	藤田 勝志	河辺町長	稲田 秀一
小松町長	塩出 皓治	保内町長	二宮 通明
丹原町長	渡部 高尚	伊瀬町長	中元 清吉
朝倉村長	清水 俊光	瀬戸町長	井上 善一
玉川町長	村上 忠美	三崎町長	杉山 陽三郎
波方町長	片上 修二郎	三瓶町長	井伊 敏郎
大西町長	門田 迪郎	明浜町長	酒井 正直
菊間町長	白石 隆彦	宇和村長	宇都宮 象一
吉海町長	村上 哲司	野川町長	大塚 功
宮窪町長	矢野 勝俊	城田町長	河野 泰成
伯方町長	岡田 哲也	吉田町長	清家 文男
魚島村長	佐伯 眞登	三間町長	太宰 仁三
弓削町長	木下 良一	広見町長	松浦 甚一
生名村長	田尾 紀	松野村長	柳野 大和
岩城村長	稲本 一	日吉村長	山本 雅之
上浦町長	小野 功	津島村長	曾根 貞義
大三島町長	奥本 忠孝	内海村長	加藤 仁一
関前村長	池田 深	御莊町長	山下 英雄
重信町長	和田 治樹	城辺町長	谷口 長治
川内町長	大西 勉	一本松町長	菊池 信武
中島町長	武田 満幸	西海町長	中田 廣

丙

社団法人愛媛県歯科医師会
会長 須之内 淳二

災害時の医療救護に関する協定実施細則（社団法人 愛媛県歯科医師会）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、平成15年4月9日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）の実施について、次のとおり細則を締結する。

（医療救護活動の報告）

第1条 丙は、協定第2条の規定に基づき救護班を派遣した場合（協定第6条の規定による報告があった場合を含む。）は、当該救護班の行う医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）の終了後、速やかに、次に掲げる書類を甲又は乙に提出するものとする。

- （1）医療救護活動報告書（様式第1号）
- （2）救護班員名簿（様式第2号）
- （3）薬剤等使用報告書（様式第3号）

（事故の報告）

第2条 協定第13条に規定する場合には、丙は、事故報告書（様式第4号）により、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

（費用弁償の額等）

第3条 協定第12条第1号及び第2号に規定する費用の弁償の額は、それぞれの災害救助法施行細則（昭和35年愛媛県規則第17号）別表1及び別表2の規定の例により算定した額とする。

- 2 丙は、協定第12条に規定する費用の弁償を請求しようとするときは、費用弁償請求書（様式第5号）を甲又は乙に提出するものとする。

（損害補償の種類等）

第4条 協定第13条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）の種類は、療養補償金、休業補償金、障害補償金、遺族補償金、葬祭補償金及び打切補償金とする。

- 2 損害補償の額は、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる扶助金（災害救助法（昭和22年法律第118号）第29条の規定により支給される扶助金をいう。）の額の算定の例により算定した額とする。

療養補償金	療養扶助金
休業補償金	休業扶助金
障害補償金	障害扶助金
遺族補償金	遺族扶助金
葬祭補償金	葬祭扶助金
打切補償金	打切扶助金

- 3 損害補償を受けようとする者は、損害補償支給申請書（様式第6号）に、次の表の左欄に掲げる損害補償の種類に応じ、当該右欄に掲げる書類を添えて、甲又は乙に提出するものとする。

療養補償金	医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書
休業補償金	（1）休業が必要と認められる期間を記載した医師の診断書 （2）休業の期間を記載した事業主の証明書 （3）事業主又は市町村長が発行する損害補償支給基礎額の算定の証明書（以下「支給基礎額算定証明書」という。）
障害補償金	（1）障害の程度を記載した医師の診断書 （2）支給基礎額算定証明書
遺族補償金	（1）遺族補償金の受給順位を明らかにした書類 （2）支給基礎額算定証明書
葬祭補償金	（1）死亡診断書 （2）支給基礎額算定証明書
打切補償金	（1）療養経過を明らかにした医師の診断書 （2）支給基礎額算定証明書

(支 払)

第5条 甲又は乙は、第3条第2項又は前条第3項の規定による費用弁償又は損害補償の請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかに丙に対し、これを支払うものとする。

この細則の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。
平成15年4月9日

甲

愛知県知事 加戸 守行

乙

松山市長 中村 時広
 今治市長職務代理者
 今治市助役 白石 哲朗
 宇和島市長 石橋 寛久
 八幡浜市長 高橋 英吾
 新居浜市長 佐々木 龍
 西条市長 伊藤 宏太郎
 大洲市長 榎田 與一
 川之江市長 石津 隆敏
 伊予三島市長 篠永 善雄
 伊予市長 中村 佑
 北条市長 井手 順二
 東予市長 青野 勝
 新宮村長 法橋 信一
 土居町長 藤田 勝志
 小松町長 塩出 皓治
 丹原町長 渡部 高尚
 朝倉村長 清水 俊光
 玉川町長 村上 忠美
 波方町長 片上 修二郎
 大西町長 門田 迪郎
 菊間町長 白石 隆彦
 吉海町長 村上 哲司
 宮窪町長 矢野 勝俊
 伯方町長 岡田 哲也
 魚島村長 佐伯 眞登
 弓削町長 木下 良一
 生名村長 田尾 紀
 岩城村長 稲本 一
 上浦町長 小野 功
 大三島町長 奥本 忠孝
 関前村長 池田 深
 重信町長 和田 治樹
 川内町長 大西 勉
 中島町長 武田 満幸

久万町長 玉水 壽清
 面河村長 梅木 正一
 美川村長 木下 久敬
 柳谷村長 鶴井 國夫
 小田町長 大塚 雅教
 松前町長 白石 勝也
 砥部町長 中村 剛志
 広田村長 三好 晃二
 中山町長 市田 勝久
 双海町長 丸山 勇三
 長浜町長 西田 洋一
 内子町長 河内 紘一
 五十崎町長 富岡 廣行
 肱川町長 久保田 仁之
 河辺村長 稲田 秀一
 保内町長 二宮 通明
 伊方町長 中元 清吉
 瀬戸町長 井上 善一
 三崎町長 杉山 陽三郎
 三瓶町長 井伊 敏郎
 明浜町長 酒井 正直
 宇和町長 宇都宮 象一
 野村町長 大塚 功
 城川町長 河野 泰成
 吉田町長 清家 文男
 三間町長 太宰 仁三
 広見町長 松浦 甚一
 松野町長 柳野 大和
 日吉村長 山本 雅之
 津島村長 曾根 貞義
 内海村長 加藤 仁一
 御荘町長 山下 英雄
 城辺町長 谷口 長治
 一本松町長 菊池 信武
 西海町長 中田 廣

丙

社団法人愛媛県歯科医師会
会長 須之内 淳二

災害時の動物救護活動に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬、猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離ればなれになった犬、猫の保護管理等の救済措置を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により策定した新居浜市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に定めのない動物を活動の対象とする場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（活動拠点）

第3条 甲は、活動が必要と認めた際には、災害状況等を勘案して最適と思われる場所を活動拠点として指定し、これを乙に通知するものとする。

（活動内容）

第4条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- （1）災害により負傷した動物の応急処置に関すること。
- （2）被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む。）に関すること。
- （3）被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- （4）施設、設備及び物資の提供その他活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

（協力要請等の手続）

第5条 甲は、活動に対する協力が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により乙に対して協力の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）要請理由
- （2）要請内容
- （3）活動の拠点及び範囲
- （4）その他必要な事項

2 甲は、前項の要請について重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

（連絡体制）

第6条 活動に関する連絡窓口は、甲にあつては新居浜市市民環境部環境保全課とし、乙にあつては乙の事務局とする。

(活動の履行)

第7条 乙は、甲から第5条第1項の要請を受けた場合は、速やかに活動拠点に赴き、可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

3 乙は、自ら活動が必要であると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとする。

4 前項の場合において、甲は、乙から活動の実施を促されたときは、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に対して活動の協力要請を行うものとする。

5 甲は、活動の途中経過の報告を、適時、乙に求めることができるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行う活動の実施に当たり必要となる物資、日当、旅費、宿泊費等の経費については、甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、愛媛県が負担する経費については、この限りでない。

2 乙は、活動に対する寄付金及び義援金の募集に努め、前項本文の経費に充てることとする。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害等については、全国市長会市民総合賠償補償保険に定める範囲により補償するものとする。

(資材等の調達及び運搬)

第10条 甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動拠点への円滑な搬送について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(活動の停止等)

第11条 甲は、活動を継続することが極めて困難又は不可能と判断した場合は、乙と協議の上、活動を停止し、又は中止することができる。

(活動の終了及び報告)

第12条 甲は、活動を継続する必要がなくなったと判断したときは、乙と協議の上、活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に対して報告するものとする。

(1) 活動の具体的内容

(2) 活動の実施期間

(3) その他必要な事項

(平常時の対応等)

第13条 乙は、平常時から乙の会員に対して本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時において乙の会員が円滑に活動できるよう必要な調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更について申出のないときは、本協定は1年間更新されるものとし、それ以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市長

乙 松山市三番町六丁目1番地8

公益社団法人愛媛県獣医師会

会 長

様式1（第5条関係）

年 月 日

公益社団法人 愛媛県獣医師会
会長 様

新居浜市長



災害時における動物救護活動協力要請書

災害時における動物救護活動に関する協定書に基づいて、次のとおり協力を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請する活動 (該当項目に✓印)	<input type="checkbox"/> 災害により負傷した動物の応急処置について <input type="checkbox"/> 被災動物の保護、収容及び健康管理について <input type="checkbox"/> 被災動物に関する情報の収集及び提供について
活動内容（概要）	
甲の連絡責任者 (所属・氏名・電話番号)	
その他必要な事項	

担当者所属及び氏名

連絡先（電話番号） 0 8 9 7 - -

年 月 日

（宛先）新居浜市長

公益社団法人 愛媛県獣医師会
会長 ⑩

災害時における動物救護活動協力要請実施報告書

災害時における動物救護活動に関する協定書に基づいて実施した活動内容について、次のとおり報告します。

日時（期間）		年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
業務内容	活動（要請）場所	
	治療した頭数	
	保護した頭数	
	活動従事者数	
	使用資機材	
乙の現場責任者 （氏名・電話番号）		
その他必要な事項		

火災出動要請に関する協定

昭和61年2月1日

- (甲) 新居浜市
市長 伊藤 武志
- (乙) 住友金属鉱山株式会社
別子事業所
所長 千田 洸
- (乙) 住友化学工業株式会社
愛媛工場
工場長 須田 秀明
- (乙) 住友重機械工業株式会社
新居浜製造所
所長 井上 毅
- (乙) 住友共同電力株式会社
社長 岡 英夫
- (乙) 新居浜地区共同防災協議会
会長 蒲田 昌和

第1条 新居浜市（以下「甲」という。）が住友金属鉱山株式会社（別子事業所）、住友化学工業株式会社（愛媛工場）、住友重機械工業株式会社（新居浜製造所）、住友共同電力株式会社及び新居浜地区共同防災協議会（以下「乙」という。）に対して行う火災等出動要請に関しては、この協定の定めるところによる。

第2条 甲は、新居浜市内において火災又は災害（以下「火災等」という。）が発生し、特に必要と認めるときは、乙に対して、乙の消防隊の出動を要請することができる。

2 甲が乙に要請する基準は、次の各号とする。

- (1) 大火災で特に出動を必要とするとき。
- (2) 特殊な火災で特に化学消火を必要とするとき。
- (3) 特殊な災害で特に救急車を必要とするとき。

第3条 乙は、甲の要請があった場合は、乙の事情の許す範囲でこれに応ずるものとする。

第4条 要請により出動した乙の消防隊の指揮は、甲の消防長が行う。

第5条 要請により出動した場合の経費については、次の各号により処理する。

- (1) 消防機械器具及び救急器材（以下「消防機械器具等」という。）の小破損の修理、機関の燃料、隊員の手当、被服の補修等の諸経費は乙の負担とする。
- (2) 火災等の出動に際し、使用した消火薬剤及び医薬品の経費は、甲の負担とする。
- (3) 火災等現場及び出動中において発生した事故に係る次の経費は、甲の負担とする。
 - ア 消防機械器具等の重大な破損の修理
 - イ 隊員の死傷に伴う災害補償弔慰金等
- (4) 前号の事故は、故意又は重大な過失のない場合に限定し、その有無は、労働基準監督署長の認定による。
- (5) 第1項第3号イに規定する災害補償弔慰金等の補償額は、乙が法令、労働協約及び諸規定に基づいて支弁すべき額とする。

2 第1項第2号及び第3号の規定は、乙の所有に係る財産の火災等及び当該財産が類焼するおそれのある隣接火災等については適用しない。

3 この協定に明示のない損害補償等の事案が生じた場合は、その都度双方協議のうえ、これを定める。

第6条 この協定の有効期間は、昭和61年2月1日から昭和64年1月31日までとする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議のうえ、この協定を改廃することができる。

3 協定期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の有効期間を更に1か年間延長するものとし、以後も同様とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第8条 この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

大規模災害時における水道の応急活動に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜市管工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における水道の被害調査・応急給水・応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新居浜市地域防災計画に基づき、大規模災害時の水道の断減水等の被害を早期に回復することをめざし、甲の要請により、乙及び乙の組合員が甲に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、大規模災害の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要であると認めたときは、乙に対し調査班、給水班、復旧班の派遣を要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、甲から要請を受けた時は、速やかに調査班、給水班、復旧班を編成し応急活動に協力するものとする。

（事前準備）

第4条 乙は、甲の要請に対し、速やかに対処するため、事前に応急活動時の動員体制を確立するとともに、応急活動に係る乙及び乙の組合員の資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（指揮）

第5条 応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙及び乙の組合員が応急活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 応急活動用車両等機械の借上料
- (2) 輸送費及び人件費
- (3) 応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資材費
- (4) その他応急活動に欠かす事のできない経費

（契約及び支払）

第7条 応急活動に係る請負契約は、甲と乙及び乙の組合員との間で締結するものとする。

2 応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

3 応急活動に要する経費の算定については、甲の積算基準に基づき、算出した額とする。
(災害補償・損害賠償)

第8条 応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、「新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害の補償等に関する条例（昭和42年市条例第27条）」の例に準じて災害補償を行うものとする。

2 応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

(共同訓練)

第9条 甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成9年4月1日

(甲) 新居浜市一宮町1丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長

(乙) 新居浜市八雲町3番29号
新居浜市管工事業協同組合
理事長

大規模災害時における水道の応急活動に関する協定実施細目

平成9年4月1日付新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜市管工事業協同組合（以下「乙」という。）との間で、締結した大規模災害時における水道の応急活動に関する協定（以下「協定」という。）について、次のとおり実施細目を定める。

（要請の方法）

第1条 協定第1条に定める要請は新居浜市水道局長から新居浜市管工事業協同組合理事長に対して行うものとする。

（応急活動の組織等の編成）

第2条 協定第4条に基づき乙は組合員の資機材の保有状況調査を実施するとともに、これに基づき甲・乙協議して応急活動班の組織体制を編成するものとする。

（応急活動内容）

第3条 前条の協議により甲が作成した水道災害対策マニュアルに基づき乙は応急活動を行う。

（事故報告）

第4条 協定第8条に該当する事故が発生したときは、乙は速やかに甲に報告するものとする。

（訓練参加）

第5条 協定の目的を達成するため、乙は、甲の主宰する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

平成9年4月1日

（甲）新居浜市一宮町1丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長

（乙）新居浜市八雲町3番29号

新居浜市管工事業協同組合

理事長

鉄道災害時の安全対策に関する覚書

新居浜市消防本部（以下「甲」という。）と四国旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が管理している軌道敷内で、甲の出動を要する人身事故等（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合の相互連絡、協力体制を定めることにより、安全で迅速な救助活動及び公共交通機関の早期運転再開を実施するため覚書を交換する。

1. 目的

この覚書は、鉄道災害が発生した場合における救助活動等を、迅速かつ効果的に行うとともに、甲と乙が相互に連携・協力して、二次災害防止のための安全管理体制を確保することを目的とする。

2. 管轄消防機関への連絡について

(1) 甲は、鉄道災害の発生について乙から通報を受けた場合に、当該鉄道災害が管轄区域外におけるものであるときには、管轄消防機関に速やかに通報があった旨連絡する。

(2) 甲は、鉄道災害の発生について通報を受けた場合に、その発生場所が管轄区域の境界付近であるときには、出動計画に基づき救助隊を出動させるとともに、隣接する消防機関にも出動を要請し、早期に現場を確認する。

3. 災害の通報について

(1) 鉄道災害が発生した場合における乙から甲への通報は、119番緊急ダイヤル等により、災害発生場所、災害概要、要救助者の状況等を迅速かつ正確に行う。なお、乙はキロ程によって場所が把握できる踏切等所在地一覧を作成し甲に配布する。

(2) 鉄道災害の発生について、一般人から甲に通報があった場合には、乙にその情報を速やかに提供する。

(3) 甲と乙は、緊急時の連絡が円滑に行えるよう、緊急連絡表を作成することとし、連絡先の変更等がある場合は速やかに変更内容を通知する。

4. 二次災害の防止について

(1) 甲は、災害現場において救助活動を開始する前に、乙の現地連絡責任者に災害発生線路の列車抑止を確認し、必要があれば隣接線路等の列車抑止・徐行を要請する。なお、列車による人身事故以外で現地連絡責任者が配置されていない場合には、緊急連絡表により甲は乙に列車抑止・徐行を要請する。

(2) 乙は、列車の運行状況等救助活動に必要な情報を積極的に甲に提供する。

5. 救助隊の現場誘導について

乙は、駅又は駅付近において、鉄道災害が発生した旨通報を受けた場合には、救助隊の進入口を確認するとともに、救助隊を進入口から災害現場まで誘導する駅員を配置する等必要な処置を行う。

（無人駅を除く。）

6. 乗客（非負傷者）の避難誘導について

(1) 甲は、鉄道災害が発生した場合には、乗客（非負傷者）の避難誘導状況について乙の乗務員に確認する。

(2) 甲は、救助活動の概要を乙に説明し、乙は構内アナウンス、車内アナウンス等により乗客に災害の状況を説明し、動揺を抑えるとともに、乗客の協力を得た円滑な避難誘導を行う。

(3) 甲と乙は、協力して、乗客（非負傷者）の避難誘導を実施する。

7. 電源等の安全管理について

甲は、救助活動を行うため軌道内に進入する場合には、列車の電源が遮断されているかどうか確認する。救助活動において電源の遮断が必要な場合には、乙に電源の遮断を要請するか又は派遣された乙の技術者の指示を受けて救助活動を実施する。

8. 救助活動における車両の一部破壊、ジャッキアップ等について

(1) 甲は、救助活動等において車両の一部を破壊もしくはジャッキアップ等をする必要がある場合は、早期に乙に技術者の派遣を依頼し、協力を得る。技術者の派遣が時間的、体制的に困難な場合も想定されるので、あらかじめ管内の乙が保有する車両の構造を把握し、破壊可能箇所及び範囲等を認識しておく。

(2) 甲は、列車全体の構造等について乙の乗務員から、情報を収集する。

(3) 甲は、ジャッキアップ等による救助活動が終了し、復旧作業を行う場合には、乙と連携して行う。

(4) 甲は、鉄道の運行に極力影響を及ぼさないような救助方法を選択する。

9. 特殊な場所への進入について

(1) 甲は、トンネル内や橋梁上等特殊な場所で鉄道災害が発生した場合には、迅速に救助活動ができるよう、人員、資機材の搬送方法について乙に要請する。

(2) 甲は、高架、橋梁、トンネル内への進入方法について、事前に乙の協力を得て調査しておく。

10. 救助資機材の調達について

甲は、大規模な鉄道災害が発生し、乙の保有している大型ジャッキや工事車両等の資機材を使用することが必要となる場合には、災害発生場所への進入経路及び作業スペースが確保されるよう、乙と協議し、その協力を得る。

11. 大規模災害時の対応について

甲は、鉄道災害が発生した場合には、多くの負傷者が発生することを想定し、災害を覚知した初期段階から、広域応援、防災ヘリコプターの活用等を考慮しながら救助活動を進めていく。

12. 訓練等の実施について

甲と乙は、日頃より相互の連絡調整、情報交換を密にし、鉄道災害を想定した合同の救助訓練の実施に努める。

13. 協議

この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年7月1日

甲 愛媛県
新居浜市消防本部
消防長 三浦 弘二

乙 香川県高松市浜ノ町8番33号
四国旅客鉄道株式会社
安全推進室長 上池 裕

災害時における物資等の輸送に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と愛媛県トラック協会新居浜支部（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供及び救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は、特別の理由がない限り、要請に協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、第1号様式により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- （2）災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
- （3）その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに第2号様式により業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が第3条の業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に基づき貨物自動車運送事業者が運送約款に定める運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、次に掲げる場合を除き、新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第27号）の例に準じて甲が災害補償を行うものとする。

- （1）当該従事者の故意又は重大な過失による場合
- （2）当該負傷、疾病又は死亡が、第三者の行為による場合
- （3）当該負傷、疾病又は死亡につき、損害保険等の契約により、給付を受けることができる場合

（会員名簿の提出）

第9条 乙は、その会員名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

（雑則）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成16年2月1日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年2月1日

（甲）新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

（乙）新居浜市新田町三丁目6番33号
愛媛県トラック協会新居浜支部
支部長 橋本和昌

第1号様式

第 号
年 月 日

新居浜・西条地区トラック協会新居浜市支部
支部長 様

新居浜市長 ⑨

災害時における物資等の輸送業務の協力要請について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により次のとおり貴団体による強力を要請します。

なお、協力要請の業務終了後、速やかにその実施状況を第2号様式により報告願います。

1 災害の状況及び協力要請をする理由

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送期間活動	輸送区間	備 考
		年 月 日から 年 月 日まで	地先から 地先まで	

3 災害応急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数 量	輸送期間活動	輸送区間	備 考
		年 月 日から 年 月 日まで	地先から 地先まで	

4 その他の応急対策業務

業 務 内 容	輸 送 期 間	輸送区間	備 考
	年 月 日から 年 月 日まで	地先から 地先まで	

5 その他

新居浜市長 様

新居浜・西条地区トラック協会新居浜支部
支部長 ㊟

災害時における物資等の輸送業務の実施状況の報告について

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第5条の規定により次のとおり報告します。

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務 実施日	輸送 数量	数量	輸送区間	延べ輸 送回数	従事 人員数	従事 車両数	備考
年 月 日			地先から 地先まで				

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務 実施日	輸送 数量	数量	輸送区間	延べ輸 送回数	従事 人員数	従事 車両数	備考
年 月 日			地先から 地先まで				

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事 人員数	従事 車両数	備考
年 月 日		地先から 地先まで			

災害時における災害応急対策業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜建設業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、大規模火災等（以下「災害」という。）が発生した場合における災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が新居浜市内において発生し、又は発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が乙及び乙の組合員の協力を得て災害応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、災害応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請があった場合、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、水防本部又は災害対策本部（以下この項において「水防本部等」という。）設置時は、乙に水防本部等の設置を連絡し、乙は、甲が必要と認めるときは、連絡要員を水防本部等に派遣するものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する災害応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）道路、橋りょう等公共土木施設及び公共建築物等の被災、浸水対応及び崖崩れ等の応急対策（土砂及び流木等の撤去及び搬送を含む）

（2）乙が所有する重機等による消防活動の支援（大規模火災及び自然災害等の発生により、甲が保有する消防力のみでは活動が困難である場合又は困難が予想される場合に限る。）

（3）前2号の業務を実施するために必要な物資、資機材等の運搬、重機等の運搬及び操作

（4）その他甲が必要と認める業務

（費用負担）

第4条 前条に規定する災害応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、別表に定める額を基準とする。基準に定めのないものについては、甲乙が協議し、決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

(損害補償)

第5条 第3条の規定により、災害応急対策業務に従事した乙の組合員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

2 災害応急対策業務の従事中に、乙が所有管理する重機等が故障し、又は破損した場合は、乙の責により対応するものとする。ただし、甲の重大な過失による場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

(個人情報保護)

第6条 乙は、この協定による災害応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第7条 乙は、この協定による災害応急対策業務について、協力できる人員及び資機材等の状況を、毎年度甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。ただし、別表に規定する額については甲乙協議の上、毎年度更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

令和 2年 4月30日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 新居浜市北新町2番37号
新居浜建設業協同組合
理事長 白石 誠一

災害時における応急対策業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が新居浜市内において発生し、または発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が、乙及び乙の組合員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

- 2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。
- 3 応援要請など協議事項は水道局長から要請する。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路、橋りょう等公共土木施設及び公共建築物等の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の応急対策並びに土砂及び流木等の撤去及び搬送
- (2) 前号の業務実施に必要な資機材及び物資の搬送
- (3) その他甲が必要と認める業務

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

- 2 前項の費用については、別表に定める額を基準とする。基準に定めのないものについては、甲、乙が協議の上、定めるものとする。
- 3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

（損害補償）

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した乙の組合員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新

居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

（個人情報保護）

第6条 乙は、この協定による応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第7条 乙は、この協定による応急対策業務について、協力できる人員及び資機材等の状況を毎年度甲に報告するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。但し、別表については甲乙協議の上、毎年度更新するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長

乙 新居浜市八雲町3番29号
新居浜市管工事業協同組合

理事長

災害時における応急対策業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と財団法人 四国電気保安協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、台風等による災害（以下「災害」という。）が新居浜市内において発生し、または発生しようとしている場合に、甲が、乙及び乙の職員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時又は災害が発生しようとしている場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り、応急対策業務に協力するものとする。

3 この協定書に定める応急対策業務の実施期間は、災害発生の恐れがあると甲が認めた時期から、設置した災害対策本部を解散するまでとする。但し、天候等特殊事情による場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1） 甲の指定する施設に係る電気施設等の応急復旧における保安確保のために、電力復旧の可否の判定

（2） 電力復旧工事の管理監督、指導及び検査その他の必要な協力

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲、乙が協議の上、甲が支払う。

3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

(損害補償)

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した乙の職員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

(個人情報保護)

第6条 乙は、この協定による応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第7条 乙は、この協定による応急対策業務について、協力できる人員及び資機材等の状況及び連絡網を毎年度甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 2月 5日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 香川県高松市福岡町3丁目31番15号
財団法人 四国電気保安協会
理事長 溝 渕 昌 弘

災害時における家屋被害認定調査に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

第1条 甲は、新居浜市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

第2条 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準重用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、新居浜市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

第4条 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（新居浜市の条例、規則等を含む。）の定めもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年 2月26日

新居浜市一宮町一丁目5番1号

甲 新居浜市

市長 石川 勝行

松山市南江戸1丁目4番14号

乙 愛媛県土地家屋調査士会

会長 末光 健二

災害時における応援業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社（以下「乙」という。）とは、新居浜市に地震、風水害その他の災害又は大規模事故（以下「災害等」という。）が発生した場合における応援業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の発生により水道施設が被災し水道業務に大きな支障が生じた場合、甲の要請に基づき、乙が実施する応援業務に関する事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において、乙の応援業務が必要であると認めたときは、これを乙に求めることができるものとする。

（応援要請の手続）

第3条 前条の規定による応援要請は、次の事項を明らかにし文書で行うものとする。ただし、緊急を要するとき又は文書による応援要請が困難な場合は、口頭、電話その他の文書以外の方法で行うことができるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害等及び水道施設の被災状況
- （2）必要とする人員
- （3）応援を必要とする業務内容
- （4）応援が必要な期間
- （5）応援業務の場所
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援要員の派遣）

第4条 乙は、前条の規定により応援要請を受けたときは速やかに応援業務を行うための体制を整え、必要な人員を指定場所に出動させ、甲が行う応急対策に協力するものとする。

2 前項の規定による応援業務を行うにあたり、乙は、甲の職員の指示に従うものとする。

（応援業務）

第5条 乙が行う業務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 広報活動
- (2) 電話及び窓口対応
- (3) 応急給水活動
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に要請のあった業務
(自主応援)

第6条 乙は、災害等の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ甲が第3条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは同条の要請を待たず、前条の応援を実施することができるものとする。この場合は、同条の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき乙が行った応援業務に要した費用については、甲乙協議の上決定した額を甲が負担するものとする。ただし、「新居浜市水道料金等徴収業務」の契約(以下「業務委託契約」という。)に基づく業務に要した費用は除くものとする。

2 乙は、前項の規定により決定された額を甲に請求するものとする。

(労災補償)

第8条 乙の従業員が応援業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の労災保険により補償するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、災害情報の伝達を正確に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(報告事項)

第10条 乙は、この協定による応援業務に協力できる人員、資機材等の状況把握に努め、甲の要請により報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。ただし、業務委託契約が期間満了前に解除された場合は、解除の日までとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保

有するものとする。

平成29年 1月23日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長

乙 東京都港区海岸三丁目20番20号

ヨコソーレインボータワー

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社

代表取締役

災害時における応急対策業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜造園緑化事業組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が新居浜市内において発生し、または発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が、乙及び乙の組合員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。
2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。
(1) 道路、橋りょう等公共土木施設及び公共建築物等の被災、浸水対応及び
がけ崩れ等の応急対策並びに土砂及び流木等の撤去及び搬送
(2) 前号の業務実施に必要な資機材及び物資の搬送
(3) その他甲が必要と認める業務

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。
2 前項の費用については、別表に定める額を基準とする。基準に定めのないものについては、甲、乙が協議の上、定めるものとする。
3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

（損害補償）

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した乙の組合員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲

が補償する。

(個人情報保護)

第6条 乙は、この協定による応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に努めなければならない。

(報告)

第7条 乙は、この協定による応急対策業務について、協力できる人員及び資機材等の状況を毎年度甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。但し、別表については甲乙協議の上、毎年度更新するものとする

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長

乙 新居浜市東田二丁目甲1699番地の2
新居浜造園緑化事業組合

組 合 長

災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と新居浜電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の電気設備等の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が新居浜市内において発生し、または発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が乙及び乙の組合員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するにあたり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、可能な限り協力するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- （1） 公共施設等の電気設備等の応急対策業務
- （2） 前号の業務実施に必要な資機材の提供
- （3） その他甲が必要と認める業務

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲、乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

（損害補償）

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した乙の組合員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

(個人情報保護)

第6条 乙は、この協定による応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第7条 乙は、この協定による応急対策業務について、協力できる人員及び資機材等の状況を、毎年度甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各1通を保有する。

平成25年10月21日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長

乙 新居浜市繁本町9番36号
新居浜電気工事協同組合

理事長

災害時の協力に関する協定書

新居浜市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第2条 甲および乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第3条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第4条 災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱・鉄塔、送配電線等の電力供給設備（以下「供給設備等」という。）を設置することを承諾する。この場合、復旧の進捗により供給設備等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、甲は、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第5条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

(連絡責任者)

第6条 第4条および第5条の協力要請における連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲の連絡責任者	防災担当の課長の職にある者
乙の連絡責任者	防災担当の課長の職にある者

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも相手方に対し文書による協定解消の申出がないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年2月6日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長 石川 勝行 ⑩

乙 新居浜市繁本町9番32号
四国電力株式会社
執行役員新居浜支店長 酒井 達夫 ⑩

災害時における物資供給協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と愛媛県森林組合連合会、宇摩森林組合、いしづち森林組合（以下「乙」という。）は新居浜市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）及び復旧・復興対策に係る業務（以下「復旧・復興対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務及び復旧・復興対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由が無い限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力申請書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

- (1) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木質資材の供給に関すること。
- (2) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木材（素材）の供給に関すること。
- (3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（復旧・復興対策業務の内容）

第4条 乙は、災害復旧・復興時に物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図るため、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

- (1) 庁舎等建設に必要な木質資材の供給に関すること。
- (2) 庁舎等建設資材として必要な木材（素材）の供給に関すること。
- (3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けた時は、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第6条 乙が供給した物資等の対価については、甲又は材の提供を受けるものが負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

また、協議にあたっては、甲又は乙は必要に応じて、愛媛県東予地方局長に調整を求めることができるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙及び愛媛県東予地方局長が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 愛媛県新居浜市一宮町1丁目5番1号
新居浜市長 石川 勝行

乙 愛媛県松山市三番町4丁目4番地1
愛媛県森林組合連合会
代表理事会長 高山 康人

愛媛県四国中央市具定町465番地5
宇摩森林組合
代表理事組合長 宇田 征洋

愛媛県西条市大町1211番地
いしづち森林組合
代表理事組合長 渡部 高尚

立会人 愛媛県西条市喜多川796番地
愛媛県東予地方局長 俊野 健治

様式1

災害支援協力要請書

番 号
年 月 日

(宛先) 様

市長

災害時における協力要請について

災害時における物資供給協力に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第5条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

- 1 災害の状況及び協力要請する理由

- 2 協力を要請する内容、数量、場所等
 - (1) 協力内容及び予定時期

 - (2) 物資、数量等

 - (3) 協力及び活動場所

 - (4) その他

- 3 連絡先及び担当者

(注) 支援協力要請は、1箇所あたりの要請内容とする。

様式2

措置状況報告書

番 号
年 月 日

(宛先) 市長 様

所 在 :

名 称 :

代表者 :

災害時における物資供給協力に関する協定第5条の規定に基づき、措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 災害状況

2 措置内容及び場所

(1) 措置内容 (物資、数量等)

(2) 場所

(3) その他

3 連絡先及び報告担当者

災害時における応急対策の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と住友重機械エンバイロメント株式会社（以下「乙」という。）とは、新居浜市内に発生した風水害、地震、その他の災害により甲の下水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における施設の保全、復旧その他の応急対策（以下「応急対策」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

- 第1条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策を実施できないときには、乙に対し、その協力を要請することができるものとする。
- 2 乙は、甲より前項の規定による要請を受けたときは、甲の行う応急対策に協力するものとする。

（要請手続き）

- 第2条 甲は前条第1項の規定により乙に対してその協力を要請するときは、電話、FAX等により、業務内容、日時、場所、必要人員、必要機材その他必要な事項を明示して通知するとともに、後日、速やかに協力要請文書を送付するものとする。

（契約の締結）

- 第3条 甲が前条による要請を行ったときには、甲と乙は協議決定した概算設計額により速やかに応急対策の工事請負契約を締結するものとする。ただし、工事内容が確定した後、工事費積算基準等（設計標準歩掛等が実態にそぐわない場合は、見積もりによる）により適正に積算を行い、変更契約を締結するものとする。

（報告）

- 第4条 乙は、甲より要請された業務を完了したときは、直ちに甲に報告し、その検査を受けるものとする。

（経費の負担）

- 第5条 乙が、甲より請求された業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（請求の手続き）

- 第6条 乙は、第4条に規定する検査に合格した後、甲に対し当該費用の請求をするものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認のうえ、乙に代金を支払うも

のとする。

(情報交換)

第7条 乙は、組織及び代表者が変更になったときは、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

上記協定の締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙双方署名押印の上、各自一通を保有する。

平成26年7月3日

(甲) 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

(乙) 東京都品川区西五反田七丁目25番9
住友重機械エンバイロメント株式会社
代表取締役社長 牛山 仁司

(第2条応急対策工事の依頼)

第 号
平成 年 月 日

住友重機械エンバイロメント株式会社

新 居 浜 市

災害時における応急対策工事の依頼について（通知）

貴社と平成26年7月3日付締結の災害時における応急対策の協力に関する協定書に基づき、先般、電話等にて依頼した応急対策工事について、下記の通り依頼致します。

なお、応急対策工事の実施にあたっては、すみやかに、工事請負契約を貴社と締結致します。

記

- 1 工事場所 (例) ○○流域下水道***処理区
○○浄化センター（若しくは○○ポンプ場）
- 2 状 況 (例) ○○設備に係る○○装置の被災等
- 3 依頼内容 (例) ○○設備に係る○○装置の被災等に関する調査、復旧計画（応急及び復旧工事費概算見積りを含む）、応急及び復旧工事
- 4 監 督 員 ○○ **○○
- 5 問合せ先 新居浜市 環境部 下水道建設課
担当 TEL xx-xxxx-xxxx

災害時における応急対策業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と愛媛東予クレーン協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が新居浜市内において発生し、または発生しようとしている場合（以下「災害発生時等」という。）に、甲が乙及び乙の組合員の協力を得て応急対策業務（災害予防措置を含む。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、水防本部又は災害対策本部（以下「水防本部等」という。）設置時は、必要に応じて乙に水防本部等設置を連絡し、乙は、甲が必要と認めるときは、連絡要員を水防本部に派遣するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路、橋りょう等公共土木施設及び公共建物等の被災、浸水対応及びがけ崩れ等の災害の発生による建設機械の応援出動
- (2) 前号の業務実施に必要な資機材及び物資の搬送
- (3) 緊急車両等の通行の妨害となる車両等や災害応急対応の障害となる車両等の除去業務の協力
- (4) その他甲が必要と認める業務

（費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策業務に要する費用は、甲の負担とする。

2 前項の費用については、災害発生時の当該地域における適正な価格を基準とし、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

3 乙は、前項の規定による額を請求書により、甲に請求するものとする。

(損害補償)

第5条 第3条の規定により、応急対策業務に従事した乙の組合員が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、この協定による応急対策業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第7条 乙は、この協定による応急対策業務が円滑に行われるよう、組合員名簿及び組合員の保有する車両台数等について、状況を毎年度甲に報告するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による締結破棄の意思表示がない限り、その効力は継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 11 月 17 日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長

乙 新居浜市繁本町7番3号
愛媛東予クレーン協同組合

理 事 長

災害時における応急対応業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と住友重機械エンバイロメント株式会社 大阪支店（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害（以下「災害等」という。）により甲が維持管理する雨水ポンプ場、排水ポンプ場及び樋門等（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う施設の保全、応急復旧その他の応急対策（以下、「応急対応」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等の発生時における応急対応業務における基本事項を定め、災害等により被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（対象範囲及び応急対応業務の内容）

第2条 この協定の対象となる下水道施設及び設備は、原則として別紙「応急対応対象施設一覧表」のとおりとする。また、応急対応業務の内容は、原則として別紙「応急対応業務内容」のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時においては甲の要請により、乙は可能な限り問題に対するアドバイス、検討及び実務作業等の協力を行うものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の応急対応業務に関し、協力を要請することができるものとする。

2 この協定に基づく応急対応業務の協力を要請する場合は、甲から乙に対し業務内容等を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時における応急対応業務の協力要請は、文書によらず口頭、電話又は電子メール等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに応急対応業務協力要請書を送付するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条に規定する甲の協力要請における応急対応業務を行うために、必要な人員・機材等を確保し、速やかに応急対応業務を遂行する。

（業務の報告）

第5条 乙は、甲の協力要請に基づき実施した応急対応業務が完了したときは、対象施設、設備及び機器の施工箇所、施工内容、使用資機材等について、内訳及び施工写真等の資料を添付した書面により、速やかに甲に報告するものとする。

（費 用）

第6条 この協定に基づき、甲が乙に対し要請した業務に係る費用は、甲の負担とする。

2 甲は前条に規定する乙からの報告を受け取ったのち、乙から、前項に規定する費用の請求があったときには、甲の事務処理規定に基づき、速やかに乙に費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 第4条の規定により、応急対応業務に従事した乙の社員等が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から書面による協定解除の申出がない場合は、期間満了の日から起算して1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 協定の内容に変更又は修正が生じた場合は、その都度協定内容について協議し、協定の変更を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 2 年 12 月 11 日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 大阪府大阪市北区2丁目3番33号
住友重機械エンバイロメント株式会社
大阪支店
支店長 井本 秀樹

災害時における応急対応業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と東芝インフラシステムズ株式会社 四国支社（以下「乙」という。）ならびに東芝プラントシステム株式会社 関西支社（以下「丙」という。）とは、地震その他の災害（以下「災害等」という。）により甲が維持管理する雨水ポンプ場、排水ポンプ場及び樋門等（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う施設の保全、応急復旧その他の応急対策（以下、「応急対応」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等の発生時における応急対応業務における基本事項を定め、災害等により被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（対象範囲及び応急対応業務の内容）

第2条 この協定の対象となる下水道施設及び設備は、原則として別紙1「応急対応対象施設一覧表」のとおりとする。また、応急対応業務の内容は、原則として別紙1「応急対応業務内容」のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時においては甲の要請により、乙丙は可能な限り、問題に対するアドバイス、検討及び実務作業等の協力を行うものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙丙に対し災害等により被災した下水道施設の応急対応業務に関し、協力を要請することができるものとする。

2 この協定に基づく応急対応業務の協力を要請する場合は、甲から乙丙に対し業務内容等を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時における応急対応業務の協力要請は、文書によらず口頭、電話又は電子メール等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙丙に対し、後日速やかに応急対応業務協力要請書を送付するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙丙は、前条に規定する甲の協力要請における応急対応業務を行うために、必要な人員・機材等を確保し、速やかに応急対応業務を遂行する。

（業務の報告）

第5条 乙丙は、甲の協力要請に基づき実施した応急対応業務が完了したときは、対象施設、設備及び機器の施工箇所、施工内容、使用資機材等について、内訳及び施工写真等の資料を添付した書面により、速やかに甲に報告するものとする。

（費 用）

第6条 この協定に基づき、甲が乙丙に対し要請した業務に係る費用は、甲の負担とする。

2 甲は前条に規定する乙丙からの報告を受け取ったのち、乙丙から、前項に規定する費用の請求があったときには、甲の事務処理規定に基づき、速やかに乙丙に費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 第4条の規定により、応急対応業務に従事した乙丙の社員等が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙丙の一方から書面による協定解除の申出がない場合は、期間満了の日から起算して1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 協定の内容に変更又は修正が生じた場合は、その都度協定内容について協議し、協定の変更を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

本協定成立の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 2 年 12 月 11 日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 香川県高松市寿町2丁目2番7号
東芝インフラシステムズ株式会社 四国支社
統括責任者 寺内 忍

丙 大阪府大阪市北区角田町8番1号
東芝プラントシステム株式会社 関西支社
支社長 小野 洋一

災害時における応急対応業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社 石垣 四国支店（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害（以下「災害等」という。）により甲が維持管理する雨水ポンプ場、排水ポンプ場及び樋門等（以下「下水道施設」という。）が被災したときに行う施設の保全、応急復旧その他の応急対策（以下、「応急対応」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害等の発生時における応急対応業務における基本事項を定め、災害等により被災した下水道施設の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（対象範囲及び応急対応業務の内容）

第2条 この協定の対象となる下水道施設及び設備は、原則として別紙1「応急対応対象施設一覧表」のとおりとする。また、応急対応業務の内容は、原則として別紙1「応急対応業務内容」のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急時においては甲の要請により、乙は可能な限り問題に対するアドバイス、検討及び実務作業等の協力を行うものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、乙に対し災害等により被災した下水道施設の応急対応業務に関し、協力を要請することができるものとする。

2 この協定に基づく応急対応業務の協力を要請する場合は、甲から乙に対し業務内容等を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急時における応急対応業務の協力要請は、文書によらず口頭、電話又は電子メール等で行うことができるものとする。この場合、甲は乙に対し、後日速やかに応急対応業務協力要請書を送付するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条に規定する甲の協力要請における応急対応業務を行うために、必要な人員・機材等を確保し、速やかに応急対応業務を遂行する。

（業務の報告）

第5条 乙は、甲の協力要請に基づき実施した応急対応業務が完了したときは、対象施設、設備及び機器の施工箇所、施工内容、使用資機材等について、内訳及び施工写真等の資料を添付した書面により、速やかに甲に報告するものとする。

（費 用）

第6条 この協定に基づき、甲が乙に対し要請した業務に係る費用は、甲の負担とする。

2 甲は前条に規定する乙からの報告を受け取ったのち、乙から、前項に規定する費用の請求があったときには、甲の事務処理規定に基づき、速やかに乙に費用を支払うものとする。

(損害補償)

第7条 第4条の規定により、応急対応業務に従事した乙の社員等が、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となった場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」の適用がある場合を除き、「新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）」を適用し、甲が補償する。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙の一方から書面による協定解除の申出がない場合は、期間満了の日から起算して1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 協定の内容に変更又は修正が生じた場合は、その都度協定内容について協議し、協定の変更を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和 3 年 1 月 4 日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 香川県高松市林町2507-1
株式会社石垣 四国支店
支店長 秋山 豊弘

災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町（以下「乙」という。）と一般社団法人えひめ産業資源循環協会（以下「丙」という。）とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

（協力体制）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時においては、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。
- 4 丙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な丙の会員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲及び乙にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

（協力要請）

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

- 2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。
 - (1) 被災の状況
 - (2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所
 - (3) 災害廃棄物等の処理等の内容
 - (4) 災害廃棄物等の処理等の期間
 - (5) その他必要な事項
- 3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

（情報提供）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

（災害廃棄物等の処理等の実施）

第6条 丙は、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。第11条第1項において同じ。）の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。
- 2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。
 - (1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所
 - (2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容
 - (3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等
 - (4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間
 - (5) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。

- 2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めたときは、前条第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙と丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

(調整)

第10条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする。

(協力会員)

第11条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員（以下「協力会員」という。）を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。

2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、」とあるのは「第11条第1項に規定する協力会員（以下「協力会員」という。）は、」と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは「協力会員」と読み替えるものとする。

(事務委任等)

第12条 第4条（第3項を除く。）、第6条から第9条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

(連絡窓口)

第13条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

(有効期間)

第14条 この協定は、令和元年6月24日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

(前協定の廃止)

第15条 甲と丙とが平成15年4月9日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

(他被災都道府県への応援)

第16条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月24日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村 時広

新居浜市一宮町一丁目5番1号
乙 新居浜市
市長 石川 勝行
(他19市町長)

松山市花園町7番地3
丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周

災害時における一般廃棄物の処理等の協力に関する協定書

新居浜市

あかがね環境事業協同組合

新居浜市（以下「甲」という。）とあかがね環境事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における一般廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、新居浜市内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害時における一般廃棄物の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。
- （2）災害時における一般廃棄物 災害発生時における一般世帯及び避難者の生活に伴い発生するごみ並びに被災者が住宅内にある被災したものを排出する片付けごみをいう。（し尿及び汚泥並びに災害により損壊した建築物に係る建築廃材を除く。）
- （3）処理等 撤去、収集、運搬及び分別並びにこれらに必要な業務をいう。

（協力体制）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲は、乙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 乙は、災害時における一般廃棄物の円滑な処理等が図られるよう、平時から乙の組合員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時においては、乙の組合員等の被災状況の把握に努めるものとする。
- 4 乙は、災害時における一般廃棄物の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な乙の組合員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、災害時に、乙に対して災害時における一般廃棄物の処理等の実施について協力を要請することができる。

2 前項の協力の要請は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害時における一般廃棄物の処理等を行う場所
- (3) 災害時における一般廃棄物の処理等の内容
- (4) 災害時における一般廃棄物の処理等の期間
- (5) その他必要な事項

(情報提供)

第5条 甲は、災害時における一般廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

(災害時における一般廃棄物の処理等の実施)

第6条 乙は、第4条第1項の要請を受けたときは、乙の組合員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害時における一般廃棄物の処理等を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - (2) 災害時における一般廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。
- 2 乙は、災害時における一般廃棄物の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、甲に報告するものとする。
- (1) 災害時における一般廃棄物の処理等を実施した場所
 - (2) 実施した災害時における一般廃棄物の処理等の内容
 - (3) 災害時における一般廃棄物の処理等に要した人員、車両及び資機材等
 - (4) 災害時における一般廃棄物の処理等を実施した期間
 - (5) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 前条第1項の災害時における一般廃棄物の処理等に要した費用については、原則として甲が負担する。ただし、家庭ごみ収集業務委託業者においては、当該年度に締結している家庭ごみ収集業務委託契約に基づく、人員、収集時間、車両台数を超えない範囲での業務の実施については無償とする。

2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の請求及び支払)

第8条 甲は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精

査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めたときは、前条第2項の規定により決定した金額を乙の請求に基づき支払うものとする。

(損害補償)

第9条 第6条第1項の規定による災害時における一般廃棄物の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、甲と乙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、乙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては廃棄物処理担当課、乙においてはあかがね環境事業協同組合事務局とする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年1月20日

新居浜市一宮町一丁目5番1号
甲 新居浜市長 石川 勝行

新居浜市坂井町三丁目8番23号
乙 あかがね環境事業協同組合
代表理事 太田 初

災害時における応急対策業務に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本石材産業協会 愛媛県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人 日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害発生時において復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、新居浜市において災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙及び丙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（業務の要請）

第2条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。

3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。

4 丙は、乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、次のとおりとする。

（1）緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、港湾、漁港、学校、その他甲が管理する施設の災害復旧活動等に支障を及ぼす「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設

（2）業務の実施に必要な資材などの確保

（3）被害情報等の収集及び報告

（4）その他甲が必要と認めるもの

（要請の方法）

第4条 甲は、業務を必要とする場合、乙に対し、原則として「災害時における応急対策業務要請書」（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、応援を要請する場合、丙に対し、原則として「災害時における応急対策業務応援要請書」（第2号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を「応急対策業務報告書」（第3号様式）により甲へ報告するものとする。

2 丙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲及び乙に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を「応急対策業務報告書」（第3号様式）により甲及び乙へ報告するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかにその情報を提供するものとする。

(費用負担)

第7条 乙及び丙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、支援協力要請の直前における当該地域での適正価格を基準とし、甲乙丙協議の上決定するものとする。

(第三者等に対する損害賠償)

第8条 乙及び丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙協議の上、その賠償を行うものとする。

(災害補償)

第9条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責を負わないものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和4年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年 9月29日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
市長 石川 勝行

乙 愛媛県西条市氷見乙785
一般社団法人 日本石材産業協会
愛媛県支部長 眞鍋 朋治

丙 東京都千代田区神田多町2-9 日計ビル2階
一般社団法人 日本石材産業協会
会長 森田 浩介

(第1号様式)

年 月 日

殿

新 居 浜 市 長

災害時における応急対策業務要請書

災害時における応急対策業務に関する協定書第4条により、次のとおり応急対策業務を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請内容	
その他必要な事項	

担 当 者 欄	部 課 (担当者) 氏 名 印
------------------	---------------------------

(第2号様式)

年 月 日

殿

(要請者)
名称
代表者氏名

災害時における応急対策業務応援要請書

災害時における応急対策業務に関する協定書第4条により、次のとおり応急対策業務の応援を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請内容	
その他必要な事項	

担当者欄	(担当者) 氏名 印
------	------------------

(第3号様式)

年 月 日

殿

(報告者)

名称

代表者氏名

印

応急対策業務報告書

年 月 日付け、災害時における応急対策業務（応援）要請書による、次の応急対策業務の完了を報告致します。

活動期間	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
要請場所	
活動内容（概要）	
連絡責任者 （会社・氏名・電話番号）	
その他必要な事項	

愛媛県広域災害・救急医療情報システムの運営に関する覚書

愛媛県（以下「甲」という。）、新居浜市（以下「乙」という。）及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データ西日本支社四国支店（以下「丙」という。）は、愛媛県広域災害・救急医療情報システム（以下「本システム」という。）の運営に関し、次のことを覚書とする。

（目的）

第1条 甲は、県下の医療情報を収集・提供できる体制を整備するため、丙が甲の指示を受けて構築する本システムから包括的データ通信サービスを受けるものとし、乙は、甲の整備する体制から、必要な情報を得られるものとする。

（丙の機器等の設置）

第2条 丙は、甲の指示を受け、乙が本システムから必要な情報が得られるよう、機器及び回線を乙の承諾を得て無償で乙の消防施設に設置するものとする。

（経費の負担）

第3条 本システムの運営にあたり、乙は次の経費を負担するものとし、丙は、乙に経費の請求を行うものとする。

- (1) 定額制回線設備使用料（専用回線使用料）
- (2) 従量制回線使用料（携帯電話通信料）

（乙の注意義務）

第4条 乙は、丙の設置した機器及び回線について善良なる管理者の注意を負うものとする。

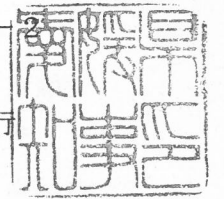
（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項については、甲、乙、丙で協議の上、定めるものとする。

この覚書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成/3年 4月 / 日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県
知事 加戸守行



乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5-1
新居浜市
市長 佐々木



丙 香川県高松市亀井町7番地5
株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ
西日本支社四国支店
支社長 荒井 進



災害時における緊急放送（CATV・ラジオ）・緊急通信等に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社ハートネットワーク（以下「乙」という。）は、新居浜市内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）における緊急放送（CATV・ラジオ）・緊急通信等の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報（以下「災害情報」という。）を適切に提供することにより、被害の軽減及び市民生活の安全・安心の確保を図るため、甲の要請により乙が緊急放送・緊急通信等を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

（緊急放送の要請）

第2条 甲は、災害時において、緊急放送・緊急通信等を実施する必要があると認めた場合は、乙に対して災害情報を提供し、緊急放送・緊急通信等を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、速やかに緊急放送・緊急通信等を実施するものとする。

（要請の方法）

第3条 前条第1項の規定による要請は、緊急放送・緊急通信等要請書（別記様式。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（緊急放送の手段）

第4条 乙は、甲からの緊急放送に係る要請書を受理した時は、速やかに次に掲げる緊急放送を実施するものとする。

- （1）所有するCATV放送設備を使用し、乙の自主放送チャンネルにおいて災害情報に関する放送をすること。
- （2）運営委託を受けたラジオ放送設備を使用し、災害情報に関する放送をすること。
- （3）緊急放送の際に使用する災害情報に関連する映像、原稿等は、乙が選択すること。
- （4）緊急放送は、他の番組等に優先して放送することとし、それ以降においても適宜繰り返して放送すること。

（緊急通信の手段）

第5条 乙は、甲からの緊急通信に係る要請書を受理した時は、速やかに次に掲げる方法により緊急通信を実施するものとする。

- （1）BWA端末を設置し、インターネットなどによる安否情報確認等を可能にすること。
- （2）輻輳の少ないIP電話を設置し、避難所における避難情報、安否確認など避難者の情報収集への活用を可能にすること。

（被害状況撮影の要請）

第6条 甲は、災害時において、被害状況を確認することを目的に、立ち入りが困難な場所

の映像が必要であると認めた場合は、乙に対してドローンを利用した映像撮影を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、双方協議の上、甲立会いの下、ドローン撮影を実施するものとする。

(費用負担)

第7条 緊急放送及び緊急通信等に要した費用は、乙の負担とするものとする。

(緊急放送・通信等の終了)

第8条 甲が当初の目的を達成したと認めた場合は、乙と協議の上、緊急放送及び緊急通信等の終了を決定するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって相手方に協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(疑義の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 4月 1日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

(乙) 新居浜市坂井町二丁目3番17号
株式会社ハートネットワーク
代表取締役 大橋 弘明

別記様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

株式会社ハートネットワーク
代表取締役 大橋 弘明 様

新居浜市長



緊急放送・緊急通信等要請書

災害時における緊急放送・緊急通信等に関する協定第3条の規定に基づき、次の災害情報を提供し、緊急放送・緊急通信等の実施を要請します。

放送日時
内 容（ 放送・通信・ドローン撮影 ）
資 料（ 有 ・ 無 ）
担 当 課
課 連絡先

新居浜市の避難所等情報提供に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）、ファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）および三井住友海上火災保険株式会社（以下「丙」という。）は、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、新居浜市内の災害に備え、甲が新居浜市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲、乙および丙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は以下のとおりとする。

- 1 甲は、新居浜市内の避難所等の情報を乙に提供すること。
- 2 乙は、甲から提供された情報を管理すること。
- 3 丙は、乙の管理情報を利用した自社サービスの周知・提供を通じて、新居浜市民の防災意識の向上に貢献すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲、乙、および丙それぞれの作業については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙および丙は、本協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は協定締結日から平成29年3月31日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前に甲、乙または丙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたときまたはこの協定に定めのない事項については、甲、乙および丙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年1月25日

甲 愛媛県新居浜市一宮町1丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目42番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長

丙 愛媛県松山市勝山町2丁目12番7号
三井住友海上火災保険株式会社
愛媛支店長

災害に係る情報発信等に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新居浜市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が新居浜市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

（取組）

第2条 この協定における取組の内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

（1）乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

（2）甲が、新居浜市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（3）甲が、新居浜市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（4）甲が、災害発生時の新居浜市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

（5）甲が、新居浜市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この

協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 この協定の締結事実及び協定内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、期間満了によって協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲と乙両者署名押印の上、各1通を保有する。

令和 2年10月19日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

災害時要援護者の一時避難のための施設の使用に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と社会福祉法人（以下「乙」という。）とは、災害時における要援護者の一時避難のための施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（施設の使用）

第1条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、乙が設置及び運営する別紙記載の施設（以下「施設」という。）の一部を要援護者の一時避難のために使用することができるものとする。

（避難者）

第2条 前条の規定により甲が施設に一時避難させる要援護者は、ねたきり高齢者等（以下「避難者」という。）とする。

（使用の承諾）

第3条 甲は、第1条の規定により施設を使用しようとする場合は、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

（避難者の対応）

第4条 施設における避難者の対応については、乙の責任において行うものとする。ただし、甲は、乙からの協力の要請があったときは、これに協力するものとする。

（費用負担）

第5条 避難者の受入れに要する費用は、公的支援制度を活用して対応するものとする。

（疑義の決定等）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年8月2日

（甲）新居浜市長 佐々木 龍

（乙）社会福祉法人 はびねす福祉会
理事長 長野 文彦
社会福祉法人 三恵会
理事長 太田 理恵子
社会福祉法人 ふたば会
理事長 新谷 敏次
社会福祉法人 常美会
理事長 藤田 譲治
社会福祉法人 わかば会
理事長 久米 浩
社会福祉法人 新居浜愛育会
理事長 村上 秀實
社会福祉法人 すいよう会
理事長 渡辺 正司

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン新居浜ショッピングセンター（以下「乙」という。）及びイオン株式会社ジャスコ新居浜店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の店舗において、被災者に対し、避難場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 丙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては管理課長、丙においては店長とする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第3号及び同条第2項に規定する応急救援活動の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙及び丙が協議して決定するものとし、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成18年6月21日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲、乙及び丙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年6月21日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市前田町8番8号
イオンモール株式会社イオン新居浜ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー 真崎 健一

丙 愛媛県新居浜市前田町8番8号
イオン株式会社ジャスコ新居浜店
店長 榎沢 仁

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社日光商事（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容等）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する末尾記載の店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- （2）乙の店舗において及び乙が設置している屋外大型テレビを利用して、来店者及び地域住民に対し、甲から提供された避難勧告、災害概況等の情報（テレビ、ラジオ等で乙が知り得た情報を含む。）を提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を提供すること。
- （4）乙の店舗において、緊急救護施設を開設すること。
- （5）乙の店舗において、その厨房設備を利用して炊き出しを行うこと。
- （6）乙の店舗に設置している防災倉庫の防災用品を活用すること。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、同項に定めのない事項であっても、相互に応急救援活動についてその協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があったときは、互いに可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項又第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長とし、乙においては店長又はこれに準ずる者とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について、あらかじめ協議し定めておくものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項第3号及び第5号に規定する応急救援活動及び同条第2項の規定による応急救援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用のうち、炊き出しに要した費用はその原材料費の額とし、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

3 前項に規定する費用以外の費用の額については、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

4 甲は、前2項に規定する費用を、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から訓練などを通じ情報の交換を1年に1回以上行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙がこの協定の内容について協議し、両者異議がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についても、同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月24日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 新居浜市高木町3番13号

株式会社日光商事

代表取締役 川井 義 廣

店舗の表示

名 称	所 在 地
nikkoutoun新居浜本店	新居浜市若水町2丁目8-12
美しが丘nikko	新居浜市東田2丁目1601-1
nikkoR&G川東店	新居浜市沢津町2丁目11-33

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と南国産業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容等）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

（1）乙が所有する末尾記載の店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な限り提供すること。

（2）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を提供すること。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、同項に定めのない事項であっても、相互に応急救援活動についてその協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があったときは、互いに可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項又第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長とし、乙においては本社・総務部長又はこれに準ずる者とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について、あらかじめ協議し定めておくものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から訓練などを通じ情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年5月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙がこの協定の内容について協議し、両者異議がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についても、同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月13日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 西条市大町1653番地2
南国産業株式会社
代表取締役 加藤 康洋

店舗名および住所 ①新居浜市船木4616番地 コロンボオオクラ・ボウルオオクラ
②新居浜市松木町5-50 クラブコロンボ新居浜店

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と 株式会社マルナカ新居浜本店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容等）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

（1）乙が所有する店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な限り提供すること。

（2）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を提供すること。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、同項に定めのない事項であっても、相互に応急救援活動についてその協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があったときは、互いに可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項又第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長とし、乙においては新居浜本店店長又はこれに準ずる者とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について、あらかじめ協議し定めておくものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から訓練などを通じ情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年6月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙がこの協定の内容について協議し、両者異議がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についても、同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年7月22日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新 居 浜 市
新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 新居浜市上泉町12番1号
株式会社マルナカ新居浜本店
店 長 岩 田 吉 史

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ若水店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
 - （2）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
 - （3）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項についても、相互に応急救援活動について協力を要請することができる。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があった場合、相互に可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては若水店店長又はこれに準ずる者とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙の店舗に変更があった場合等には甲及び乙で協議する。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月21日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市若水町二丁目6番5号
株式会社マルナカ若水店
店長 妹尾 信之

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ久保田店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
 - （2）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
 - （3）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項についても、相互に応急救援活動について協力を要請することができる。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があった場合、相互に可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては久保田店店長又はこれに準ずる者とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙の店舗に変更があった場合等には甲及び乙で協議する。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月21日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市久保田町一丁目7番20号
株式会社マルナカ久保田店
店長 水原 良幸

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と 株式会社ママイ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の掲げる応急救援活動について、協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
 - (2) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
 - (3) 乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項についても、相互に応急救援活動について協力を要請することができる。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があった場合、相互に可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては開発部担当者とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙の店舗に変更があった場合等には甲及び乙で協議する。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 7月 1日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県四国中央市上分町442番1
株式会社 ママイ
代表取締役 後藤 隆彦

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と 株式会社フジ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する「フジグラン新居浜」「パーティ・フジ東田」「パーティ・フジ本郷」「パーティ・フジ新居浜駅前」（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては乙の店舗の店長とする。

2 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第3号及び同条第2項に規定する応急救急活動の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとし、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成23年11月1日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲、乙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 松山市宮西一丁目2番1号
株式会社 フジ
代表取締役 尾崎 英雄

災害時「緊急避難者」の受入れに関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と住友化学株式会社愛媛工場（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、乙が所有する末尾記載の施設（以下単に「施設」という。）において、被災者に対し、避難場所、水道水、トイレ等を可能な限り提供することを要請することができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、同項に定めのない事項であっても、相互に応急救援活動について、その協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があったときは、互いに可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（制限事項等）

第3条 施設の使用は、次によるものとする。

（1）実際の施設使用の可否判断は、地震発生時の状況に基づき、乙が判断する。

（2）施設を使用できる期間は、乙の受入れ後、乙の工場運営上、支障のない時点までとし、甲の体制が整うまでの間とする。

（3）施設内においては、甲が供給する食料以外の飲食物を各自で自炊することは、原則として禁止する。ただし、湯茶等の給湯設備については、乙が認めた場合に限り、利用可能とする。

（協力の要請手続き）

第4条 第2条の規定による乙への要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話によって要請することができるものとする。この場合において、甲は、事後、速やかに文書を乙に提出するものとする。

（連絡責任者等）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては新居浜市防災安全担当課長又はその指名した者とし、乙においては総務部総務担当課長とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制及び連絡方法等について、あらかじめ協議し、これを定めておくものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から訓練等を通じ、情報の交換を行うものとする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年9月30日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し出が無い場合は、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間有効期間は延長されるものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関する疑義については、甲及び乙が協議の上、これを定め、又は解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年12月19日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 新居浜市惣開町5番1号
住友化学株式会社愛媛工場
執行役員工場長 上村 美農

【施設の表示】

1. 新居浜市惣開町5番1号 住友化学株式会社愛媛工場惣開会議室
2. 新居浜市菊本町2丁目758-1 住友化学菊本グラウンド

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社イオン新居浜ショッピングセンター（以下「乙」という。）及びイオン株式会社ジャスコ新居浜店（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙及び丙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙及び丙の店舗において、被災者に対し、避難場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙及び丙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 丙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙及び丙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては管理課長、丙においては店長とする。

2 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第3号及び同条第2項に規定する応急救援活動の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙及び丙が協議して決定するものとし、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成18年6月21日から平成19年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲、乙及び丙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年6月21日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市前田町8番8号
イオンモール株式会社イオン新居浜ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー 真崎 健一

丙 愛媛県新居浜市前田町8番8号
イオン株式会社ジャスコ新居浜店
店長 榎沢 仁

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社日光商事（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容等）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する末尾記載の店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を提供すること。
- （2）乙の店舗において及び乙が設置している屋外大型テレビを利用して、来店者及び地域住民に対し、甲から提供された避難勧告、災害概況等の情報（テレビ、ラジオ等で乙が知り得た情報を含む。）を提供すること。
- （3）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を提供すること。
- （4）乙の店舗において、緊急救護施設を開設すること。
- （5）乙の店舗において、その厨房設備を利用して炊き出しを行うこと。
- （6）乙の店舗に設置している防災倉庫の防災用品を活用すること。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、同項に定めのない事項であっても、相互に応急救援活動についてその協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があったときは、互いに可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項又第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長とし、乙においては店長又はこれに準ずる者とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について、あらかじめ協議し定めておくものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項第3号及び第5号に規定する応急救援活動及び同条第2項の規定による応急救援活動の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用のうち、炊き出しに要した費用はその原材料費の額とし、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

3 前項に規定する費用以外の費用の額については、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

4 甲は、前2項に規定する費用を、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から訓練などを通じ情報の交換を1年に1回以上行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙がこの協定の内容について協議し、両者異議がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についても、同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年3月24日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 新居浜市高木町3番13号

株式会社日光商事

代表取締役 川井 義 廣

店舗の表示

名 称	所 在 地
nikkoutoun新居浜本店	新居浜市若水町2丁目8-12
美しが丘nikko	新居浜市東田2丁目1601-1
nikkoR&G川東店	新居浜市沢津町2丁目11-33

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と南国産業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容等）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

（1）乙が所有する末尾記載の店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な限り提供すること。

（2）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を提供すること。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、同項に定めのない事項であっても、相互に応急救援活動についてその協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があったときは、互いに可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項又第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長とし、乙においては本社・総務部長又はこれに準ずる者とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について、あらかじめ協議し定めておくものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から訓練などを通じ情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年5月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙がこの協定の内容について協議し、両者異議がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についても、同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月13日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 西条市大町1653番地2
南国産業株式会社
代表取締役 加藤 康洋

店舗名および住所 ①新居浜市船木4616番地 コロンボオオクラ・ボウルオオクラ
②新居浜市松木町5-50 クラブコロンボ新居浜店

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と 株式会社マルナカ新居浜本店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容等）

第2条 甲は、乙に対し、次に掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

（1）乙が所有する店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な限り提供すること。

（2）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を提供すること。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、同項に定めのない事項であっても、相互に応急救援活動についてその協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があったときは、互いに可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項又第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長とし、乙においては新居浜本店店長又はこれに準ずる者とする。

2 甲及び乙は、災害時の連絡体制、連絡方法等について、あらかじめ協議し定めておくものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から訓練などを通じ情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成21年6月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに、甲及び乙がこの協定の内容について協議し、両者異議がないときは、期間満了の日の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についても、同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年7月22日

(甲) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新 居 浜 市
新居浜市長 佐々木 龍

(乙) 新居浜市上泉町12番1号
株式会社マルナカ新居浜本店
店 長 岩 田 吉 史

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ若水店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
 - （2）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
 - （3）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項についても、相互に応急救援活動について協力を要請することができる。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があった場合、相互に可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては若水店店長又はこれに準ずる者とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙の店舗に変更があった場合等には甲及び乙で協議する。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月21日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市若水町二丁目6番5号
株式会社マルナカ若水店
店長 妹尾 信之

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ久保田店（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の掲げる応急救援活動について、その協力を要請することができる。

- （1）乙が所有する店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
 - （2）乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
 - （3）乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。
- 2 甲及び乙は、前項に定めのない事項についても、相互に応急救援活動について協力を要請することができる。
- 3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があった場合、相互に可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者等）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては久保田店店長又はこれに準ずる者とする。

- 2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙の店舗に変更があった場合等には甲及び乙で協議する。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月21日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市久保田町一丁目7番20号
株式会社マルナカ久保田店
店長 水原 良幸

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と 株式会社ママイ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の掲げる応急救援活動について、協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する店舗（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、飲料水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項についても、相互に応急救援活動について協力を要請することができる。

3 甲及び乙は、前2項の規定による要請があった場合、相互に可能な範囲において、その要請に応じるものとする。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項及び第2項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては開発部担当者とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙の店舗に変更があった場合等には甲及び乙で協議する。

(疑義等の決定)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 7月 1日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 愛媛県四国中央市上分町442番1
株式会社 ママイ
代表取締役 後藤 隆彦

災害時における被災者に対する応急救援活動の協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と 株式会社フジ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救援活動の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙が所有する「フジグラン新居浜」「パーティ・フジ東田」「パーティ・フジ本郷」「パーティ・フジ新居浜駅前」（以下「乙の店舗」という。）において、被災者に対し、避難場所、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対する食料、生活物資等の集積する場所を可能な範囲で提供すること。

2 甲、乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（協力の要請手続）

第3条 前条第1項の規定による甲の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災安全担当課長、乙においては乙の店舗の店長とする。

2 甲、乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等についてあらかじめ協議し定めておくものとする。

（経費の負担）

第5条 第2条第1項第3号及び同条第2項に規定する応急救急活動の実施に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議して決定するものとし、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に甲が支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 甲、乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成23年11月1日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲、乙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間延長されたものとし、以後の期間についてもまた同様とする。

(疑義等の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月1日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 佐々木 龍

乙 松山市宮西一丁目2番1号
株式会社 フジ
代表取締役 尾崎 英雄

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

愛媛県立新居浜特別支援学校（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が甲を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜特別支援学校
体育館、運動場
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、

必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による積極的な協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、特別支援学校長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 7月 1日

(甲) 新居浜市本郷三丁目1番5号
愛媛県立新居浜特別支援学校
校長 印南 扶美恵

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

愛媛県立新居浜特別支援学校川西分校（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が甲を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）肢体不自由者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）新居浜特別支援学校川西分校

多目的室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、特別支援学校川西分校長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不相当又はそ

の必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月1日

(甲) 新居浜市本郷三丁目1番5号
愛媛県立新居浜特別支援学校
校長 印南 扶美恵

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 新居浜市障がい者福祉センター（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）肢体不自由者
- （2）視覚障がい者
- （3）聴覚・言語障がい者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜市障がい者福祉センター
本館会議室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、障がい者福祉センター所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

(甲) 新居浜市高木町2番60号
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 鈴木 暉三弘

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 新居浜市総合福祉センター（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）肢体不自由者
- （2）視覚障がい者
- （3）聴覚・言語障がい者
- （4）内部障がい者
- （5）精神障がい者
- （6）知的障がい者
- （7）難病患者
- （8）その他、災害時に避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜市総合福祉センター
2階 教養娯楽室、研修室1、研修室2、4階 入浴実習室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。
- 3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う

ものとする。

(1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交

換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、総合福祉センター所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

(甲) 新居浜市高木町2番60号
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 鈴木 暉三弘

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人すいよう会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 障害者グループホームすいよう（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）知的障がい者（児）

（2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）障害者グループホームすいよう

居室、面談室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、

乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、すいよう作業所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生

しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市郷四丁目9番43号
社会福祉法人すいよう会
理事長 渡辺 由美子

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人わかば会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙がわかば共同作業所、わかば第2作業所及び障がい者支援施設くすのき園（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）わかば共同作業所
作業室
- （2）わかば第2作業所
多目的ホール
- （3）障がい者支援施設くすのき園
多目的ホール
- （4）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、わかば共同作業所施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市船木長野甲 741 番地 1
社会福祉法人わかば会
理 事 長 山口 信二

(乙) 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人新居浜愛育会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 指定障害者支援施設まさき育成園（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）指定障害者支援施設まさき育成園
訓練作業室、研修室、ボランティア室、会議室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、

必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、まさき育成園施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市大生院 1686 番地
社会福祉法人新居浜愛育会
理事長 渡邊 謙

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人花咲会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が どんでんどん及びつぼみ（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）精神障がい者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）どんでんどん

作業場、相談事業所

（2）つぼみ

作業場

（3）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、花咲会防火管理責任者

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市下泉町二丁目7番25号
社会福祉法人花咲会
理事長 藤田 五郎

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人三恵会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 障害者支援施設あゆみ苑（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）身体障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

障害者支援施設あゆみ苑

作業・日常生活動作訓練室、和室、食堂兼談話室、一般入浴室、脱衣室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、

乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、あゆみ苑施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生

しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市西の土居町二丁目8番12号
社会福祉法人三恵会
理事長 太田 恵理子

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

適用 新居浜特別支援学校（川西分校含む）、社会福祉協議会、三恵会、すいよう会、わかば会、
新居浜愛育会、花咲会

別記様式（施設等使用許可申請書）

施設等使用許可申請書

年 月 日

施設長又は代表者 様

住所
申請人
氏名 印

上記のことについて、次のとおり申請いたします。

使用目的	
使用許可物件又は使用施設	
使用期間 または日時	年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時まで
責任者	住所
	氏名
備考	

----- 切取線 -----

施設等使用許可証

年 月 日

住所

氏名 ----- 様

施設長又は代表者 印

年 月 日付施設等使用の件は許可します。

使用期間	年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時
使用物件又は設備	使用条件

大規模地震等の災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

創価学会愛媛県事務局（以下、「甲」という。）と新居浜市（以下、「乙」という。）は、大規模地震などの災害時における地域住民の緊急避難のため、甲が創価学会新居浜文化会館（以下、「施設」という。）の一部を一時避難所として提供する協定を、次のとおり締結する。

（一時避難所の定義）

第1条 本協定書にいう一時避難所とは、大規模地震等の災害時に乙が指定する一時的な避難所のことをいい、あくまでも緊急時の対応に限定したものである。したがって、災害初動時を過ぎた場合は、乙が避難者を乙が開設する指定避難所へ移動させる。

（施設提供の開始）

第2条 大規模地震等の災害が発生し、乙より甲に対し施設提供の要請があった場合に、甲は避難者の安全確保のため、施設の被害状況を確認し提供の可否を判断した後、乙に連絡するものとする。甲は、被害状況によっては、二次災害を防ぐため施設を提供しない場合がある。また、いかなる場合も、乙は、施設を無許可で使用しない。

（施設の使用範囲・収容可能人数）

第3条 施設の安全な使用のため、施設内で一時避難所として使用する範囲、並びに収容人数を予め以下のとおり定め、乙は、その範囲で適切な使用を心がけるものとする。

施設 1階 薫風の間 78名 、 2階 広宣の間 136名

（施設の運営）

第4条 施設の運営は、甲が指揮権限を持つ。甲は、乙と協議の上、運営本部を設置し運営方法を適宜協議する。

（甲が施設を利用しているときに災害が発生した場合の措置）

第5条 甲の会員が施設を使用中に災害が発生した場合は、在館者の避難所としての利用を優先する。この場合、施設内の状況を考慮し、甲乙は避難者の収容人数等を協議、調整するものとする。

（施設からの退去）

第6条 大規模地震等の災害時の緊急時の対応を必要としなくなった場合、または発生後7日以内を目途に、甲乙協議の上、施設提供の終了を判断する。施設提供が終了し

た場合、乙は避難者に対し、施設から乙が開設する指定避難所に移動するよう指示する。

(施設の原状回復)

第7条 乙は、甲の許可なく、甲の施設の造作、模様替え等を行わない。また、乙は甲の施設または備品を乙の責に帰すべき事由によって汚損、破壊、滅失したとき、または甲に無断で施設の現状を変更したときは、乙は施設退去後すみやかに、乙の負担により原状回復しなければならない。

(施設運営責任者)

第8条 施設提供の開始および運営についての協議は、いずれも原則として甲乙の施設運営責任者を通じて行うものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、被災時に備えた円滑な運営のため、必要に応じ協議の場を持ち、本協定を確認し、施設運営責任者名簿の交換、緊急連絡体制の確認などを行う。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 2月19日

甲 愛媛県伊予郡砥部町高尾田275番1
創価学会 愛媛県事務局
事務局長 新田 人詩

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

愛媛県立新居浜特別支援学校（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が甲を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜特別支援学校
体育館、運動場
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、

必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による積極的な協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、特別支援学校長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 7月 1日

(甲) 新居浜市本郷三丁目1番5号
愛媛県立新居浜特別支援学校
校長 印南 扶美恵

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

愛媛県立新居浜特別支援学校川西分校（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が甲を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）肢体不自由者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）新居浜特別支援学校川西分校

多目的室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、特別支援学校川西分校長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不相当又はそ

の必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月1日

(甲) 新居浜市本郷三丁目1番5号
愛媛県立新居浜特別支援学校
校長 印南 扶美恵

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 新居浜市障がい者福祉センター（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）肢体不自由者
- （2）視覚障がい者
- （3）聴覚・言語障がい者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜市障がい者福祉センター
本館会議室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、障がい者福祉センター所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

(甲) 新居浜市高木町2番60号
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 鈴木 暉三弘

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 新居浜市総合福祉センター（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）肢体不自由者
- （2）視覚障がい者
- （3）聴覚・言語障がい者
- （4）内部障がい者
- （5）精神障がい者
- （6）知的障がい者
- （7）難病患者
- （8）その他、災害時に避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜市総合福祉センター
2階 教養娯楽室、研修室1、研修室2、4階 入浴実習室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。
- 3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う

ものとする。

(1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交

換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、総合福祉センター所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

(甲) 新居浜市高木町2番60号
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 鈴木 暉三弘

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人すいよう会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 障害者グループホームすいよう（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）知的障がい者（児）

（2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）障害者グループホームすいよう

居室、面談室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、

乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、すいよう作業所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生

しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市郷四丁目9番43号
社会福祉法人すいよう会
理事長 渡辺 由美子

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人わかば会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙がわかば共同作業所、わかば第2作業所及び障がい者支援施設くすのき園（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）わかば共同作業所
作業室
- （2）わかば第2作業所
多目的ホール
- （3）障がい者支援施設くすのき園
多目的ホール
- （4）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、わかば共同作業所施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市船木長野甲 741 番地 1
社会福祉法人わかば会
理 事 長 山口 信二

(乙) 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人新居浜愛育会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 指定障害者支援施設まさき育成園（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）指定障害者支援施設まさき育成園
訓練作業室、研修室、ボランティア室、会議室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、

必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、まさき育成園施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市大生院 1686 番地
社会福祉法人新居浜愛育会
理 事 長 渡 邊 謙

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人花咲会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が どんでんどん及びつぼみ（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）精神障がい者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）どんでんどん

作業場、相談事業所

（2）つぼみ

作業場

（3）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、花咲会防火管理責任者

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市下泉町二丁目7番25号
社会福祉法人花咲会
理事長 藤田 五郎

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人三恵会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 障害者支援施設あゆみ苑（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）身体障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

障害者支援施設あゆみ苑

作業・日常生活動作訓練室、和室、食堂兼談話室、一般入浴室、脱衣室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、

乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、あゆみ苑施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生

しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市西の土居町二丁目8番12号
社会福祉法人三恵会
理事長 太田 恵理子

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

適用 新居浜特別支援学校（川西分校含む）、社会福祉協議会、三恵会、すいよう会、わかば会、
新居浜愛育会、花咲会

別記様式（施設等使用許可申請書）

施設等使用許可申請書

年 月 日

施設長又は代表者 様

住所
申請人
氏名 ⑩

上記のことについて、次のとおり申請いたします。

使用目的	
使用許可物件又は使用施設	
使用期間 または日時 年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時まで	
責 任 者	住所
	氏名
備考	

----- 切 取 線 -----

施設等使用許可証

年 月 日

住所
氏名 ----- 様

施設長又は代表者

⑩

年 月 日付施設等使用の件は許可します。

使用期間 年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時	
使用物件又は設備	使用条件

災害発生時における新居浜市と新居浜市内郵便局の協力に関する協定

愛媛県新居浜市(以下「甲」という。)と新居浜市内郵便局(以下「乙」という。)は、新居浜市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

(定義)

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

(協力要請)

第2条 甲及び乙は、新居浜市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む必要な事項

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 新居浜市市民部防災安全課長

乙 日本郵便株式会社 新居浜郵便局 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年7月 日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月21日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 新居浜市繁本町3番2号
新居浜市内郵便局代表
日本郵便株式会社新居浜郵便局長

新居浜市内郵便局

郵便番号	住所	郵便局名
792-8799	新居浜市繁本町 3-2	新居浜郵便局
792-0862	新居浜市沢津町 2-11-21	新居浜沢津郵便局
792-0802	新居浜市新須賀町 2-10-7	グラン楠通り郵便局
792-0803	新居浜市平形町 7-2	新居浜平形町郵便局
792-0812	新居浜市坂井町 2-4-23	新居浜駅前郵便局
792-0856	新居浜市船木甲 4412-2	新居浜船木郵便局
792-0872	新居浜市垣生 4-13-4	新居浜垣生郵便局
792-0888	新居浜市田の上 1-1-38	新居浜郷郵便局
792-0891	新居浜市大島 47-2	新居浜大島郵便局
792-0824	新居浜市上泉町 1-33	泉川郵便局
792-0890	新居浜市楠崎 1-6-35	多喜浜郵便局
792-0823	新居浜市外山町 2-5	新居浜外山郵便局
792-0017	新居浜市若水町 2-5-41	新居浜若水郵便局
792-0026	新居浜市久保田町 3-7-28	新居浜久保田郵便局
792-0003	新居浜市新田町 3-2-24	新居浜新田郵便局
792-0002	新居浜市磯浦町 1-1	新居浜磯浦郵便局
792-0007	新居浜市前田町 15-1	新居浜前田郵便局
792-0011	新居浜市西原町 3-1-11	新居浜西原町郵便局
792-0044	新居浜市中村 1-7-14	新居浜中村郵便局
792-0050	新居浜市萩生 1156-5	新居浜萩生郵便局
792-0841	新居浜市中筋町 1-16-12	新居浜山根郵便局
792-0021	新居浜市泉宮町 2-38	新居浜泉宮郵便局
799-0650	新居浜市別子山甲 470-2	別子郵便局

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

愛媛県立新居浜特別支援学校（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が甲を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜特別支援学校
体育館、運動場
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、

必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による積極的な協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、特別支援学校長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 7月 1日

(甲) 新居浜市本郷三丁目1番5号
愛媛県立新居浜特別支援学校
校長 印南 扶美恵

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

愛媛県立新居浜特別支援学校川西分校（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が甲を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）肢体不自由者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）新居浜特別支援学校川西分校

多目的室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、特別支援学校川西分校長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不相当又はそ

の必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月1日

(甲) 新居浜市本郷三丁目1番5号
愛媛県立新居浜特別支援学校
校長 印南 扶美恵

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 新居浜市障がい者福祉センター（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）肢体不自由者
- （2）視覚障がい者
- （3）聴覚・言語障がい者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜市障がい者福祉センター
本館会議室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、障がい者福祉センター所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

(甲) 新居浜市高木町2番60号
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 鈴木 暉三弘

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 新居浜市総合福祉センター（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）肢体不自由者
- （2）視覚障がい者
- （3）聴覚・言語障がい者
- （4）内部障がい者
- （5）精神障がい者
- （6）知的障がい者
- （7）難病患者
- （8）その他、災害時に避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜市総合福祉センター
2階 教養娯楽室、研修室1、研修室2、4階 入浴実習室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う

ものとする。

(1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交

換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、総合福祉センター所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

(甲) 新居浜市高木町2番60号
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 鈴木 暉三弘

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人すいよう会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 障害者グループホームすいよう（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）障害者グループホームすいよう
居室、面談室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。
- 3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

- 4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、

乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、すいよう作業所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生

しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市郷四丁目9番43号
社会福祉法人すいよう会
理事長 渡辺 由美子

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人わかば会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙がわかば共同作業所、わかば第2作業所及び障がい者支援施設くすのき園（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）わかば共同作業所
作業室
- （2）わかば第2作業所
多目的ホール
- （3）障がい者支援施設くすのき園
多目的ホール
- （4）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、わかば共同作業所施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市船木長野甲 741 番地 1
社会福祉法人わかば会
理 事 長 山口 信二

(乙) 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人新居浜愛育会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 指定障害者支援施設まさき育成園（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）指定障害者支援施設まさき育成園
訓練作業室、研修室、ボランティア室、会議室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、

必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、まさき育成園施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市大生院 1686 番地
社会福祉法人新居浜愛育会
理 事 長 渡 邊 謙

(乙) 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人花咲会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が どんでんどん及びつぼみ（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）精神障がい者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）どんでんどん

作業場、相談事業所

（2）つぼみ

作業場

（3）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、花咲会防火管理責任者

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市下泉町二丁目7番25号
社会福祉法人花咲会
理事長 藤田 五郎

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人三恵会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 障害者支援施設あゆみ苑（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）身体障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

障害者支援施設あゆみ苑

作業・日常生活動作訓練室、和室、食堂兼談話室、一般入浴室、脱衣室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、

乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、あゆみ苑施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生

しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市西の土居町二丁目8番12号
社会福祉法人三恵会
理事長 太田 恵理子

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

適用 新居浜特別支援学校（川西分校含む）、社会福祉協議会、三恵会、すいよう会、わかば会、
新居浜愛育会、花咲会

別記様式（施設等使用許可申請書）

施設等使用許可申請書

年 月 日

施設長又は代表者 様

住所
申請人
氏名 印

上記のことについて、次のとおり申請いたします。

使用目的	
使用許可物件又は使用施設	
使用期間 または日時 年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時まで	
責任者	住所
	氏名
備考	

----- 切取線 -----

施設等使用許可証

年 月 日

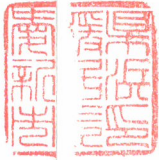
住所
氏名 ----- 様

施設長又は代表者

印

年 月 日付施設等使用の件は許可します。

使用期間 年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時	
使用物件又は設備	使用条件



特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

新居浜市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「特設公衆電話」という。)の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域に通信不能が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 甲は、特設公衆電話の設置に際し、甲が所有する屋内配線が利用可能な場合においては、乙に対し利用を認めることとする。

3 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。

なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決

定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転、廃止等)

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に別紙2に定める様式にて報告しなければならない。

(定期試験の実施)

第7条 甲および乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙3に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲および乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

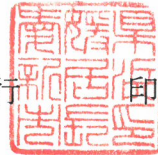
第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成27年 10月 6 日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
新居浜市長

石川 勝行 印



乙 愛媛県松山市一番町四丁目3番地
西日本電信電話株式会社
愛媛支店長

三ッ矢 高章 印



新居浜市 特設公衆電話設置避難所一覧

整理番号	重要	避難所名称		所在地		特設公衆電話の希望設置場所		既設の電話番号	収容人員(人)	面積(m ²)	海拔(m)	連絡先		
		避難所名称	〇〇小学校体育館	町名	丁目・番地・号	特設公衆電話の希望設置場所	体育館正面入口の左側					担当者名	電話番号	メールアドレス
記入例	●	〇〇小学校体育館	〇〇町		2丁目3番1号		職員室	×××-×××××	150	300	15	新居浜 太郎	×××-×××××	△△@×××.××
1	●	新居浜小学校	新須賀町		三丁目1番58号		職員室	0897-37-3061	2,351	4,702	3.5	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
2	●	宮西小学校	宮西町		5番56号		職員室	0897-33-8940	2,356	4,712	3.1	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
3	●	金子小学校	久保田町		一丁目3番57号		職員室	0897-37-2221	3,304	6,608	5.9	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
4	●	金栄小学校	西の土居町		一丁目5番1号		職員室	0897-37-2313	2,339	4,798	10.4	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
5	●	惣開小学校	王子町		1番3号		職員室	0897-37-3401	2,447	4,895	4.8	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
6	●	若宮小学校	新田町		一丁目8番56号		職員室	0897-32-3987	1,571	3,143	2.5	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
7	●	高津小学校	宇高町		二丁目13番7号		職員室	0897-37-3754	4,000	8,001	4.6	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
8	●	浮島小学校	八幡		二丁目2番65号		職員室	0897-33-1020	2,139	4,278	2.5	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
9	●	垣生小学校	垣生		一丁目5番38号		職員室	0897-45-0186	1,765	3,531	2.0	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
10	●	神郷小学校	神郷		一丁目1番1号		職員室	0897-45-0082	3,410	6,820	5.5	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
11	●	多喜浜小学校	多喜浜		五丁目7番27号		職員室	0897-45-0142	1,969	3,939	1.6	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
12	●	泉川小学校	岸の上町		一丁目13番68号		職員室	0897-43-4145	3,652	7,305	29.5	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
13	●	船木小学校	船木		4299番地の1		職員室	0897-41-6260	2,478	4,956	65.5	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
14	●	中萩小学校	中萩町		6番61号		職員室	0897-41-6225	4,436	8,873	54.0	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
15	●	大生院小学校	大生院		1070番地の1		職員室	0897-41-6627	1,947	3,894	57.0	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
16	●	角野小学校	中筋町		二丁目7番10号		職員室	0897-43-7141	3,616	7,233	58.0	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
17	●	北中学校	宮西町		5番81号		職員室	0897-33-9135	2,567	5,114	3.5	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
18	●	南中学校	庄内町		二丁目4番47号		職員室	0897-37-0310	2,930	5,861	13.8	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
19	●	西中学校	江口町		7番1号		職員室	0897-37-2021	2,838	5,676	2.2	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
20	●	東中学校	東雲町		一丁目4番23号		職員室	0897-37-1294	3,157	6,315	7.1	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
21	●	川東中学校	神郷		二丁目4番1号		職員室	0897-45-0180	3,600	7,201	20.3	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
22	●	泉川中学校	星原町		7番8号		職員室	0897-43-5800	2,705	5,410	35.3	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
23	●	船木中学校	船木		3754番地の1		職員室	0897-41-6347	2,306	4,613	66.4	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
24	●	中萩中学校	中萩町		13番31号		職員室	0897-43-5131	2,948	5,896	67.5	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
25	●	大生院中学校	大生院		1070番地の2		職員室	0897-41-6927	2,105	4,211	58.7	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
26	●	角野中学校	宮原町		11番51号		職員室	0897-43-6108	2,939	5,878	45.8	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp
27	●	別子山小・中学校	別子山甲		358番地		職員室	0897-64-2167	1,310	2,621	582.0	高橋 直樹	0897-65-1282	n12233@city.nihama.lg.jp

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第7条に基づく定期試験は下記のとおりとする。

試験名	実施手順
I. NTT西日本による回線試験(1回/年)	<p>①NTT西日本から特設公衆電話の電気通信回線(モジュラージャックまで)の回線試験を実施する。</p> <p>②回線に異常が確認された場合は、NTT西日本が修理を実施する。</p>
II. 自治体様による通話試験(1回/年)	<p>①各避難所にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体内の部署等に電話をかけ、正常に通話ができるかの確認を実施する。</p> <p>②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、NTT西日本故障受付部門へ連絡する。</p>

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

愛媛県立新居浜特別支援学校（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が甲を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜特別支援学校
体育館、運動場
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、

必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による積極的な協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、特別支援学校長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 7月 1日

(甲) 新居浜市本郷三丁目1番5号
愛媛県立新居浜特別支援学校
校長 印南 扶美恵

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

愛媛県立新居浜特別支援学校川西分校（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が甲を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）肢体不自由者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）新居浜特別支援学校川西分校

多目的室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、特別支援学校川西分校長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不相当又はそ

の必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月1日

(甲) 新居浜市本郷三丁目1番5号
愛媛県立新居浜特別支援学校
校長 印南 扶美恵

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 新居浜市障がい者福祉センター（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）肢体不自由者
- （2）視覚障がい者
- （3）聴覚・言語障がい者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜市障がい者福祉センター
本館会議室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、障がい者福祉センター所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

(甲) 新居浜市高木町2番60号
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 鈴木 暉三弘

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 新居浜市総合福祉センター（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）肢体不自由者
- （2）視覚障がい者
- （3）聴覚・言語障がい者
- （4）内部障がい者
- （5）精神障がい者
- （6）知的障がい者
- （7）難病患者
- （8）その他、災害時に避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）新居浜市総合福祉センター
2階 教養娯楽室、研修室1、研修室2、4階 入浴実習室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行う

ものとする。

(1) 災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交

換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、総合福祉センター所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年9月1日

(甲) 新居浜市高木町2番60号
社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会
会長 鈴木 暉三弘

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人すいよう会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 障害者グループホームすいよう（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）障害者グループホームすいよう
居室、面談室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、

乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、すいよう作業所長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生

しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市郷四丁目9番43号
社会福祉法人すいよう会
理事長 渡辺 由美子

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人わかば会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙がわかば共同作業所、わかば第2作業所及び障がい者支援施設くすのき園（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）わかば共同作業所
作業室
- （2）わかば第2作業所
多目的ホール
- （3）障がい者支援施設くすのき園
多目的ホール
- （4）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

(使用期間)

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、わかば共同作業所施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市船木長野甲 741 番地 1
社会福祉法人わかば会
理 事 長 山口 信二

(乙) 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人新居浜愛育会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 指定障害者支援施設まさき育成園（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

- （1）知的障がい者（児）
- （2）発達障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

- （1）指定障害者支援施設まさき育成園
訓練作業室、研修室、ボランティア室、会議室
- （2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- （1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- （2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、

必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、まさき育成園施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市大生院 1686 番地
社会福祉法人新居浜愛育会
理 事 長 渡 邊 謙

(乙) 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人花咲会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が どんでんどん及びつぼみ（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）精神障がい者

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1）どんでんどん

作業場、相談事業所

（2）つぼみ

作業場

（3）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、花咲会防火管理責任者

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市下泉町二丁目7番25号
社会福祉法人花咲会
理事長 藤田 五郎

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人三恵会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が 障害者支援施設あゆみ苑（以下「甲施設」という。）を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「災害時要援護者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）身体障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

障害者支援施設あゆみ苑

作業・日常生活動作訓練室、和室、食堂兼談話室、一般入浴室、脱衣室

（2）その他、特に災害時要援護者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1）災害時要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2）身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、

乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、災害時要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、災害時要援護者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、災害時要援護者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、あゆみ苑施設長

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生

しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年1月1日

(甲) 新居浜市西の土居町二丁目8番12号
社会福祉法人三恵会
理事長 太田 恵理子

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

適用 新居浜特別支援学校（川西分校含む）、社会福祉協議会、三恵会、すいよう会、わかば会、新居浜愛育会、花咲会

別記様式（施設等使用許可申請書）

施設等使用許可申請書

年 月 日

施設長又は代表者 様

住所
申請人
氏名 印

上記のことについて、次のとおり申請いたします。

使用目的	
使用許可物件又は使用施設	
使用期間 または日時 年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時まで	
責任者	住所
	氏名
備考	

----- 切取線 -----

施設等使用許可証

年 月 日

住所
氏名 ----- 様

施設長又は代表者 印

年 月 日付施設等使用の件は許可します。

使用期間 年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時	
使用物件又は設備	使用条件

災害時における福祉避難所としての使用に関する覚書

社会福祉法人 はびねす福祉会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間に、乙が ハビリテールディングセンター *v i v r e* を福祉避難所としてあらかじめ指定し、災害時に使用することについて、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により避難行動要支援者が避難を余儀なくされた場合に、甲施設を福祉避難所として乙が使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において「避難行動要支援者」とは、次に掲げる者のうち、災害時における避難生活が困難であり、何らかの支援が必要な者をいう。

（1）重症心身障がい者（児）

（使用設備等の内容）

第3条 乙が災害時に福祉避難所として使用できる設備等は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲内において、次のとおりとする。

（1） ハビリテールディングセンター *v i v r e*
避難スペース

（2） その他、特に避難行動要支援者の支援に必要と認められるもので、乙が甲に承諾を得た設備等

（申請及び許可）

第4条 乙は、甲施設を使用する場合において、事前に施設等使用許可申請書（別記様式）を甲に提出し、許可を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話等により使用を申請し、後日申請書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定により申請を受けたときは、甲施設の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可するものとする。

3 乙は、施設の使用について甲に申請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

（1） 避難行動要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

（2） 身元引受人の氏名、連絡先等

4 甲は、前項において知り得た個人情報を目的外に使用してはならない。

（使用期間）

第5条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とするものとする。ただし、必要により甲、乙協議の上、開設期間を延長することができる。また、使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第6条 乙は、甲施設を使用するにあたっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第7条 乙は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第8条 乙は、避難行動要支援者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、避難行動要支援者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、避難行動要支援者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第10条 乙は、甲施設の使用にあたっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取り消し)

第11条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取り消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第13条 この覚書に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

(1) 甲においては、管理者

(2) 乙においては、地域福祉課長

(有効期限)

第14条 この覚書は、甲施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲乙が協議し、甲施設が避難施設として不適當又はそ

の必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 甲は、甲施設の形状変更等により避難施設として用件を欠く事由が発生した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定めのない事項については、新居浜市地域防災計画の内容に従い、甲乙協議し定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この本通2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成29年1月4日

(甲) 新居浜市若水町一丁目9番13号
社会福祉法人 はびねす福祉会
理事長 長野 文彦

(乙) 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

別記様式（施設等使用許可申請書）

施設等使用許可申請書

年 月 日

社会福祉法人 はびねす福祉会 理事長 殿

住所新
申請人
氏名 ⑩

上記のことについて、次のとおり申請いたします。

使用目的	
使用許可物件又は使用施設	
使用期間 または日時 年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時まで	
責 任 者	住所
	氏名
備考	

----- 切 取 線 -----

施設等使用許可証

年 月 日

住所

氏名

様

社会福祉法人 はびねす福祉会 理事長



年 月 日付施設等使用の件は許可します。

使用期間 年 月 日 午前 時～ 年 月 日 午後 時	
使用物件又は設備	使用条件

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

社会福祉法人 三恵会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年9月25日

甲 愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号

社会福祉法人 三恵会

理事長 太田 恵理子

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	介護老人福祉施設 きぼうの苑	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号
2	通所介護事業所 きぼうの苑	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号
3	短期入所生活介護事業所 きぼうの苑	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番12号
4	介護老人福祉施設 ハートランド三恵	愛媛県新居浜市菟生17番地
5	通所介護事業所 ハートランド三恵	愛媛県新居浜市菟生17番地
6	短期入所生活介護事業所 ハートランド三恵	愛媛県新居浜市菟生17番地
7	介護老人福祉施設 ハートランド三恵南館	愛媛県新居浜市菟生17番地
8	老人保健施設（短期入所療養介護） リハビリステーション三恵荘	愛媛県新居浜市菟生67番地の60
9	老人保健施設（介護老人保健施設） リハビリステーション三恵荘	愛媛県新居浜市菟生67番地の60
10	ユニット型短期入所生活介護事業所 うみかぜ	愛媛県新居浜市阿島一丁目7番20号
11	ユニット型地域密着型介護老人福祉施設 うみかぜ	愛媛県新居浜市阿島一丁目7番20号
12	グループホームかがやき	愛媛県新居浜市阿島一丁目7番20号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

社会福祉法人 はびねす福祉会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。
2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。
2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号

社会福祉法人 はびねす福祉会

理事長 長野 文彦

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	高齢者保健福祉総合施設 (介護老人福祉施設 若水館)	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号
2	高齢者保健福祉総合施設 (介護老人保健施設 若水ケアセンター)	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号
3	高齢者在宅複合施設 プラチナガーデン	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号
4	特別養護老人ホーム プラチナプレイス	愛媛県新居浜市一宮町二丁目6番72号
5	地域密着型介護老人福祉施設 シニアリビング八雲ガーデン	愛媛県新居浜市八雲町8番24号
6	介護老人福祉施設 豊園荘	愛媛県新居浜市船木甲2216番地の29

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

社会福祉法人 宝集会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市荷内町6番21号

社会福祉法人 宝集会

理事長 井下 堅

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	小規模多機能施設 宝寿園	愛媛県新居浜市荷内町6番21号
2	軽費老人ホーム（A型）宝寿園	愛媛県新居浜市荷内町2番21号
3	小規模特別養護老人ホーム 宝閑荘	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地の91
4	デイサービス しずか	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地の91
5	グループホーム 集い	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地86

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 ペアレンツ（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市高田二丁目5番63号

株式会社 ペアレンツ

代表取締役 白石 修

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	デイサービス子馬	愛媛県新居浜市高田二丁目5番63号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

医療法人社団 久和会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市喜光地町一丁目13番29号

医療法人社団 久和会

理事長 井内 久美子

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	介護老人保健施設 ふなき久和園	愛媛県新居浜市船木甲 3 6 5 6 番地 8
2	短期入所療養介護 ふなき久和園	愛媛県新居浜市船木甲 3 6 5 6 番地 8
3	通所リハビリテーション ふなき久和園	愛媛県新居浜市船木甲 3 6 5 6 番地 8
4	グループホーム 桜	愛媛県新居浜市船木甲 3 6 5 6 番地 8
5	グループホーム たちばな	愛媛県新居浜市宮原町 4 番 3 号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 お茶屋の里（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番23号

株式会社 お茶屋の里

代表取締役 喜井 寛之

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	デイサービスセンターお茶屋	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番23号
2	グループホーム上の茶屋	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番15号
3	グループホームはなれ茶屋	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番21号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 さわやか倶楽部（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目10番10号

内山第20ビル

株式会社 さわやか倶楽部

代表取締役 内山 文治

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	特定施設入居者生活介護 さわやか新居浜館	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77
2	さわやか新居浜館 ショートステイ	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77
3	さわやか新居浜館 デイサービスセンター	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 セイフティー東予（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市光明寺一丁目甲607番地4

株式会社 セイフティー東予

代表取締役 加藤 晶子

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	デイサービス竹トンボ	愛媛県新居浜市落神町3番11号
2	グループホーム竹トンボ	愛媛県新居浜市落神町3番11号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 東雲精工（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番65号

株式会社 東雲精工

代表取締役 小野 敏行

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	デイサービスセンターゆとりーさ	愛媛県新居浜市東雲町二丁目6番65号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 東京ネバーランドえひめ（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号

東京ネバーランドビル

株式会社 東京ネバーランドえひめ

代表取締役 西山 修

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	デイサービスセンター ファイト えひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号 東京ネバーランドビル

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 悠遊社（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号

株式会社 悠遊社

代表取締役 寺河 駿

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	小規模多機能ホーム泉川	愛媛県新居浜市岸の上町一丁目12番28号
2	デイサービスセンターわっはっは	愛媛県新居浜市岸の上町一丁目10番40号
3	あすなろ北内 チヨの里	愛媛県新居浜市北内町一丁目2番26号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

社会福祉法人 すいよう会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市郷甲687番地

社会福祉法人 すいよう会

理事長 渡辺 由美子

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	指定通所介護事業所 アソカ園	愛媛県新居浜市郷三丁目16番58号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

社会福祉法人 ふたば会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市船木959番地3

社会福祉法人 ふたば会

理事長 新谷 敏治

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	介護老人福祉施設 ふたば荘	愛媛県新居浜市船木959番地3
2	特別養護老人ホーム ふたばの森	愛媛県新居浜市船木3101番地1

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブひと（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市中筋町一丁目9番42号
特定非営利活動法人 ワークーズ・コレクティブひと
理事長 村上 利香

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	グループホーム 夕日館	愛媛県新居浜市菟生2720番地の1
2	デイサービス でんでんむし	愛媛県新居浜市中西町3番20号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

有限会社 デイサービスセンターふれんど（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市萩生2896番地2

有限会社 デイサービスセンターふれんど

代表取締役 受川 貴美代

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	有限会社デイサービスセンターふれんど	愛媛県新居浜市萩生2896番地2

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

有限会社 ほほえみ（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2

有限会社 ほほえみ

代表取締役 片岡 吉信

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	グループホーム 微笑の家	愛媛県新居浜市船木字上長野甲581-2
2	グループホーム 微笑の家 なかむら	愛媛県新居浜市中村二丁目4番25号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

セントケア四国 株式会社（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 香川県高松市中新町11-1

アクア高松中新町ビル702号

セントケア四国 株式会社

代表取締役社長 川島 裕介

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	セントケア新居浜本郷	愛媛県新居浜市本郷一丁目3番24号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

ベストケア 株式会社（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県松山市中村二丁目7番33号

ベストケア 株式会社

代表取締役 高松 清

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	ベストケア・デイサービスセンター いずみ	愛媛県新居浜市星原町12番地46号
2	ベストケア・デイサービスセンター ひうち	愛媛県新居浜市泉池町11番11号
3	ベストケア・ショートステイ ひうち	愛媛県新居浜市泉池町11番11号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

愛媛医療生活協同組合（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県松山市来住町1091番地1

愛媛医療生活協同組合

理事長 谷井 実

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	(通所リハビリテーション) ◎ 新居浜協立病院	愛媛県新居浜市若水町一丁目7番45号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

医療法人 十全会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県新居浜市角野新田町一丁目1番28号

医療法人 十全会

理事長 太田 純二

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	グループホーム「むつみの家」	愛媛県新居浜市中萩町9番52号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 えひめメディコープ（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年11月26日

甲 愛媛県松山市来住町1091番地1

株式会社 えひめメディコープ

代表取締役 倉田 均

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	デイサービス花みずき	愛媛県新居浜市若水町二丁目7番4号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書の一部を変更する覚書

平成30年11月26日付けで甲と乙との間に締結した災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書（以下「原覚書」という。）の一部を次のとおり変更する。

原覚書別表中「デイサービス花みずき」を「小規模多機能ホーム はなみずき」に改める。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 愛媛県松山市来住町1091番地1
株式会社 えひめメディコープ
代表取締役 倉田 均

乙 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社 ゆうらり（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

甲 愛媛県新居浜市松木町4番25号

株式会社 ゆうらり

代表取締役 加藤 基

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	サービス付き高齢者向け住宅 ゆうらり昭和館	愛媛県新居浜市庄内町五丁目11番32号
2	デイサービスセンターゆうらり	愛媛県新居浜市庄内町五丁目11番32号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

社会福祉法人 香南会（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

4 甲は、対象者を介助する者(家族・支援者1名まで)については、対象者とともに福祉避難所に避難させる事が出来るものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交

換を行うものとする。なお、乙の担当課は介護福祉課とする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

甲 高知県香南市赤岡町1160番地1

社会福祉法人 香南会

理事長 橋本 信一

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	グループホーム けやきの里	愛媛県新居浜市大生院154番地3

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

新居浜医療福祉生活協同組合（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不適當又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成31年3月1日

甲 愛媛県新居浜市萩生1061番地

新居浜医療福祉生活協同組合

理事長 佐々木 龍

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	グループホーム 香り草	愛媛県新居浜市新田町二丁目8番24号
2	グループホーム あおぞら	愛媛県新居浜市南小松原町8番68号
3	あったかほーむ たかつ	愛媛県新居浜市高津町3番20号
4	垣生倶楽部	愛媛県新居浜市垣生四丁目3番35号
5	中萩診療所（通所リハビリテーション）	愛媛県新居浜市萩生1061番地
6	新田診療所（通所リハビリテーション）	愛媛県新居浜市新田町一丁目9番9号
7	高津診療所（通所リハビリテーション）	愛媛県新居浜市高津町3番20号
8	デイサービスセンター風のうた	愛媛県新居浜市萩生1061番地
9	デイサービスみんなの家	愛媛県新居浜市船木4620番地2
10	デイサービス風花	愛媛県新居浜市萩生1061番地
11	デイサービスセンターさくらんぼ	愛媛県新居浜市東雲町一丁目4番33号
12	デイサービスわいわいクラブ	愛媛県新居浜市高津町3番20号
13	デイサービスのんびりさん	愛媛県新居浜市桜木町8番37号

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書の一部を変更する覚書

平成30年11月26日付けで甲と乙との間に締結した災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書（以下「原覚書」という。）の一部を次のとおり変更する。

原覚書別表中「グループホーム あおぞら」の住所「新居浜市南小松原町8番68号」を「新居浜市桜木町15番15号」に改める。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 新居浜市萩生1061番地
新居浜医療福祉生活協同組合
理事長 佐々木 龍

乙 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する覚書

株式会社ソラスト（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、市内に地震、風水害等の災害が発生した場合における、高齢者及び要支援・要介護者であって特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）への避難援護について、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この覚書における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設又は医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（受入れの要請）

第3条 乙は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、甲に対し、被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 甲は、乙からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（指定する施設）

第4条 福祉避難所として指定する施設は、別表のとおりとする（以下「対象施設」という。）。

（手続）

第5条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行い、許可を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（守秘義務）

第6条 甲は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、乙以外の者に漏らしてはならない。

（対象者の移送）

第7条 乙の要請に基づき、甲が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、乙は必要に応じて施設に対して移送の協力を要請することができる。

2 前項の規定による移送が困難な場合は乙が行うものとする。

(使用期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、開設期間の延長をすることができる。

2 使用終了の際、乙は甲に対し終了日時等を記した文書をもって通知するものとする。

(原状変更の制限)

第9条 乙は、甲施設を使用するに当たっては、甲の承諾を得なければ甲施設の原状を変更することができないものとする。

(原状回復の義務)

第10条 乙は使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、甲施設を原状に復するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 乙は、対象者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 乙は、対象者に対し適切な介護等が行えるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

3 甲は、甲施設の本来業務に支障を来たさない範囲で、対象者の適切な介護等に対する、甲施設の職員による協力及び甲施設が所有している医薬材料等の物資の提供に努めるものとする。

(経費の負担)

第12条 乙は、福祉避難所の開設に伴う福祉避難所の管理運営に要する経費を負担するものとし、その経費の額は甲、乙協議の上、決定するものとする。ただし、甲が特に乙の経費負担の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(規則等の遵守)

第13条 乙は、甲施設の使用に当たっては、甲施設で定められている規則等を遵守しなければならない。

(許可の取消し)

第14条 甲が甲施設を公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき、又は乙がこの覚書に違反する行為があると認めるときは、甲は、使用許可を取り消すことができる。

2 甲は、乙に対し前項の規定による使用許可の取消しを行った場合、乙に生じた損失の補償を行わないものとする。

(情報の交換)

第15条 甲及び乙は、相互の状況及び協力要請事項等について、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(効力)

第16条 この覚書は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生しない限り有効とする。ただし、甲、乙協議し、対象施設が避難施設として不相当又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

2 乙は、対象施設の形状変更等により避難施設として要件を欠く事由が発生した場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(協議)

第17条 この覚書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、新居浜市地域防災計画の内容に従い、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 東京都港区港南1丁目7番18号

株式会社ソラスト

代表取締役 藤河 芳一

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

(別表)

福祉避難所協定締結施設

	施設名	所在地
1	グループホームソラストのりか新居浜	愛媛県新居浜市萩生131番地80

消防業務協定

(目 的)

第1条 この協定は、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」(昭和43年3月29日)に基づき、船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の火災について、新居浜市消防本部(以下「甲」という。)と新居浜海上保安署(以下「乙」という。)の業務の責任を明らかにするとともに、甲及び乙(以下「両者」という。)が相互に協力し、円滑な消火活動を行うことのほか、水難事故等における円滑な救助・救急活動等を行うことを目的とする。

(区 域)

第2条 この協定に基づく区域は新居浜市が管轄する沿岸、港湾及び河川とする。

(業務の調整)

第3条 次の各号に該当する船舶の消火活動は、主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁に係留された船舶
- (2) 上架又は入渠中の船舶
- (3) 河川における船舶

2 前項各号に掲げる以外の船舶の消火活動は、主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

3 甲の担任にかかる船舶が、火災発生後ふ頭若しくは岸壁を離れた場合又は、乙の担任にかかる船舶が、火災発生後ふ頭若しくは岸壁に係留した場合は、前2項の規定にかかわらず相互に協力して消火に努めるものとする。

4 水難事故等における救助・救急活動等は、両者がそれぞれ保有する器材及び人員等を活用し、相互に協力してこれを行うものとする。

5 新居浜市が管轄する島しょ部で災害等が発生した場合において、消火、救助及び救急活動等(以下「消防活動」という。)並びに甲の人員及び資機材の海上輸送について、乙に協力の要請をすることができる。

6 前各号に掲げる活動を行う場合において必要があるときは、両者協議のうえ合同指揮所を設けることができる。

(火災又は水難事故等の通報)

第4条 甲又は乙が、船舶の火災又は水難事故等を覚知した場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(火災原因等の調査)

第5条 船舶の火災の原因及び火災、消火等により受けた損害の調査は、両者が協議してこれを行うものとする。

(てん末の連絡)

第6条 甲又は乙が、単独で消防活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(消防活動に要した経費の負担)

第7条 消防活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(情報の交換)

第8条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第9条 大型タンカー等の事故の場合における消防活動を効果的に行うため、両者は地方防災会議等を活用して次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消防活動要領の作成

(3) 必要な器材、器具等の整備計画等の作成及びその実施の推進

(訓練・研修等)

第10条 両者は、協定区域における災害へ対応能力の向上を図るとともに、本協定の目的を達成するため、定期的に合同訓練・研修等を実施するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか、必要な事項があるときは、その都度両者が協議して定めるものとする。

(附 則)

1 この協定は、令和 2年 1月29日から効力を発するものとする。

2 船舶消防に関する相互応援協定(昭和48年12月15日)は廃止する。

上記の協定を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ各自その1通を所持するものとする。

令和 2年 1月29日

新居浜市消防本部
消防長 毛利 弘

新居浜海上保安署
署長 佐藤 正之

消防業務協定 申し合わせ事項

- 第1 この申し合わせ事項は、「消防業務協定（令和2年 1月29日締結）」に掲げる用語の意義を定めるものとする。
- 第2 第1条の水難事故等とは、第2条に規定する区域における事故の全てをいう。これにおいては、救助を要する者の存否は問わないものとする。
- 第3 第1条の救助・救急活動等とは、救助及び救急のほか、捜索、警戒防除、火災予防及びその他必要な活動をいい、新居浜海上保安署からの要請等に基づく第六管区海上保安部等が保有する回転翼航空機による救助・捜索活動等も含むものとする。
- 第4 第8条の情報の交換は、化学消火剤の備蓄状況等において変更が生じた場合に、情報を更新及び交換することをいい、当該行為は随時実施するものとする。
- 第5 第10条の研修は、各機関が保有する専門的知識及び技術を相互に提供することをいい、随時当該保有機関に対し申し込み実施するものとする。

東予広域消防相互応援協定書

(目 的)

第1条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、東予地区市町村及び消防にかかわる一部事務組合（以下「市町村等」という。）は、消防相互応援に関して協定を締結し、大規模火災、隣接火災、その他特殊災害（以下「災害」という。）の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害の軽減をはかり、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

(応援の区分)

第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分により消防隊、救急隊その他必要な人員、資機材（以下「応援隊等」という。）を相互に出動させ若しくは調達して応援するものとする。

- (1) 普通応援隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に発生地の市町村等の長の要請を待たずに行う応援
- (2) 特別応援市町村等の区域内に災害が発生した場合で発生地の市町村等の長の要請に基づいて行う応援

(特別応援の要請)

第3条 特別応援を要請する場合は、次の事項について、適当な方法で連絡し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3) 応援隊の集結場所及び誘導方法
- (4) その他

(応援隊等の派遣)

第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により当該市町村等の区域内の警備に支障のない範囲において行うものとする。

- (1) 普通応援は原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災の規模により適宜応援隊を増強するものとする。
- (2) 特別応援は、市町村等の長からの要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長
- (2) 応援隊等の規模
- (3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊に対する指揮は、受援地現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし応援隊の長を通じて行うことができたい場合は、直接指揮することができるものとする。

(報 告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ、及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費、燃料費、機械器具の破損修理費及び被服の補修費等は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし、資機材等（化学消火薬剤を含む）で、要請により調達、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食並びに燃料補給を要する場合は、受援市町村等において現物又は、金銭により負担するものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務又は出動、帰路途上（正規のルートによる）に負傷し、疾病にかかり若しくは、死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし災害地において行った救急治療の経費は、受援市町村等の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援業務遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援市町村等がその賠償の責に任ずる。ただし災害地への出動若しくは、帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 前各号以外の経費については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ負担区分を決定するものとする。

(資料の交換)

第8条 市町村等は、毎年4月1日現在の消防力に関する資料（別に定める様式）を交換するも

のとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めない事項又は、疑義が生じた事項については、その都度関係者協議のうえ決定するものとする。

(附 則)

1 この協定は 昭和55年1月1日から実施する。

昭和54年12月14日

協定者

宇摩地区広域市町村圏

組合理事会代表理事	篠永	善雄
川之江市長	石津	榮一
伊予三島市長	篠永	善雄
新宮村長	山下	幸雄
土居町長	安藤	彌壽男
別子山村長	近藤	道春
新居浜市長	泉	敬太郎
西条市長	伊藤	一
周桑事務組合長	河上	辰男
東予市長	河上	辰男
丹原町長	高須賀	勝太
小松町長	西	健次
今治地区事務組合長	羽藤	榮市
今治市長	羽藤	榮市
朝倉村長	武田	権一
玉川町長	越智	雪春
波方町長	瀬野	利太郎
大菊西町長	天野	信義
越智郡島部消防事務組合長	森松	孝一郎
吉海町長	渡辺	誠司
宮窪町長	渡邊	笹一
伯方町長	矢野	春夫
魚島村長	渡辺	誠司
弓削町長	佐伯	増夫
生名村長	益濱	薫
岩城村長	村上	麟祥
上浦町長	宮脇	英二
大関三島町長	松岡	久雄
前村長	菅	省三
	美藤	清文

広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、新居浜市、いの町、大川村、嶺北広域行政事務組合、仁淀消防組合（以下「協定市町村等」という。）の各市町村及び組合は、広域消防相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町村等の区域内における大規模火災、その他特殊災害（以下「災害」という。）で、応援活動を必要とする災害の発生に備え、協定市町村等の協力体制を確立し、その予防及び鎮圧に万全を期する事を目的とする。

（応援の種別）

第2条 この協定による応援は、次に掲げるとおりとする。

(1) 普通応援協定市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援協定市町村等の区域内に災害が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

（応援要請の方法）

第3条 前条第2号の応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し行うものとする。

(1) 災害の種別及び状況

(2) 災害の発生日時及び場所

(3) 応援隊の人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量

(4) 応援隊到着（誘導員）配置場所

(5) その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該市町村等の区域内の警備に支障の無い範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、次の事項を受援側の長に通報するものとする。

(1) 応援隊の長

(2) 応援隊の人員並びに機械器具、消火薬剤等の種別及び数量

(3) 出発時刻及び到着予定時刻

3 応援側の長は、応援隊を派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第5条 受援側の消防長及び消防団長は、到着場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、法第24条の6の規定に基づき、受援側の災害現場最高責任者が応援隊の長を通じてこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（報告）

第7条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を受援側の災害現場最高責任者に報告するものとする。

（費用の負担）

第8条 応援に要した費用の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する費用は応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理、応援隊員の死傷による災害補償等重要事項については当事者間において協議の上決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

（資料の交換）

第9条 協定市町村等は、協定の実施を円滑かつ適正にするための必要な資料を相互に交換するものとする。

（委任）

第10条 この協定の実施に必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防団長が協議の上定める。

（疑義の協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、協定市町村等が協議して決定するものとする。

附 則

（効力の発生）

1 この協定は、平成17年9月1日から効力を生ずる。

（協定の廃止）

2 広域消防相互応援協定（平成15年4月1日付け締結）は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、協定各市町村において記名押印の上各1通を保管する。

平成17年9月1日

新居浜市長

佐々木 龍

いの町長

塩田 始

大川村長

合田 司郎

嶺北広域行政事務組合管理者 今西 芳彦

仁淀消防組合長

塩田 始

高速自動車道（松山自動車道）に関する覚書

東予広域消防相互応援協定に基づき、宇摩地区広域市町村圏組合消防本部、新居浜市消防本部及び西条市消防本部（以下「協定消防本部」という。）は、高速自動車道（松山自動車道）の土居インターチェンジから新居浜インターチェンジ及びいよ西条インターチェンジまでの間における消防の応援に関し、次のとおり覚書を交換する。

1. 趣 旨
この覚書は、協定の運用に必要な事項を定めることを目的とする。
2. 出動消防隊等
協定に基づき出動する消防隊又は救急隊、（以下「消防隊等」という。）は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。
3. 担当区域
(1) 2において出動する消防隊等の出動区域は、別表のとおりとする。
(2) 事故発生場所及び内容等が不明確な場合は、(1)の規定にかかわらず協定消防本部の消防隊等が同時出動するものとする。
(3) 災害の規模若しくは、その他の理由により必要があるときは、別表によることなく相互に応援を要請することができる。
4. 消防業務の処理
(1) 消防業務の事務処理は、発災地を管轄する消防本部が行う。ただし救急事故の事務処理は、その救急事故を取り扱った消防本部が行う。
(2) 事故を覚知し出動したときは、直ちにその状況を相互に通報連絡するものとする。
(3) (1)の事務処理を行う場合において、一連の事務処理の一部を協定消防本部に依頼することができる。
(4) 3により出動した消防隊等の所属する消防長は、その消防活動を第1号様式によりすみやかに管轄消防長に通知するものとする。
5. 医療機関
(1) 協定消防本部は、管轄区内の医療機関の診療科目、所在地等について、その状況を相互に連絡し搬送業務の円滑化をはかるものとする。
(2) 受入医療機関への連絡は、出口インターチェンジ所在の消防機関がとるものとする。
6. 情報の交換
この覚書の適正な運用を期するために必要な消防情報を相互に交換する。
7. 無線通信
災害活動のため協定消防本部の消防隊等が出動した場合は、県内共通波を使用し相互連絡をとるものとする。
8. そ の 他
この覚書に定めない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協定消防本部の消防長が協議して定めるものとする。
9. 実施期日
この覚書は平成3年3月28日から実施する。
この覚書を証するために本書3通を作成し、関係者記名押印のうえ各1通を保管する。

平成3年2月13日

宇摩地区広域市町村圏組合 消防長 南 幸 寛
新居浜市消防本部 消防長 岡田 美喜雄
西条市消防本部 消防長 矢野 琴 邦

別 表

応援消防本部	上下線別	応援区域	受援消防本部
新居浜市消防本部	上り	土居インターチェンジ 以西の土居町の区域	宇摩地区消防本部
	下り		
宇摩地区消防本部	上り	新居浜インターチェンジ 以东の新居浜市の区域	新居浜市消防本部
	下り		
新居浜市消防本部	上り	いよ西条インターチェンジ 以东の西条市の区域	西条市消防本部
	下り		
西条市消防本部	上り	新居浜インターチェンジ 以西の新居浜市の区域	新居浜市消防本部
	下り		

松山自動車道（土居～いよ西条）における火災及び救急業務等に関する覚書

宇摩地区広域市町村圏組合消防本部、新居浜市消防本部及び西条市消防本部（以下「消防本部」という。）と日本道路公団高松建設局（以下「公団」という。）とは、松山自動車道土居インターチェンジから松山自動車道いよ西条インターチェンジまでの区間のうち、各消防本部が担当する区間（以下「高速道路」という。）における火災及び救急業務（以下「救急業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するために次のとおり覚書を交換する。

記

1. 消防本部は、高速道路において発生した緊急業務等を行うものとする。
2. 公団は、消防本部に出動を要請するにあたって、事故の状況、現場の位置等救急業務等に必要な情報を提供するものとする。
3. 公団は、消防本部の消防隊または救急救助隊が出動する場合、公団の通行施設等の活用について積極的に協力し、事故現場において交通規制を行うと共に、消防隊または救急救助隊の誘導を行い、救急業務等に協力するものとする。
4. 消防本部及び公団は、高速道路における救急業務等の実施について必要な情報の交換を相互に行うものとする。
5. この覚書によるほか、高速道路における救急業務等の実施について必要のあるときは、その都度協議のうえ決定するものとする。
6. この覚書は、平成3年3月28日から実施する。

平成3年2月14日

宇摩地区広域市町村圏組合消防長 南 幸 寛

新居浜市消防本部消防長 岡 田 美喜雄

西条市消防本部消防長 矢 野 琴 邦

日本道路公団高松建設局総務部長 三重野 堅 二

愛媛県消防広域相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

第2条 この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

第3条 この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- （1）大規模な地震、風水害等の自然災害
- （2）林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- （3）航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- （4）前3号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 前条各号に掲げる災害が発生した場合は、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する区域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。
- 3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。
- 4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

第5条 応援の要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

第6条 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- （1）第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの

(2) 第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分以内に被災地に到着できるもの

(3) その他の広域応援体制 前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

(応援隊の派遣)

第7条 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

(1) 応援隊の長(職・氏名)

(2) 応援隊の出発日時及び到着(予定)日時

(3) 応援隊の出動場所

(4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量

(5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した人件費(応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等)、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等(消火薬剤を含む。)で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3) 応援隊員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途中において発生したものについては、この限りでない。

(4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担と

する。

(5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費の負担については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

第11条 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(運用)

第13条 この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上、決定する。

附則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は、令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県

愛媛県知事 中村時広

松山市

松山市長 野志克仁

今治市

今治市長 菅良二

宇和島市

宇和島市長 岡原文彰

八幡浜市

八幡浜市長 大 城 一 郎

新居浜市

新居浜市長 石 川 勝 行

西条市

西条市長 玉 井 敏 久

大洲市

大洲市長 二 宮 隆 久

伊予市

伊予市長 武 智 邦 典

四国中央市

四国中央市長 篠 原 実

西予市

西予市長 管 家 一 夫

東温市

東温市長 加 藤 章

上島町

上島町長 宮 脇 馨

久万高原町

久万高原町長 河 野 忠 康

松前町

松前町長 岡 本 靖

砥部町

砥部町長 佐 川 秀 紀

内子町

内子町長 稲本隆壽

伊方町

伊方町長 高門清彦

松野町

松野町長 坂本浩

鬼北町

鬼北町長 兵頭誠亀

愛南町

愛南町長 清水雅文

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

八幡浜地区施設事務組合

組合長 大城一郎

大洲地区広域消防事務組合

組合長 二宮隆久

伊予消防等事務組合

組合長 武智邦典

愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

第2条 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防衛活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

第3条 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地および地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

第4条 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

第5条 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めるときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

(経費負担)

第6条 この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

(市町の職員派遣)

第7条 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

(活動補助要員の確保等)

第8条 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、

他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

(協定市町の変更に伴う取扱い)

第9条 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

(協定の改廃及び疑義)

第10条 この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月31日をもって廃止する。

3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

愛媛県 愛媛県知事	加戸守行	久万高原町 久万高原町長	玉水寿清
松山市 松山市長	中村時広	松前町 松前町長	白石勝也
今治市 今治市長	越智忍	砥部町 砥部町長	中村剛志
宇和島市 宇和島市長	石橋寛久	内子町 内子町長	河内紘一
八幡浜市 八幡浜市長	高橋英吾	伊方町 伊方町長職務代理者	助役 清水博義
新居浜市 新居浜市長	佐々木龍	松野町 松野町長	岡武男
西条市 西条市長	伊藤宏太郎	鬼北町 鬼北町長	松浦甚一
大洲市 大洲市長	大森隆雄	愛南町 愛南町長	谷口長治
伊予市 伊予市長	中村佑	宇和島地区広域事務組合 組合長	石橋寛久
四国中央市 四国中央市長	井原巧	八幡浜地区施設事務組合 組合長	高橋英吾
西予市 西予市長	三好幹二	大洲地区広域消防事務組合 組合長	大森隆雄
東温市 東温市長	高須賀功	伊予消防等事務組合 組合長	中村佑
上島町 上島町長	上村俊之		

公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、異常湧水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会（以下、「日本水道協会」という。）中国四国地方支部（以下、「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(相互応援体制)

第2条 地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

2 地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。

(2) 県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。

(3) 地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

2 応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3 応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

(事務局の設置)

第4条 地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 地方支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 県をまたがる場合の応援派遣についての調整

(2) 県支部応援事務局

ア 被災状況の把握及び応援要否の確認

イ 応援派遣についての調整

(応援要員の派遣)

第5条 応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

2 応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

3 派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

4 派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

(応援内容)

第6条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
(応援要員の受入体制の整備)

第7条 各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

2 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

(費用負担)

第8条 第6条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

2 法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

3 応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。

4 応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

5 応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

6 応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

(立替支弁)

第9条 応援都市は、応援要請都市が前条第1項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

- (1) 物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額
- (2) 車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
- (3) 機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額
(防災関係物資等の情報交換)

第10条 防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年6月末日までに行うものとする。

- (1) 第4条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表(様式1)による。
- (2) 防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表(様式2)による。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施の日から施行する。
- 2 日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施日の前日をもって廃止する。

(様式省略)

ダム放流時の水防連絡体制に関する覚書

鹿森ダムの水防連絡体制について、鹿森ダム管理事務所(以下「管理事務所」という)と新居浜市消防本部(以下「消防本部」という)は放流時の警戒伝達及び水防活動の強化を図り下流住民への連絡、避難等の万全を期すため、鹿森ダム操作規則及び細則等によるほか、下記のとおり覚書を交換する。

記

1. 管理事務所と消防本部は、異常な降雨や放流等の時は情報連絡を密にし、早期に下流住民の安全対策が図れるよう、互いに協力する。
2. 管理事務所から消防本部への連絡情報は次のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 放流開始時、放流量の増加時(放流量 100 m³/s 以上)及び放流停止時。
 - ② 河又及びダムの雨量観測所のいずれかで時間雨量 50 ミリに達した時。
 - ③ ダムの放流が 200 m³/s に達した時。
 - ④ ただし書き操作へ移行した時。
 - ⑤ その他、異常な放流事態発生等に恐れが有る場合。
3. 管理事務所は、ただし書き操作時は警報サイレンを吹鳴する。
4. 管理事務所は、下流住民への警戒、避難等の周知のため、消防本部から要請があった場合は、放送設備の使用を認める。
5. 消防本部は、管理事務所からの情報連絡により、必要に応じ管理事務所に職員を派遣し情報収集にあたりるとともに、次の対策をとる。
 - ① 立川地区については、出水期における立川地区避難対策に基づき対応する。
 - ② 立川地区以外の下流地域は、市水防計画に基づき対応する。

平成 12 年 5 月 16 日

愛媛県 西条地方局
鹿森ダム管理事務所
所 長 大河内 順 一

新居浜市消防本部
消防長 小林 史 典

救急救命処置に伴う広域的指示体制に関する覚書

救急救命士法（平成3年法律第36号）第44条第1項の規定に基づき、消防本部（東予広域消防相互応援協定（昭和54年12月14日付）に基づく新居浜市消防本部、西条市消防本部及び周桑事務組合周桑消防本部をいう。以下同じ。）と指示病院（消防本部管轄区域内の救急救命処置に伴う指示委託病院をいう。以下同じ。）の間において実施される救急救命処置の協力体制について、次のとおり覚書を締結する。

（総則）

第1条 この覚書は、消防本部が別表に掲げる指示病院の承諾を得てその施設内に設置する心電図受信装置、受信電話その他これらに付帯する機器（以下「心電図受信装置等」という。）の運用等について、必要な事項を定めるものとする。

（運用目的）

第2条 心電図受信装置等は、次条に規定する災害区域における救急患者の救命率の向上を図るため、消防本部が行う救急業務に関して必要な情報を指示病院に送り、指示病院に属する医師の具体的な指示を受けることを目的として運用するものとする。

（災害区域）

第3条 消防本部が、指示病院の承諾を得て救急業務を行う災害区域は、次のとおりとする。

- 1) 松山自動車道消防相互応援協定及び今治小松自動車道消防相互応援協定に基づく協定区域
- 2) 応援出動を要する大規模災害等（集団救急事故を含む。）が発生した地域
- 3) 市境付近で発生した救急事故が、指示病院まで直近となる地域

（使用上の制限）

第4条 心電図受信装置等は、救急に関する情報連絡の用途以外に使用してはならない。

（事前連絡）

第5条 消防本部は、心電図受信装置等を使用する救急救命処置が必要と予想される場合は、指示病院に対し、事前にその旨を連絡するものとする。

（指示体制）

第6条 指示病院に属する医師が、救急救命処置に対して具体的な指示を与えるための体制は、別表に掲げる時間帯とするものとする。

（事故処理）

第7条 救急救命士が、医師の具体的な指示を受けて救急救命処置を実施中に生じた事故については、消防本部が、その処理にあたるものとする。

2 医師の具体的な指示を受けて救急救命処置をした救急患者に事故が生じたときは、消防本部が自らの責任において補償その他の必要な措置を講じるものとし、指示病院及び医師の責任は問わないものとする。ただし、指示病院又は医師に重大な過失がある場合は、消防本部と指示病院が協議のうえ処理するものとする。

(協議)

第8条 この覚書の実施に関し疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、その都度、消防本部と指示病院が協議のうえ定めるものとする。

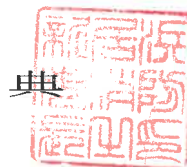
(実施期日)

第9条 この覚書は、平成13年3月1日から実施する。

この覚書の締結を証するため、本書12通を作成し、記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成12年10月13日

新居浜市消防本部
消防長 小林 史典



西条市消防本部
消防長 河端 博



周桑事務組合周桑消防本部
消防長 田口 早苗



愛媛県立新居浜病院
院長 三谷 晃良



労働福祉事業団愛媛労災病院
院長 大庭 雄三



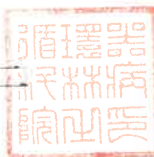
住友別子病院
院長 三原康生



財団法人積善会付属十全総合病院
院長 松尾嘉禮



循環器科林病院
院長 林健



社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院
院長 常光謙輔



医療法人同心会西条中央病院
院長 高田泰治



特定医療法人社団更生会村上記念病院
院長 村上凡平



公立周桑病院
院長 松井武志



救急救命処置に伴う指示委託病院一覧表

	指示委託病院名	指示体制（時間帯）	受信装置設置場所	電話番号
新居浜市	愛媛県立新居浜病院 （東予救命センター）	24時間	救急処置室	090-4971 -0207
	労働福祉事業団 愛媛労災病院	24時間	I C U	090-4972 -7025
	住友別子病院	24時間	I C U	090-4973 -1320
	財団法人積善会附属 十全総合病院	24時間	I C U	090-4973 -1321
	循環器科 林病院	24時間	ナース ステーション	090-5146 -5001
西条市	社会福祉法人恩賜財団 済生会西条病院	24時間	I C U	090-4335 -0367
	医療法人同心会 西条中央病院	24時間	救急処置室	090-4335 -0368
	特定医療法人 社団更生会 村上記念病院	24時間	救急処置室	090-4335 -0369
周桑地区	公立周桑病院	月金 8時30分～17時00分 24時間 平成16年6月9日の変更	内科外来	090-2785 -9220

消防事務の委託に関する覚書

新居浜市（以下「甲」という。）と四国中央市（以下「乙」という。）は、消防事務の委託に関する附属協定書第6条の規定に基づき、委託事務に必要な事項について次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、附属協定書の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（災害出動種別等の対応）

第2条 委託事務に関する甲及び乙の災害出動は次のとおりとする。

- （1）火災、水防、山岳救助又は捜索出動は、甲及び乙が同時出動するものとする。
 - （2）救急救助出動は、乙が出動するものとする。ただし、特異な救急救助事象については、甲及び乙が同時出動するものとする。また、大永山トンネル経由の救急事象については、乙は甲に中継搬送の要請をすることができるものとする。
 - （3）前各号に掲げる以外の災害出動で、緊急を要する場合は、乙が出動するものとする。
- 2 前項の規定により乙が出動する場合は、乙の出動基準によるものとする。
 - 3 災害状況等により、乙が必要と認める場合は、甲に出動要請をするものとする。

（消防業務等の処理）

第3条 乙は、前条の規定により出動した場合は、その状況を甲に連絡するものとし、必要に応じ消防隊等の活動内容を甲に通知するものとする。

（消防団の招集）

第4条 乙の長は、災害現場の状況等により、甲の消防団の出動要請を行うことができるものとする。ただし、招集は甲が行うものとする。

（情報交換）

第5条 この覚書の適正な運用を期すために必要な消防情報を相互に交換するものとする。

（その他）

第6条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲及び乙の長が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙の長が記名押印の上各自1通を保有する。

平成16年4月1日

（甲） 新居浜市
市長

佐々木



（乙） 四国中央市
市長職務執行者

藤田勝



大永山トンネルの災害活動に関する覚書

新居浜市（以下「甲」という。）消防本部と四国中央市（以下「乙」という。）消防本部は、大永山トンネルにおける警防活動の応援に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 この覚書は、警防活動の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

（出動消防部隊等）

第2条 警防活動に出動する消防部隊等とは、消防隊又は救急隊若しくは救助隊とする。

（覚知と通報連絡）

第3条 甲は、大永山トンネルにおける災害の発生を押しボタン通報装置（モニター盤）で覚知した場合は、直ちに乙へ連絡するとともに、三島警察署（別子山駐在所）へ通報するものとする。

2 乙は、大永山トンネルにおける災害の発生を甲以外から覚知した場合は、甲へ連絡するものとする。

（災害出動）

第4条 災害出動は、次のとおりとする。

(1) 救急事故の場合は、乙の救急隊が出動する。

(2) 救助事故の場合は、甲の救助隊及び乙の救急隊が出動する。

(3) 火災の場合は、甲及び乙の消防隊が同時に出動する。

(4) 災害内容が不明確な場合は、甲の救急隊及び乙の消防隊が出動する。

(5) 災害の規模、若しくはその他の事由により必要がある場合は、相互に消防部隊等の増強を行うものとする。

（警防活動の処理）

第5条 警防活動の事務処理は、甲が行うものとする。ただし、救急事故等の事務処理は、出動した消防本部が行うものとする。

2 前項の事務処理を行う場合、必要によりその一部を相互に依頼することができる。

3 乙の消防長は、乙の消防部隊等が災害により出動した場合、その活動を別紙消防隊等活動報告書（第1号様式）により、速やかに甲の消防長に通知するものとする。

（医療機関の手配）

第6条 救急事故等による医療機関の手配は、救急出動した消防本部が行うものとする。

2 甲及び乙は、管轄区域内の医療機関の診療科目、所在地等の状況について相互に連絡し、搬送業務の円滑化を図るものとする。

（情報の交換）

第7条 この覚書の適正な運用を期するために、必要な消防情報を相互に交換するものとする。

（無線通信）

第8条 災害出動した消防部隊等が使用する無線通信の周波数は、県内共通波（152.81MHz）を使用する。

（その他）

第9条 この覚書に定めない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し関係者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成16年4月1日

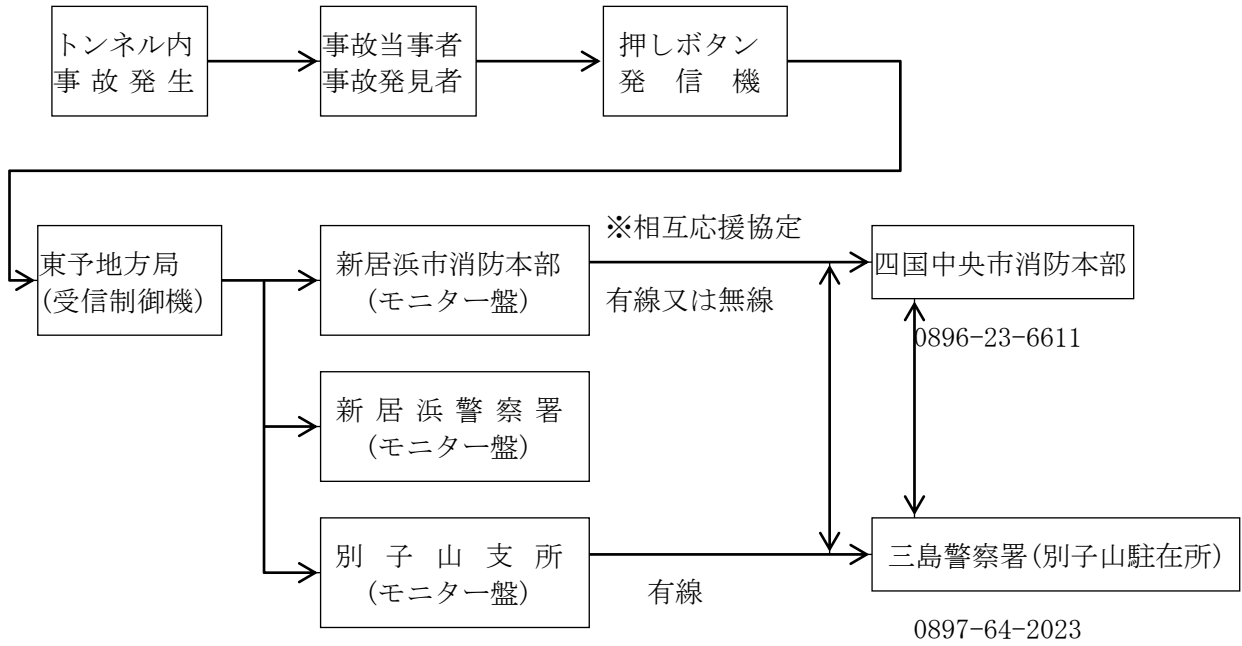
（甲）新居浜市
消防長 三浦弘二

（乙）四国中央市
消防長 石川清美

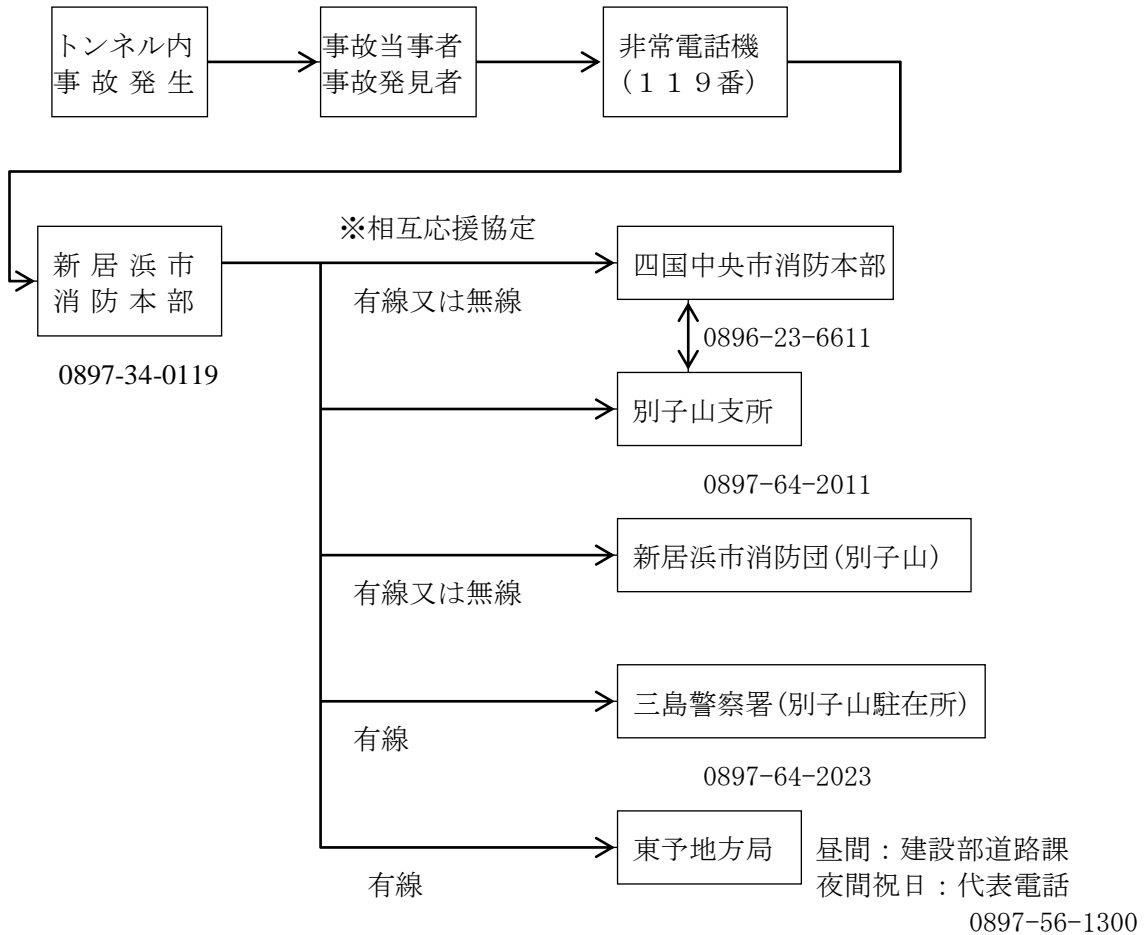
別表

大永山トンネル非常通報システム系統図

1 押しボタン発信器による方法



2 非常電話による方法



愛媛県立中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書

愛媛県公営企業管理者（以下「管理者」という。）と新居浜市長（以下「新居浜市」という。）との間において、愛媛県立中央病院（以下「中央病院」という。）が運用する道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項第1号の5の規定に基づく緊急自動車（以下「ドクターカー」という。）に関し必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、救命救急を要する事態が発生した場合において、中央病院が所有するドクターカーの運用について、管理者と新居浜市（以下「協定者」という。）との相互応援を円滑迅速に実施し、多くの傷病者を救命することを目的とする。

（協定区域）

第2条 この協定は、原則として新居浜市消防本部（以下「消防本部」という。）管内の区域において適用する。ただし、ドクターカーの運用上必要な場合はこの限りでない。

（ドクターカー出動の要請）

第3条 消防本部は、災害、事故、重篤疾患等その他事態の種類に関わらず、必要と判断した場合は、ドクターカー出動を要請することができる。

2 ドクターカー出動要請の決定については、消防本部の判断によるものとする。

（要請の方法）

第4条 出動の要請は、原則として中央病院ホットラインにより行うものとする。

（現場の指揮）

第5条 災害、事故等の現場における指揮は、消防本部の現場指揮本部の長が行い、ドクターカーを利用した医療行為は、その指揮下に置かれる。

2 現場指揮本部の長は、ドクターカーを利用して医療行為を行う医師及び看護師等（以下「医師等」という。）の安全を確保したうえで、現場の医療行為については速やかに医師等に全権を委ねるものとする。

（医療行為）

第6条 医師等による医療行為は、原則として現場及び患者の搬送途上において行うものとする。

（経費の負担）

第7条 ドクターカー出動に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

(1) 病院側が負担する経費

- ア 医師等の給与、旅費等の人件費
- イ ドクターカー車両の運行委託費及び燃料費
- ウ ドクターカー車両及び装備・積載機械器具の維持管理費
- エ ドクターカー車両の自動車保険料

(2) 消防本部が負担する経費

- 消防本部職員の給与、旅費等の人件費

2 経費の負担について、疑義ある場合は、協定者において協議のうえ決定するものとする。

(公務災害補償)

第8条 ドクターカー出動に際し、活動中の事故における公務災害補償については、医師等については病院側において補償し、消防本部職員については新居浜市において補償するものとする。

(他協定との関係)

第9条 この協定は、新居浜市が別に締結した消防組織法に基づく協定を妨げるものではない。

(実施細部)

第10条 この協定の実施細部については、別に規定する「愛媛県立中央病院ドクターカー運行要領」(以下「運行要領」という。)によるものとする。なお、運行要領は運用に際し疑義が生じた場合には、変更することができるものとする。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者の協議により行うものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、協定者の協議の上決定するものとする。

附 則

この協定は、平成22年3月24日から施行する。

平成22年 3月 8日

愛媛県松山市一番町四丁目4番2号

愛媛県公営企業管理者

三 好 大三郎

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市

新居浜市長 佐々木 龍

大規模災害時等における新居浜市の施設の使用に関する協定書

地震等大規模災害の発生により、愛媛県新居浜警察署（以下「新居浜署」という。）の庁舎が倒壊、水没等して使用不能となった場合（以下「有事の際」という。）に新居浜市所有の施設（以下「市の施設」という。）を新居浜署災害警備本部（以下「警備本部」という。）用施設として使用することに関し、新居浜市長（以下「甲」という。）と新居浜署長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

（使用の承諾）

第1条 甲は、有事の際、乙が新居浜市消防本部庁舎4階展示室等を警備本部用施設として使用することを承諾するものとする。

（使用期間）

第2条 前条に規定する使用の期間は、有事の際の原因となった大規模災害が発生した日を起算日とし、同日から原則として2週間以内とする。

（使用申請）

第3条 乙は、有事の際に、市の施設を使用しようとするときは、あらかじめ別紙「施設使用許可申請書」を甲に提出しなければならない。

（使用期間の延長）

第4条 第2条に規定する使用期間の延長については、必要により甲乙が協議してこれを定めるものとする。

（使用料等）

第5条 本協定に基づく市の施設の使用に係る使用料は、無料とする。ただし、乙は、当該使用が終了したときは、これを原状に復する責務を負う。

（管理責任）

第6条 甲は、乙が市の施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

（使用箇所の変更、解約等）

第7条 有事の際、第1条に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、

甲乙協議の上、使用箇所の変更、本協定の解約等について定めるものとする。
(疑義等の決定)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項について、その都度甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年6月2日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長

乙 新居浜市久保田町三丁目9番8号
新居浜警察署長

別紙

年 月 日

(あて先) 新居浜市長

申請者
新居浜警察署
氏 名

印

施 設 使 用 許 可 申 請 書

次のとおり、新居浜市の施設の一部を使用したいので、「大規模災害時等における新居浜市の施設の使用に関する協定書」に基づき申請します。

1 使用箇所

2 使用内容

3 使用期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

4 使用人員

5 使用責任者

新居浜警察署長 氏名

6 その他

大規模地震等災害発生時における三者相互協力に関する協定書

新居浜警察署長（以下「甲」という。）、新居浜市長（以下「乙」という。）及び新居浜海上保安署長（以下「丙」という。）は、大規模地震等災害の発生により新居浜市域において甚大な被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、災害応急対策諸活動を緊密に連携し行うことを目的に、三者の相互協力体制について次の条項のとおり協定する。

（相互連絡体制の確立）

第1条 災害の発生により新居浜市域において被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、甲、乙及び丙は、災害応急対策諸活動に必要な情報を共有するため、連絡体制を確立するものとする。

（相互連絡協力体制の確立）

第2条 大規模地震等災害の発生により、新居浜市域において甚大な被害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき、又は特に必要があると認められるとき、甲、乙及び丙は、三者が情報を共有し、相互に連携して迅速的確な災害応急対策諸活動を行うことができるよう、各機関が設置した対策本部等に相互に連絡員を派遣するなどの措置を講じ、連絡協力体制を確立するものとする。

（協議事項）

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書3通を作成し、甲、乙及び丙三者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年6月2日

甲 新居浜市久保田町三丁目9番8号
新居浜警察署長

乙 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長

丙 新居浜市西原町二丁目7番55号
新居浜海上保安署長

災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と新居浜市長（以下「乙」という。）は、新居浜市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、新居浜市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- （1）被害状況の把握及び提供
- （2）情報連絡網の構築
- （3）災害応急措置
- （4）その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、新居浜市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 新居浜市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を経由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資器材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

(平常時の連携)

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

甲 香川県高松市サンポート高松3番33号
国土交通省 四国地方整備局長 川崎 正彦

乙 愛媛県新居浜市一宮町1-5-1
新居浜市長 佐々木 龍

瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会(以下「海ネット」という。)を構成する会員のうち、この協定を締結した会員(以下「海ネット共助会員」という。)が、海ネット共助会員の地域において地震等による災害が発生し、被災会員独自では十分な応急対応ができない場合に、主に海の路を介した連携により、相互に救援協力し、被災会員の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷者等の受入れ
- (4) 被災者への臨時的な居住施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(地域ブロックの設置)

第3条 災害の規模等に応じて応援を円滑に行うため、以下のとおり地域ブロックを設置する。

地域ブロック	海ネット共助会員
近畿・中国ブロック	大阪府堺市、大阪府岸和田市、大阪府貝塚市、大阪府高石市、 大阪府忠岡町、大阪府岬町 兵庫県姫路市、兵庫県明石市、兵庫県洲本市、兵庫県南あわじ市、 兵庫県淡路市、兵庫県播磨町 和歌山県海南市、和歌山県湯浅町、和歌山県由良町 岡山県玉野市、岡山県笠岡市、岡山県浅口市 広島県広島市、広島県呉市、広島県竹原市、広島県三原市、 広島県尾道市、広島県福山市、広島県大竹市、広島県東広島市、 広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県坂町 山口県下関市、山口県宇部市、山口県山口市、山口県防府市、 山口県岩国市、山口県光市、山口県柳井市、山口県山陽小野田市、 山口県周防大島町、山口県上関町
四国・九州ブロック	徳島県小松島市、徳島県松茂町 香川県高松市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県観音寺市、 香川県さぬき市、香川県東かがわ市、香川県三豊市、香川県土庄町、 香川県小豆島町、香川県直島町、香川県宇多津町、香川県多度津町 愛媛県松山市、愛媛県今治市、愛媛県宇和島市、愛媛県八幡浜市、 愛媛県新居浜市、愛媛県西条市、愛媛県大洲市、愛媛県伊予市、 愛媛県上島町、愛媛県松前町、愛媛県愛南町 大分県中津市、大分県姫島村

(地域ブロックによる応援の連絡調整)

第4条 地域ブロックには地域ブロック幹事及び地域ブロック副幹事(以下「地域ブロック幹事等」という。)を置くものとし、海ネット共助会員から互選により選出するものとする。

2 地域ブロック幹事等の任期は、それぞれ1年とする。

3 地域ブロック幹事等は、被災会員に対する応援を速やかに行うため、地域ブロック内の総合調整を行うものとする。

(応援の要請)

第5条 被災会員は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により所属する地域ブロック幹事等に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信等により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 受入れを必要とする被災傷者等の人数及び診療科目
- (5) 受入港及び受入港への海上経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた地域ブロック幹事(以下「応援とりまとめ幹事」という。)は、速やかに他の地域ブロック幹事等と協議を行い、被災会員を応援できる海ネット共助会員を決定し、その旨を被災会員及び他の地域ブロック幹事等並びに海ネット事務局に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

3 通知を受けた海ネット事務局は、必要に応じて状況を関係機関に報告するものとする。

(応援の実施)

第6条 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 海ネット共助会員は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災会員に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。この場合は、前条に規定する応援の要請があったものとみなし、前条の規定を準用する。

3 応援とりまとめ幹事は、他の地域ブロック幹事等と緊密な連絡をとり、被災会員が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災会員が負担する。ただし、被災会員と応援を行う海ネット共助会員(以下、「応援会員」という。)との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災会員において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災会員から要請があった場合は、応援会員は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別途調整を図る。

(協定運営協議会の設置)

第8条 この協定の運営を円滑に行うため、協定運営協議会を設置する。

- (1) 協定運営協議会は、地域ブロック幹事等で構成する。
- (2) 協定運営協議会には幹事及び副幹事を置くものとし、互選により選出するものとする。
- (3) 前号の幹事及び副幹事の任期は、それぞれ1年とする。
- (4) 協定運営協議会の事務局は、幹事の担当課内におき、協議会の庶務を行う。

2 協定運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。

- (1) この協定に参加又は離脱を希望する海ネット共助会員への同意
- (2) 協定の実効性の確保に関する企画及び管理
- (3) この協定の運営に係る連絡及び調整
- (4) その他、この協定の運営に関し必要な事項の決定

(海ネット共助会員への参加及び離脱)

第9条 海ネット共助会員への参加及び離脱は、別紙様式の協定(参加・離脱)申請書を協定運営協議会へ提出し、当該申請書を協定運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

2 前条第1項第2号の幹事は、海ネット共助会員に異動があった場合は、速やかに他の海ネット共助会員及び海ネット事務局に通知する。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、海ネット共助会員が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第11条 海ネット共助会員は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

2 海ネット共助会員は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(協定の実効性の確保)

第12条 海ネット共助会員は、平素より相互に海の路を通じた交流・連携の推進を図りつつ、この協定の実効性の確保に努めるものとする。

(協定に関する協議)

第13条 この協定に定めるもののほか、瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関し必要な事項は、協定運営協議会が別に定める。

附 則

この協定は、平成24年3月29日から施行する。

この協定は、平成24年10月29日から施行する。

この協定は、平成25年3月27日から施行する。
この協定は、平成25年5月22日から施行する。
この協定は、平成25年10月25日から施行する。
この協定は、平成25年12月27日から施行する。
この協定は、平成26年3月28日から施行する。

大阪府 堺市長 竹山 修身 大阪府 岸和田市長 信貴 芳則
大阪府 貝塚市長 藤原 龍男 大阪府 高石市長 阪口 伸六
大阪府 忠岡町長 和田 吉衛 大阪府 岬町長 田代 堯
兵庫県 姫路市長 石見 利勝 兵庫県 明石市長 泉 房穂
兵庫県 洲本市長 竹内 通弘 兵庫県 南あわじ市長 中田 勝久
兵庫県 淡路市長 門 康彦 兵庫県 播磨町長 清水 ひろ子
和歌山県 海南市長 神出 政巳 和歌山県 湯浅町長 上山 章善
和歌山県 由良町長 畑中 雅央 岡山県 玉野市長 黒田 晋
岡山県 笠岡市長 三島 紀元 岡山県 浅口市長 栗山 康彦
広島県 広島市長 松井 一實 広島県 呉市長 小村 和年
広島県 竹原市長 吉田 基 広島県 三原市長 天満 祥典
広島県 尾道市長 平谷 祐宏 広島県 福山市長 羽田 皓
広島県 大竹市長 入山 欣郎 広島県 東広島市長 藏田 義雄
広島県 廿日市市長 眞野 勝弘 広島県 江田島市長 田中 達美
広島県 坂町長 吉田 隆行 山口県 下関市長 中尾 友昭
山口県 宇部市長 久保田 后子 山口県 山口市長 渡辺 純忠
山口県 防府市長 松浦 正人 山口県 岩国市長 福田 良彦
山口県 光市長 市川 熙 山口県 柳井市長 井原 健太郎
山口県 山陽小野田市長 白井 博文 山口県 周防大島町長 椎木 巧
山口県 上関町長 柏原 重海 徳島県 小松島市長 濱田 保徳
徳島県 松茂町長 広瀬 憲発 香川県 高松市長 大西 秀人
香川県 丸亀市長 梶 正治 香川県 坂出市長 綾 宏
香川県 観音寺市長 白川 晴 香川県 さぬき市長 大山 茂樹
香川県 東かがわ市長 藤井 秀城 香川県 三豊市長 横山 忠始
香川県 土庄町長 三枝 邦彦 香川県 小豆島町長 塩田 幸雄
香川県 直島町長 濱田 孝夫 香川県 宇多津町長 谷川 俊博
香川県 多度津町長 丸尾 幸雄 愛媛県 松山市長 野志 克仁
愛媛県 今治市長 菅 良二 愛媛県 宇和島市長 石橋 寛久
愛媛県 八幡浜市長 大城 一郎 愛媛県 新居浜市長 石川 勝行
愛媛県 西条市長 青野 勝 愛媛県 大洲市長 清水 裕
愛媛県 伊予市長 武智 典 愛媛県 上島町長 上村 俊之
愛媛県 松前町長 白石 勝也 愛媛県 愛南町長 清水 雅文
大分県 中津市長 新貝 正勝 大分県 姫島村長 藤本 昭夫

災害時における相互応援協定

青森市と新居浜市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助に必要な車両等の提供
- (4) 救護、救助、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（応援の実施）

第 3 条 前条による応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 応援市は、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。
- 3 応援市は、応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員に自ら消費し又は使用する物資等を携行させるものとする。

（自主応援の実施）

第 4 条 通信途絶等により被害を受けた市から第 2 条に基づく応援の要請がない場合、一方の市は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項による情報収集の結果、緊急に応援を実施することが必要であると認められる場合は、一方の市は自主的に応援を行うことができる。
- 3 前項の規定による応援については、第 2 条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市が負担する。

- 2 応援市の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- 3 応援市の職員が業務により第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、要請市が賠償の責を負うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、両市が協議して定めることができる。

(連絡責任者の設置)

第6条 第2条の規定に基づく応援要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、相互に防災担当部署に連絡責任者を置くとともに、応援及び防災に関する資料、情報等の交換を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名の上各自1通を保有する。

平成24年10月17日

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
代表者 新居浜市長

青森県青森市中央一丁目22番5号
青森市
代表者 青森市長

大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）は愛媛県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した際に、救命・救助活動等に従事する自衛隊、警察、消防等の広域支援部隊を速やかに参集させるとともに、国や他県等から提供される支援物資を効果的に集積、保管、搬送するため、広域的な防災拠点（以下「広域防災拠点」という。）の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合において、乙が所有する施設を、広域防災拠点として甲が優先的に使用する場合に必要な事項を定めるものとする。

（施設の名称）

第2条 この協定において、乙が甲に対し、優先的に使用させる施設は、次のとおりとする。

山根公園（所在地：新居浜市角野新田町3-10）

（施設の使用）

第3条 大規模災害が発生した場合は、甲から乙に対し、要請を行ったうえで、前条に定める施設（以下「施設」という。）を優先的に使用できるものとする。

2 甲は乙に対し、可能な範囲で施設の職員に協力を求めることができるものとする。

（使用の条件）

第4条 甲が乙の施設を使用する場合の使用料等は、原則無償とする。ただし、施設を使用する期間の光熱水費等については、甲が負担する。

2 甲は、施設の使用が終了したときは、甲の責任により原状回復を行うものとする。

3 乙が、施設を指定管理者制度等により第三者へ管理運営を委任している場合であって、甲が施設を優先的に使用することにより当該第三者に損失が発生したときは、甲と乙は当該損失について協議の上、適切に対応するものとする。

（連絡体制等）

第5条 この協定を円滑に実施するため、甲及び乙はお互いの連絡先を交換するものとする。

2 乙は、施設の現状等を変更する場合は、甲へあらかじめ通知するものとする。

(平時からの連携・協力等)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害対応を円滑に実施するため、平時から緊密に連携するものとする。

2 甲は、乙と協議の上、大規模災害発生時に使用する資機材や設備等を施設に保管するものとする。

3 乙は、自衛隊等の関係機関による施設の現地調査等や甲が実施する施設を活用した訓練の実施に、支障のない範囲で協力するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲または乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、有効期間満了の翌日からさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年10月2日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県
知 事

新居浜市一宮町一丁目5番1号

乙 新 居 浜 市
市 長

大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定の一部を変更する
協定書

平成26年10月2日付け、愛媛県（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）との間で締結した、大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定（以下「原協定書」という。）の一部を次のように変更する協定を締結する。

原協定書頭書中「愛媛県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害」を「甲又は甲以外の中国・四国各県内で県外等からの応援を必要とする規模の災害」に改める。

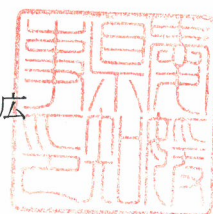
この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成29年2月14日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県

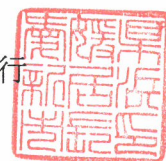
知 事 中 村 時 広



新居浜市一宮町一丁目5番1号

乙 新 居 浜 市

市 長 石 川 勝 行



新居浜市指定避難所用資機材整備に関する覚書

新居浜市が整備する避難所用資機材について、新居浜市を甲とし、整備先である施設の管理者を乙として、その取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、大規模災害に備え、指定緊急避難場所及び指定避難所に必要な資機材をあらかじめ整備するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(資機材の内容)

第2条 甲が乙の施設に整備する避難所用資機材は、次のとおりとする。

- (1) 発電機（ガソリン式 950Wインバータ）2台
- (2) LED投光器（60W高輝度LED）2台
- (3) コードリール（30m屋内用）2台
- (4) ガソリン携行缶（20リットル用）1台
- (5) 簡易トイレ（ポータブルトイレ、トイレ用手すり、トイレ用テント）2組
- (6) キーボックス（地震感知タイプ）1台

(資機材の保管及び使用)

第3条 前条の資機材は、平常時は乙が保管し、災害時は甲または避難者が使用する。

2 前条（1）から（4）までの資機材は、乙が学校行事等で日常的に使用できる。

3 乙は、資機材の保管場所を変更した時、或いは資機材の故障や紛失が判明した時は、甲に連絡する。

4 災害時において、資機材の保管場所が施錠されている場合、乙は、甲または避難者の求めに応じて保管場所を開錠する。

5 甲は、前条（6）のキーボックスを津波避難ビルの外壁に取り付け、乙は、そのキーボックス内に、津波避難ビルの鍵を収納する。なお、合鍵の製作費用が必要な場合は甲が負担するものとし、建物解体等に伴いキーボックスの移設が必要な時は甲が移設する。

6 前条（6）のキーボックス本体の鍵は、甲乙双方が1個ずつ保管する。

(協議事項)

第4条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた時は、甲と乙が協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、この覚書を2通作成し、甲乙両者押印の上各1通を保有するものとする。

平成26年12月1日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
市長 石川 勝行

乙 新居浜市〇〇町〇丁目〇番〇号
愛媛県立〇〇高等学校
校長 〇〇 〇〇

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事（徳島小松島港及び橘港及び浅川港港湾管理者）、香川県知事（高松港及び津田港及び三本松港及び丸亀港及び詫間港及び観音寺港及び土庄港及び内海港及び宮浦港港湾管理者）、坂出市長（坂出港港湾管理者）、愛媛県知事（松山港及び東予港及び三島川之江港及び宇和島港及び中島港及び三崎港港湾管理者）、今治市長（今治港港湾管理者）、新居浜港務局委員会委員長（新居浜港港湾管理者）、八幡浜市長（八幡浜港港湾管理者）、高知県知事（高知港及び須崎港及び宿毛湾港及び奈半利港及び甲浦港及び室津港及び久礼港港湾管理者）、（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- （1）「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
 - （2）「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
 - （3）「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
 - （4）「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の四で規定する緊急確保航路をいう。
 - （5）「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
 - （6）「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
 - （7）「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
 - （8）「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。
- 「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

（応急対策業務の範囲）

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙

が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

(応急対策業務の内容等)

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、本協定に基づく応急対策業務が長期に亘り、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成 27 年 11 月 5 日

甲 国土交通省四国地方整備局次長 菅沼 史典

乙 徳島小松島港・橘港・浅川港 港湾管理者
徳島県知事 飯泉 嘉門

高松港・津田港・三本松港・丸亀港・詫間港
・観音寺港・土庄港・内海港・宮浦港 港湾管理者
香川県知事 浜田 恵造

坂出港 港湾管理者
坂出市長 綾 宏

松山港・東予港・三島川之江港・宇和島港
・中島港・三崎港 港湾管理者
愛媛県知事 中村 時広

今治港 港湾管理者
今治市長 菅 良二

新居浜港 港湾管理者
新居浜港務局委員会委員長 近藤 清孝

八幡浜港 港湾管理者
八幡浜市長 大城 一郎

高知港・須崎港・宿毛湾港・奈半利港
・甲浦港・室津港・久礼港 港湾管理者
高知県知事 尾崎 正直

- | | | |
|-----|-----------------------|-------|
| 丙 1 | 一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長 | 吉塚 宏 |
| 丙 2 | 四国港湾空港建設協会連合会会長 | 塚本 雅志 |
| 丙 3 | 一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長 | 平野 正員 |
| 丙 4 | 全国浚渫業協会関西支部長 | 寄神 正文 |
| 丙 5 | 一般社団法人日本潜水協会会長 | 鉄 芳松 |
| 丙 6 | 一般社団法人海洋調査協会会長 | 川島 康宏 |
| 丙 7 | 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長 | 大村 哲夫 |

17-1

災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定書

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救援活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 災害の状況
 - (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
 - (3) 応援を求める期間及び場所
 - (4) その他必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。
- 3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。
- 4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

- 2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

(経費の負担等)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

愛媛県知事	中村 時広
松山市長	野志 克仁
今治市長	菅 良二
宇和島市長	石橋 寛久
八幡浜市長	大城 一郎
新居浜市長	石川 勝行
西条市長	青野 勝
大洲市長	清水 裕
伊予市長	武智 邦典
四国中央市長	篠原 実
西予市長	三好 幹二
東温市長	高須賀 功
上島町長	上村 俊之
久万高原町長	高野 宗城
松前町長	岡本 靖
砥部町長	佐川 秀紀
内子町長	稲本 隆壽
伊方町長	山下 和彦
松野町長	阪本 壽明
鬼北町長	甲岡 秀文
愛南町長	清水 雅文

別 紙

応 援 経 費 の 負 担 等 基 準

1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

第5条第1項の経費のうち、第2条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 被災市町が負担する経費の額は、応援市町が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、応援市町への往復の途中において生じたものについては応援市町が、賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災市町及び応援市町が協議して定める。

2 経費の一時繰替支弁等

(1) 応援市町は、第5条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、被災市町に請求する。

区 分	経 費
第2条第1号及び第2号に係るもの	購入費及び輸送費
第2条第3号に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第2条第4号に係るもの	1に定める経費
第2条第5号に係るもの	借上料
第2条第6号及び第7号に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援市町の市町長名による請求書により、被災市町に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難いときは、被災市町及び応援市町が協議して定める。

G P S 波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）と新居浜市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するG P S 波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しG P S 波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第2条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第3条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「G P S 波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第4条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第5条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性がある、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任において新居浜市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないで新居浜市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力により新居浜市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第6条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

- 2 機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。
- 3 機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第7条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第8条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第9条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成29年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに1年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 9月27日

甲 国土交通省 四国地方整備局 次長 元野 一生

乙 新居浜市長 石川 勝行

災害時における被災者支援に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新居浜市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
 - (2) 相続関係書類に関する相談
 - (3) 許認可申請書類に関する相談
 - (4) 自動車登録申請書類に関する相談
 - (5) その他行政書士法に定める業務に関する相談
 - (6) その他甲が必要と認める業務
- 2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。
- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
 - (2) 新居浜市への乙の会員の派遣

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

- 2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害時の体制整備等）

第7条 乙は、災害時又は新居浜市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(費用負担)

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

3 特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

(損害への対応)

第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 4月21日

新居浜市一宮町一丁目5番1号
甲 新居浜市
新居浜市長 石川 勝 行

松山市錦町98番地1
乙 愛媛県行政書士会
会長 矢野 浩 司

エボラ出血熱患者等の移送に係る協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と新居浜市（以下「乙」という。）とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第6条第2項に規定するエボラ出血熱患者又は疑似症を呈する者（以下「患者等」という。）の移送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、法第21条の規定に基づき甲が行う患者等の移送について、甲の要請に基づき乙が実施する業務について必要な事項を定めることにより、患者等の移送体制を確保し、感染症のまん延防止を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙に対して患者等の移送の協力を要請できるものとする。

- (1) 同一保健所管内で同時に複数の患者等が発生した場合
- (2) その他甲の移送能力を超える事態が生じた場合

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により書面で行う。ただし、緊急を要する場合であって、書面による要請のいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により患者等の移送の要請を受けたときは、甲が次条に掲げる事項を実施することを基本とした上で、乙の人員体制、救急出動の状況等を踏まえ、可能な限り移送について協力を行うものとする。

（協力の条件）

第4条 前条の規定により乙が患者等の移送の協力を行うに当たり、甲が実施する事項は、次のとおりとする。

- (1) 移送の実施の決定及び入院医療機関の選定を行うこと。
- (2) 移送車両に医師を同乗させること等により、患者及び移送に当たる職員を医学的管理下に置いた上で移送を行うこと。
- (3) 移送が終了した後の移送に当たった職員等の健康管理、車両の消毒及び廃棄物の処理を行うこと。
- (4) 原則として、移送に係る費用負担を行うこと。

(協力の内容)

第5条 第3条の規定により乙が実施する事項は、原則として、次のとおりとする。

- (1) 救急自動車により患者等の移送を行うこと。
- (2) 救急自動車の運転を行うこと。
- (3) 救急自動車への患者等の搬出入を行うこと。

(実施報告)

第6条 乙は、甲からの要請に基づき移送に協力したときは、別紙様式2により書面で甲に報告するものとする。

(訓練等の実施)

第7条 甲と乙とは事前に協議のうえ、移送に係る訓練及び研修を行うものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年 7月14日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市長

市長 石川 勝行

第 号
平成 年 月 日

様

保健所長

エボラ出血熱患者等移送要請書

エボラ出血熱患者等の移送に係る協定書第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

移送を要請する理由	
必要とする車両等の数及び人員	・車両数 台 ・救急艇 隻 ・人員 人
移送元 (患者等の居所)	
移送先 (医療機関等)	
患者氏名	(歳 男・女)
要請期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
備考	

担当
電話

第 号
平成 年 月 日

保健所長 様

エボラ出血熱患者等移送実施報告書

エボラ出血熱患者等の移送に係る協定書第 6 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

要 請 日 時	平成 年 月 日 () 時 分		
実施した車両等の 数及び人員	・車両数 台 ・人 員 人	・救急艇 隻	
移 送 元 (患者等の居所)			
移 送 先 (医療機関等)			
患 者 氏 名	(歳 男・女)		
履 行 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
出 場 隊 員	階 級	氏 名	
費 用 請 求 額	項 目	内 容	金 額
	個人防護具	人分	円
	燃 料 代	走行距離 km	円
	そ の 他		円
	計		円
備 考			

災害時の協力に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構新居浜工業高等専門学校（以下「甲」という。）、新居浜市（以下「乙」という。）及び愛媛県新居浜警察署（以下「丙」という。）は、大規模災害等における連携及び協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における支援協力に必要な事項を定めることを目的とする。

（要請等）

第2条 甲は、災害時において乙の要請により別表に定める施設を指定緊急避難場所及び指定避難所として提供するとともに、必要に応じて、可能な範囲で甲の備蓄物資等を避難者に提供する。

2 甲は、災害時において丙の要請により警察活動を支援するため、甲及び乙の活動に支障を与えない範囲でグラウンドや会議室等を提供する。

（費用負担）

第3条 乙は、甲が避難者に提供した備蓄物資等について、後日、補てんするものとする。

（情報の交換）

第4条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者の設置）

第5条 甲、乙及び丙は、協力要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、それぞれ連絡責任者を置くものとする。

（原状回復等）

第6条 乙及び丙は、甲から施設等の提供を受け、その使用を終えたときは、速やかに、当該施設を原状に復して返還するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲、乙及び丙のいずれから異議の申し出がない場合、期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成29年9月1日

甲 新居浜市八雲町7番1号
独立行政法人国立高等専門学校機構
新居浜工業高等専門学校
校長

乙 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長

丙 新居浜市久保田町三丁目9番8号
愛媛県新居浜警察署
署長

別表

施設 (受入部分)	地震		風水害		大規模な 火災
	津波あり	津波なし	高潮あり	高潮なし	
第1 体育館 第2 体育館 武道場 図書館ロビー 尚友会館 合宿研修所 八雲荘	○	○	○	○	×
グラウンド	○	○	○	○	○

大規模災害時等における港湾施設等の使用に関する協定書

新居浜港務局（以下「甲」という。）及び愛媛県新居浜警察署（以下「乙」という。）は、大規模災害時等（以下「災害時等」という。）における港湾施設等の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に、甲から必要な支援を受けることにより、乙の円滑な警察活動を維持し、もって災害時等に地域住民の安心安全な生活を守ることを目的とする。

（運用の基本）

第2条 この協定は、甲及び乙の高い信頼及び協力関係を基本とする。

2 この協定は、甲が行う通常業務を制約するものではなく、警察業務の委託並びに特別な権限及び義務を与えるものではない。

（支援内容）

第3条 甲及び乙は、災害時等に緊密に連携・協力し、甲は次に掲げる事項について、可能な範囲内で、乙の警察活動に必要な支援を行う。

（1）待機場所等の提供

甲は、災害時等に、乙の警察活動に必要があるときは、甲が所有し、又は管理する港湾施設等の一部を部隊員の待機場所等として乙に無償で提供する。

（2）船舶等係留場所の提供

甲は、災害時等に乙の警察活動に必要があるときは、甲が所有し、又は管理する港湾施設等の一部を、部隊員輸送等を行う船舶等係留場所として乙に無償で提供する。

（3）相互の連携・協力等

甲及び乙は、災害時等には、前2号に定める事項以外においても、相互理解と高い信頼関係に基づき、緊密な連携及び協力活動を展開することとする。

（原状回復等）

第4条 乙は、前条の規定に基づき、甲から港湾施設等の一部の提供を受け、その使用を終えたときは、速やかに、当該施設等を原状に復して返還する責務を負う。

2 乙は、甲から提供を受けた施設等に損傷を与えたときは、甲の指示に従い、修繕又は弁償を行う。

(平常時の相互協力活動)

第5条 甲及び乙は、平常時においても互いに連携・協力し、地域住民の防災及び減災に資する広報活動、災害訓練等を実施する。

2 甲及び乙は、この協定の基礎となる信頼関係の維持及び醸成に努め、交流活動等を積極的に推進する。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも異議申出がない場合、この協定は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年間更新するものとし、以後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成30年1月19日

甲 新居浜港務局委員会
委員長

乙 愛媛県新居浜警察署
署長

災害時における復旧支援協力に関する協定

新居浜市（以下「甲」という。）と、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は新居浜市上下水道局下水道建設課とし、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部愛媛県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により乙の連絡窓口へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等を行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項による甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、第2条により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙へ提供する。

2 乙は提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを提供す

るものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた必要な電子データを開示することができる。

2 乙及び支援出動した乙の会員は、提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前2項を準用する。

(広域被災)

第7条 愛媛県において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月22日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市

新居浜市長 石川 勝行

乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会 長 長谷川 健司

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成など乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は様式第1により第10条に規定する甲の事務局を經由して行い、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめたうえで、様式第2により、第10条に規定する丙の事務局へ要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたいときは、乙自らが丙の事務局へ要請することができる。

- 2 丙は、甲又は乙から要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙に通知する。
- 3 甲及び乙は、丙から通知を受けた後、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は丙へ様式第4により技術支援協力を要請する。
- 4 大規模災害等において、丙が会員等に協力要請する際に、相当の時間を要すると認められる場合、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙にて協議の上で決定する。

（費用）

第5条 乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

- 2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議して決定する。
- 3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙に請求する。乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

(業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

2 乙、丙及び業務実施者の三者による協議により、業務実施者を変更することができる。

(報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力が終了したときは、速やかに乙へ様式第5及び6をもって報告する。

(広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において、労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙に報告しなければならない。また、その措置については、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

3 業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、甲又は乙は、業務実施者に修補等を請求することができる。

4 前項の請求は乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 甲及び丙の技術支援に係る事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。

(2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。

(3) 連絡先については、別表に掲げるとおりとする。

(4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更し、乙及び丙に伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を相互に共有する。

2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。

3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて、情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期および内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。

2 この協定終了の一か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

2 甲、乙及び丙がこの協定に違反した場合は、甲、乙及び丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県知事 中村 時 広 (2通は印字しない)

乙1 松山市二番町四丁目7番地2

松山市長 野 志 克 仁

乙2 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長 菅 良 二

- 乙3 宇和島市曙町1
宇和島市長 岡原 文 彰
- 乙4 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長 大 城 一 郎
- 乙5 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長 石 川 勝 行
- 乙6 西条市明屋敷164
西条市長 玉 井 敏 久
- 乙7 大洲市大洲690番地の1
大洲市長 二 宮 隆 久
- 乙8 伊予市米湊820番地
伊予市長 武 智 邦 典
- 乙9 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市長 篠 原 実
- 乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434-1
西予市長 管 家 一 夫

- 乙11 東温市見奈良530番地1
東温市長 加藤 章
- 乙12 越智郡上島町弓削下弓削210
上島町長 宮脇 馨
- 乙13 上浮穴郡久万高原町久万212番地
久万高原町長 河野 忠康
- 乙14 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長 岡本 靖
- 乙15 伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町長 佐川 秀紀
- 乙16 喜多郡内子町平岡甲168
内子町長 稲本 隆壽
- 乙17 西宇和郡伊方町湊浦1993-1
伊方町長 高門 清彦
- 丙 広島市西区南観音7丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部
中国・四国支部長 山地 芳和 (2通は印字しない)

新居浜市・日本下水道事業団災害支援協定

新居浜市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- 一 新居浜市下水処理場
- 二 多喜浜中継ポンプ場
- 三 西原雨水ポンプ場
- 四 港町雨水ポンプ場
- 五 垣生雨水ポンプ場
- 六 菊本雨水ポンプ場
- 七 江の口雨水ポンプ場
- 八 松神子雨水ポンプ場
- 九 沢津雨水ポンプ場
- 十 土場雨水ポンプ場
- 十一 中央雨水ポンプ場
- 十二 東浜雨水ポンプ場
- 十三 宇高第一雨水ポンプ場

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の

規定による災害報告に必要な資料の作成

- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

- 第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

- 第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、愛媛県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

（災害支援の完了の報告）

- 第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

- 第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。
- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
 - 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

- 第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への

書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 新居浜市上下水道局下水道建設課
- 二 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和2年9月30日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和元年9月30日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
代表者 市長 石川 勝行

乙 東京都文京区湯島二丁目31番27
日本下水道事業団
代表者 理事長 辻原 俊博

新居浜市及び大府市の災害時における相互応援に関する協定

愛媛県新居浜市と愛知県大府市は、「愛媛県新居浜市と愛知県大府市との都市間交流協定」第2条第3号に基づき、いずれかの市域において災害が発生した場合において、被災市独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できないと認められるとき、被災市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるように相互の応援体制について次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 飲料水、食料及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、救護、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応援活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、別紙様式の文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話及びファクシミリ等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 必要とする応援職員等の職種、人数及び活動内容
- (3) 必要とする物資等の品目及び数量
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に希望する事項

(応援の実施)

第3条 応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、前条の要請を受けた場合は、速やかに、応援内容等の調整を図り、誠意をもってこれを実施するものとする。

(自主応援)

第4条 両市は、いずれかの市に甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災市と連絡が取れないとき、又は応援要請が困難であると認められるときは、第2条の要請を待たずに、必要な応援を行うことができる。この場合において、同条の規定に基づく被災市からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市が負担するものとする。ただし、応

援職員等の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。

- (1) 応援職員等に対して支給する旅費及び諸手当については、応援市の負担とする。
- (2) 応援職員等が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に必要な補償については、応援市が行う。
- (3) 応援職員等が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中において生じたものについては要請市が、要請市への往復の途中において生じたものについては応援市が、それぞれ賠償する。
- (4) 前各号に定めるもののほか、特別な事情があるときは、応援職員等の派遣に要する経費について、両市が協議して定める。

(連絡担当課)

第6条 相互応援に関する連絡は両市の危機管理担当課とし、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第7条 両市はこの協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。

(体制の整備)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応のほか、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めがない事項については、両市が協議して定めるものとする。この協定の内容に疑義が生じた場合も、同様とする。

上記のとおり協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が署名捺印し、各1通を保有するものとする。

令和元年7月29日

愛媛県新居浜市長

愛知県大府市長

(別紙)

第 号
年 月 日

市長 様

市長

印

災 害 応 援 要 請 書

災害時における相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援要請します。

項 目	内 容
1. 被害状況	
2. 必要とする物資の品目、数量等	
3. 必要とする職員の職種、人数及び活動内容 派遣期間	
4. 応援の場所及び経路	別添のとおり
5. その他応援に必要な事項	

愛媛県消防団広域相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第 2 条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

- (1) 第 1 段階 近隣市町の応援
 - ア 別に市町間で定める協定等
 - イ 第 4 条第 2 項に定める応援隊の派遣
- (2) 第 2 段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援
 - ア 別に各ブロック内で定める協定等
 - イ 第 4 条に定める応援隊の派遣
- (3) 第 3 段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援
 - ア 第 4 条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象）

第 3 条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。
 - (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
 - (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。
- 2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
 - (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
 - (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
 - (4) その他応援を要する特殊な災害事故

（応援要請）

第4条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員、車両、装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち1人は応援隊の指揮が可能な者とする。
- (2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。
- (3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。

2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第5条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第6条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについてはこの限りでない。
- (4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報交換及び訓練)

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

附 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

愛媛県

知 事 中 村 時 広

松山市

市 長 野 志 克 仁

今治市

市 長 菅 良 二

宇和島市

市 長 岡 原 文 彰

八幡浜市

市 長 大 城 一 郎

新居浜市

市 長 石 川 勝 行

西条市

市 長 玉 井 敏 久

大洲市

市 長 二 宮 隆 久

伊予市

市 長 武 智 邦 典

四国中央市

市 長 篠 原 実

西予市

市 長 管 家 一 夫

東温市

市 長 加 藤 章

上島町

町 長 官 脇 馨

久万高原町

町長 河野忠康

松前町

町長 岡本靖

砥部町

町長 佐川秀紀

内子町

町長 稲本隆壽

伊方町

町長 高門清彦

松野町

町長 坂本浩

鬼北町

町長 兵頭誠亀

愛南町

町長 清水雅文

宇和島地区広域事務組合

組合長 岡原文彰

八幡浜地区施設事務組合

組合長 大城一郎

大洲地区広域消防事務組合

組合長 二宮隆久

伊予消防等事務組合

組合長 武智邦典

第 号
年 月 日

応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務 <div style="font-size: 2em; margin-left: 10px;">}</div>
担当部署(氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 (対応状況等)	

第 年 月 日
号

応援出動要請書

応援側の長

殿

愛媛県知事

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他地域の実情に応じて必要とされる業務 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
担当部署 (氏名)	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 (対応状況等)	

第 年 月 日
号 日

応援出動（自主・要請）通知書

愛媛県知事 殿
受援側の長

殿

応援側の長

愛媛県知事の要請を受け、愛媛県消防団広域相互応援協定第6条に定める応援出動を通知します。

＜災害等の覚知＞	
覚知方法	1 要 請 2 その他（ ）
覚知日時	年 月 日 時 分
覚知場所等	
＜出動する応援隊＞	
人員	応援隊の長（職、氏名）（ ）以下 人
機械器具等の種類 及び数量	
出発日時	年 月 日 時 分
現地到着予定日時	年 月 日 時 分
現地引揚予定日時	年 月 日 時 分
帰着予定日時	年 月 日 時 分
その他 必要事項	※使用無線機の種類（チャンネル）： ※応援隊の長の携帯電話番号（任意）：
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

災害等緊急時における支援協力に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ピースウインズ・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害等緊急時並びに平常時における防災訓練等の支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害等緊急時並びに平常時における防災訓練等において、乙が所有又は運用する技術・航空機・船舶等を活用した災害状況等の情報収集、避難所運営支援や人員・救援物資等の輸送などを実施することにより、市民の生命及び財産への被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（支援協力の範囲）

第2条 乙が行う支援協力の範囲は、次のとおりとする。

- （1）災害等緊急時応急対策活動
- （2）避難所運営支援
- （3）甲が指定する地域の被害状況等の情報収集
- （4）救援物資等の輸送
- （5）被災者、医療関係者、甲の職員、その他甲が指定する者の輸送
- （6）医師を派遣する必要があるときの派遣活動
- （7）防災訓練等における協力活動
- （8）その他甲からの要請のうち、乙が対応可能な活動

（支援協力の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協力の要請）

第4条 甲は、乙に支援協力の要請を行うに当たっては、甲及び乙が別途協議により定めた支援協力要請書により行うものとする。但し、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（支援協力の実施）

第5条 乙は、甲からの要請を受けたときは、直ちに活動可能な範囲において支援協力を実施するものとする。

- 2 乙は気象条件その他特別な事情により支援協力ができない場合は、その旨を電話等により、速やかに甲に連絡するものとする。

（費用負担）

第6条 支援協력에要した費用の負担については、甲及び乙が別途協議の上、定めるものとする。

- 2 経費の算出方法については、支援協力要請の直前における当該地域における適正価

格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(第三者に対する損害)

第7条 乙が第2条に掲げる協力事項を実施するに当たり、第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事項を除き、甲及び乙が協議してその解決に当たるものとする。

(個人情報の保護)

第8条 甲及び乙は、本協定による事項を実施するに当たり、各自の個人情報保護方針に則り個人情報を厳正かつ適切に管理しなければならない。みだりに第三者に提供し、又は不当な目的に利用してはならない。本協定の終了後又は解除後においても同様とする。個人情報の取扱いに疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してその解決に当たるものとする。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。但し、期間満了の1カ月前までに甲及び乙のいずれからも申し出のないときは、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議してこれを定めるものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年2月17日

甲 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長

乙 広島県神石郡神石高原町近田1161番地の2
特定非営利活動法人ピースウインズ・ジャパン
代表理事

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と、有限会社光タクシー（以下「乙」という。）は、新居浜市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）を適用し、甲が補償する。
(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。
(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年12月14日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 新居浜市喜光地町二丁目2番22号
有限会社光タクシー
代表取締役 八田 祐樹郎

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と、有限会社ライフケア（以下「乙」という。）は、新居浜市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）を適用し、甲が補償する。
(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。
(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年12月14日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 新居浜市喜光地町一丁目7番17号
有限会社ライフケア
代表取締役 中沢 真理子

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と、有限会社介護サービス友（以下「乙」という。）は、新居浜市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）を適用し、甲が補償する。
(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。
(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年12月14日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 新居浜市本郷三丁目2番21号
有限会社介護サービス友
代表 堀田 新

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と、合同会社クニタ商事（以下「乙」という。）は、新居浜市域において地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の緊急輸送等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、要配慮者の緊急輸送等の業務に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合に必要な事項を定める。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- （1）要配慮者の緊急輸送
- （2）被災の状況、被害情報の収集
- （3）その他甲が必要と認めるもの

（協力要請）

第3条 甲は、乙に緊急輸送等の要請を行うに当たっては、第1号様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等の通信手段により要請を行い、その後速やかに、乙に第1号様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、この要請に応ずるものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1号の緊急輸送を実施した場合は、当該業務の終了後直ちに、その業務内容を第2号様式により甲に報告するものとする。

2 第2条第2号に規定する業務については、乙が情報を収集後、第3号様式により直ちに甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した緊急輸送に要した費用（運賃及び料金並びに有料道路通行料等の実費負担額）については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙が国土交通大臣に認可された運賃及び料金によるものとする。

（事故等）

第6条 第2条第1号の緊急輸送のため、乙の供給した車両が故障その他の理由により運行を中断したとき、乙は、当該車両を交換、又は甲に代替手段の確保を依頼する等、その供給の継続に努めなければならない。

2 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、事故及び前項による運行の中断等が発生したときは、甲に対してその状況を直ちに報告しなければならない。

（旅客及び第三者に対する責任）

第7条 乙は、第2条第1号の緊急輸送のための車両の運行に際し、乙の責めに帰する理由により車両の利用者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。
(損害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の補償は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）を適用し、甲が補償する。
(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時において、次に掲げる甲が実施する事業の推進について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加
- (3) 甲及び乙が協同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
(担当者名簿等の作成・報告)

第10条 甲及び乙は、この協定の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

2 乙は毎年度、保有する車両の種別、台数等について、甲に報告するものとする。
(有効期間)

第11条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による協定の終了を通知しない限り、この効力を継続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を所持する。

令和3年12月14日

甲 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市
新居浜市長 石川 勝行

乙 新居浜市新須賀町四丁目11番8号
合同会社クニタ商事
代表社員 岩本 尚美

適用：光タクシー、ライフケア、介護サービス友、クニタ商事

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

殿

新 居 浜 市 長

要配慮者の緊急輸送等要請書

災害時における要配慮者の緊急輸送等に関する協定第3条の規定により、次のとおり要請します。

(1) 要請年月日	年 月 日 ()
(2) 場所	
(3) 要請内容	
(4) その他 必要な事項	

担 当 者 欄	部 課
	(担当者) 氏 名 印

（宛先）新居浜市長

（報告者）
名称
代表者氏名

要配慮者の緊急輸送報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、
次のとおり報告します。

(1) 輸送年月日	年 月 日 () 時 分 ～ 年 月 日 () 時 分
(2) 輸送箇所	から まで輸送しました。
(3) 輸送者 (住所、氏名、連絡先)	
(4) 連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5) その他必要な事項	

（宛先）新居浜市長

（報告者）
名称
代表者氏名

被災状況及び被害情報報告書

年 月 日付け、第 号の要配慮者の緊急輸送等要請書による業務について、
次のとおり報告します。

(1) 調査年月日	年 月 日 () 時 分 ～ 年 月 日 () 時 分
(2) 場所	
(3) 報告内容	
(4) 連絡責任者 (会社・氏名・電話番号)	
(5) その他必要な事項	

